# 目　　次

○第１号（６月１日）

議事日程　第１号……１

本日の会議に付した事件……２

出席議員……３

欠席議員……３

説明のため出席した者……３

事務局職員出席者……３

開会・開議……４

町長挨拶……４

諸般の報告……４

日程第　１　会議録署名議員の指名……４

日程第　２　会期の決定……４

日程第　３　報告第　３号　吉岡町土地開発公社の経営状況報告……５

日程第　４　報告第　４号　株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告……１０

日程第　５　報告第　５号　令和７年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書……１８

日程第　６　報告第　６号　令和７年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書……２１

日程第　７　報告第　７号　損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について……２１

日程第　８　報告第　８号　令和７年度中央監視システム更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について……２４

日程第　９　承認第　２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて……２６

日程第１０　承認第　３号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて……２７

日程第１１　承認第　４号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて……２９

日程第１２　承認第　５号　令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて……３１

日程第１３　議案第３２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例……３２

日程第１４　議案第３３号　吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例基準を定める条例等の一部を改正する条例……３４
日程第１５　議案第３４号　吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……３５
日程第１６　議案第３５号　吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……３７
日程第１７　議案第３６号　吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……３８
日程第１８　議案第３７号　吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例……３９
日程第１９　議案第３８号　令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について……４０
日程第２０　議案第３９号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）……４１
日程第２１　同意第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について……４３
散　　会……４５

○第２号（６月３日）
議事日程　第２号……４６
本日の会議に付した事件……４６
出席議員……４７
欠席議員……４７
説明のため出席した者……４７
事務局職員出席者……４７
開　　議……４８
日程第　１　一般質問……４８
◇廣嶋　隆君……４８
◇藤多ゆかり君……６７
◇冨岡栄一君……８２
◇宮内正晴君……９２
◇小池春雄君……１００
散　　会……１１７

○第３号（６月４日）
議事日程　第３号……１１８
本日の会議に付した事件……１１８
出席議員……１１９
欠席議員……１１９
説明のため出席した者……１１９
事務局職員出席者……１１９
開　　議……１２０
日程第　１　一般質問……１２０
◇山崎守人君……１２０
◇飯島　衛君……１３６
◇大井俊一君……１５０
◇小林静弥君……１６４
◇飯塚憲治君……１８２
散　　会……１９７

○第４号（６月１１日）
議事日程　第４号……１９８
本日の会議に付した事件……１９９
出席議員……２０１
欠席議員……２０１
説明のため出席した者……２０１
事務局職員出席者……２０１
開　　議……２０２
日程第　１　委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算　各常任委員長報告）……２０２
日程第　２　承認第　２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて……２０８
日程第　３　承認第　３号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて……２０８
日程第　４　承認第　４号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて……２０９

日程第　５　承認第　５号　令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算
（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求める
ことについて……２０９
日程第　６　議案第３２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例……２１０
日程第　７　議案第３３号　吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例……２１０
日程第　８　議案第３４号　吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例……２１１
日程第　９　議案第３５号　吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例……２１１
日程第１０　議案第３６号　吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関
する条例の一部を改正する条例……２１２
日程第１１　議案第３７号　吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条
例……２１２
日程第１２　議案第３８号　令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更
請負契約の締結について……２１３
日程第１３　議案第３９号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）……２１３
日程の追加……２１４
追加日程第１　第１　議案第４０号　令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ
型）売買契約の締結について……２１４
追加日程第１　第２　委員会議案審査報告（総務産業常任委員長）……２１５
追加日程第１　第３　議案第４０号　令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ
型）売買契約の締結について……２１７
日程第１４　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……２１７
日程第１５　総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……２１７
日程第１６　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……２１７
日程第１７　議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……２１７
日程第１８　予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……２１７
日程第１９　自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について……２１７
町長挨拶……２１９
閉　　会……２１９

# 令和８年第２回吉岡町議会定例会会議録第１号

令和８年６月１日（月曜日）

**議事日程　第１号**

令和８年６月１日（月曜日）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　報告第　３号　吉岡町土地開発公社の経営状況報告

（報告・質疑）

日程第　４　報告第　４号　株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

（報告・質疑）

日程第　５　報告第　５号　令和７年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

（報告・質疑）

日程第　６　報告第　６号　令和７年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書

（報告・質疑）

日程第　７　報告第　７号　損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

（報告・質疑）

日程第　８　報告第　８号　令和７年度　中央監視システム更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について

（報告・質疑）

日程第　９　承認第　２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（報告・質疑）

日程第１０　承認第　３号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（報告・質疑）

日程第１１　承認第　４号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（報告・質疑）

日程第１２　承認第　５号　令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（報告・質疑）

日程第１３　議案第３２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第１４　議案第３３号　吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第１５　議案第３４号　吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第１６　議案第３５号　吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第１７　議案第３６号　吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第１８　議案第３７号　吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第１９　議案第３８号　令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について

（提案・質疑・付託）

日程第２０　議案第３９号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）

（提案・質疑・付託）

日程第２１　同意第　２号　吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について

（提案・質疑・討論・表決）

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（１４人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 山 﨑 守 人 君 | ２番 | 春 山 和 久 君 |
| ３番 | 藤 多 ゆかり 君 | ４番 | 大 井 俊 一 君 |
| ５番 | 秋 山 光 浩 君 | ６番 | 宮 内 正 晴 君 |
| ７番 | 小 林 静 弥 君 | ８番 | 冨 岡 栄 一 君 |
| ９番 | 飯 塚 憲 治 君 | １０番 | 廣 嶋 隆 君 |
| １１番 | 坂 田 一 広 君 | １２番 | 飯 島 衛 君 |
| １３番 | 小 池 春 雄 君 | １４番 | 富 岡 大 志 君 |

## 欠席議員　なし

## 説明のため出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 柴 﨑 徳一郎 君 | 副町長 | 髙 田 栄 二 君 |
| 教育長 | 山 口 和 良 君 | 総務課長 | 小 林 康 弘 君 |
| 企画財政課長 | 齋 藤 智 幸 君 | 住民課長 | 中 澤 早 人 君 |
| 健康福祉課長 | 一 倉 哲 也 君 | 産業観光課長 | 渡 部 英 之 君 |
| 建設課長 | 大 澤 正 弘 君 | 税務会計課長 | 米 沢 弘 幸 君 |
| 上下水道課長 | 永 井 勇一郎 君 | 教育委員会事務局長 | 深 谷 智 洋 君 |

## 事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 岸　一 憲 | 係長 | 栗 原 春 美 |

## 開会・開議

午前９時３０分開会・開議

議　長（富岡大志君）　皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達していますので、令和８年第２回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

## 町長挨拶

議　長（富岡大志君）　町長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　皆さん、おはようございます。

第２回吉岡町議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本日、令和８年第２回定例議会が、議員各位出席のもと開会できますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

本定例会では、議案等１９件を提出させていただきました。慎重審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げますとともに、議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

## 諸般の報告

議　長（富岡大志君）　次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第１号）により会議を進めます。

## 日程第１　会議録署名議員の指名

議　長（富岡大志君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第１１９条の規定により、議長において１１番坂田一広議員、１２番飯島　護議員を指名します。

## 日程第２　会期の決定

議　長（富岡大志君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、廣嶋　隆委員長より委員長報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長　廣嶋　隆君登壇〕

議会運営委員長（廣嶋　隆君）　議会運営委員会からの報告を行います。

令和８年５月２５日月曜日、午前９時３０分から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行からは、町長、副町長、教育長、関係課長、局長の出席のもと、議会運営委員会を開催し、令和８年第２回定例会について、会期及び会期日程について協議を行いました。

協議の結果、本定例会の会期は本日６月１日から６月１１日までの１１日間とすることに決定しました。

議事日程は、本日６月１日が議案等の提案、質疑、付託等、６月３日と４日が一般質問、６月５日が総務産業常任委員会、６月８日が文教厚生常任委員会、６月９日が予算決算常任委員会、６月１１日に委員長報告、討論、表決となります。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、委員長報告といたします。

議　長（富岡大志君）　委員長報告は終わりました。

廣嶋委員長、自席へお戻りください。

お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり会期を、６月１日から６月１１日までの１１日間としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

よって会期は６月１日から６月１１日までの１１日間と決定しました。なお日程はお手元に配付したとおりです。

## 日程第３　報告第３号　吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議　長（富岡大志君）　日程第３、報告第３号、吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　報告第３号、吉岡町土地開発公社の経営状況報告について、説明を申し上げます。

吉岡町土地開発公社の令和７年度の決算書、令和８年度の予算、事業及び資金の計画書の提出があったので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

説明については、町土地開発公社から提出されました令和７年度吉岡町土地開発公社決算書、令和８年度吉岡町土地開発公社予算、事業計画及び資金計画により説明をさせていただきます。

まず、令和７年度の事業報告ですが、決算書２ページをご覧ください。事業概要の総括事項について、令和７年度における吉岡町土地開発公社の事業としては、公有地取得事業の用地取得及び用地売却はありませんでした。経営の状況について、令和７年度決算は収益的収支において収入１万９，３９７円、支出１１７万２，９０７円となり、差引き１１５万３，５１０円の損失を計上しました。繰越し準備金は１，１９２万４９１円となります。資本的収支につきましては、収入０円、支出０円となり、差引き０円となりました。

続きまして、４ページをご覧ください。収益的収入及び支出について説明いたします。決算額のみの読み上げとさせていただきます。収益的収入について、１、事業収益は０円となっております。２、事業外収益は１万９，３９７円で、内訳としましては、受取利息が１万９，３９７円となり、収益的収入の合計は１万９，３９７円となります。

次に５ページをご覧ください。収益的支出について、１、事業原価は執行がありませんでした。２、販売費及び一般管理費は１１７万２，９０７円となっており、内訳は事務経費です。３、事業外費用、４、特別損失、５、予備費は執行はありませんでした。以上により収益的支出の合計は１１７万２，９０７円となります。

続いて６ページをご覧ください。資本的収入及び資本的収入及び支出について、こちらは、収入支出ともに０円となっております。

７ページをご覧ください。損益計算書についてご説明いたします。３、販売費及び一般管理費は１１７万２，９０７円で、内訳は先ほどご説明したとおりです。事業総利益、０円から販売費及び一般管理費を差引きますと、事業損失が１１７万２，９０７円となります。４、事業外収益は、（１）受取利息が１万９，３９７円のみとなります。５、事業外費用は、０円となります。事業損失に事業外収益を加算し、そこから事業外費用を差し引くと、経常損失が１１５万３，５１０円となります。特別利益、特別損失、予備費はありませんので、当期純損失及び当期損失は１１５万３，５１０円となります。

続いて８ページをご覧ください。貸借対照表についてご説明いたします。最初に資産の部ですが、１、流動資産は現金及び預金の１，６９２万４８９円のみとなります。現金及び預金の内訳ですが、１１ページに明細がございますのでご覧ください。

こちらは、現金及び預金明細書であります。現在、現金は保有しておりません。普通預金が群馬銀行吉岡支店に９１万９，４８９円。北郡渋川農業協同組合南支店に１，０００円、定期預金が、北郡渋川農業協同組合南支店に１，６００万円となっております。

８ページにお戻りいただき、資産の部をご覧ください。２、固定資産は有形固定資産の残存分が２円となっており、これはマイクロバス２台分の計算です。これと流動資産を併せまして資産の部の合計は１，６９２万４９１円となります。次に、負債の部は０円となっております。続いて資本の部ですが、１、資本金の（１）、基本財産が５００万円です。こちらは設立団体である町からの出資金となっております。２、準備金は、（１）前年度繰越準備金が１，３０７万４，００１円、（２）当期純損失が１１５万３，５１０円で、準備金合計は１，１９２万４９１円となります。これと資本金合計を併せまして、資本合計は１，６９２万４９１円となります。これにより、負債の部０円、資本の部１，６９２万４９１円となり、負債、資本の合計が資産の部の合計と一致しています。

なお、９ページにはキャッシュフロー計算書、１０ページには財産目録、１２ページには有形固定資産明細表と、資本金明細表、１３ページには、事業収益明細表、１４ページには、事業原価明細表が添付されております。そして決算書の最後のページには、４月２２日に実施された、監査報告として、適正に処理されていたことを認める意見書が添付されています。決算書の説明は以上のとおりとなります。

続きまして、令和８年度の予算、事業計画及び資金計画について説明させていただきます。２ページをご覧ください。第２条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収益的収入は２万１，０００円。収益的支出は８５万８，０００円で、差引き８２万９，０００円の損失が見込まれております。第３条では、資本的収入及び支出の予定額を定めておりますが、令和８年度当初では、公有地取得事業を予定していないため、資本的収入額及び、３ページに進みまして、支出額とともに０円となっております。

なお、第４条の長期借入金の限度額及び第５条の一時借入金の最高額については、現時点において借入れの予定がないため、０円となっております。

続いて４ページをご覧ください。上段が事業計画、下段が資金計画となります。事業計画については現時点において、本年度は事業予定がないため、各項目の記載はございません。資金計画ですが、受入資金は、受取利息の２万１，０００円と、前年度繰越金１，６８１万円で、受入資金合計は１，６８３万１，０００円となります。支払資金は販売費及び一般管理費７５万円と、予備費１０万円で、支払い資金の本年度予定額は８５万円となり、受入資金から支払資金を差し引いた額が、１，

５９８万１，０００円となります。

なお、予算及び計画は、決算見込額に基づき策定しているもので、策定しているため、先ほど説明いたしました令和７年度決算書に記載された額とは異なる部分がありますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、予算説明書の内容については説明を割愛させていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　土地、土地開発公社そのものなんですけれども、今県、県下３５市町村ありますけれどもその中で残っているのは、土地開発公社としてね。残ってるのは何市町村ありますか。

そもそも、この土地開発公社というのは、公拡法という、公拡法と言われる公有地に各公有地の確保に関する法律ということで、いわゆるバブルの世代に、議会の議決を得ないで、選ばれた人たちがそこで賛成すれば、こういう公有地が確保できますよと、いうことでできたものですよね。

でも、もうそういう時代ではなくなって、議会もちゃんと機能してますし、そのことで、話ですと吉岡町も、これに基づいて、以前には要らないような土地も随分買って後になって騒ぎになったというような話も聞きましたけれども、もう、そもそも、土地開発公社そのものが、もう時代に合わなくてやめたとこが多いですよね。その中で吉岡町がこれまだ持っていなければならないという、理由というのは、どのように考えていますか。

今２点聞きましたけれどもその点についてお答えください。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　まず、土地開発公社、県内の数ですけれども、郡で持ってる方が公社一つありますので、３５分の１７と認識しております。

続きましてですね、土地公社の役割についてというところなんですけれども、当然のことながらですね、目的の変化とか、市場環境の変動とか、十分承知しておりますがですね。現在ですね、進めているですね、産業団地事業におけるですね、土地開発公社を利用しての事業の進め方というのをですね、検討してるとこでございますので、しばらくはですね、このままの状態で、いたいと考えておるところでございます。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　３５のうちの１７と言いましたよね、半分ぐらいあると。でもほとん

ど市の段階ってもう無くなってるんじゃないですか。市ってすごく減ってると思うんですよ。なぜかというと、議会があるんですよ。だから土地を買うというときというのは、最高の意思決定機関ってのは議会ですから、議会で承認すればいいんですよ。でもその土地開発公社ってのは先行取得なんですよ。議会じゃなくて、開発公社が、そのほかにも当然議会の代表として、複数名出てますけれども、少人数の中で決定すれば、もうそれで公有地が確保できちゃうという、皆さんの言い分と、議会側の言い分は違うと思うんですよね。何のために議会があるかというとやっぱり意思決定最高意思決定機関というのはここですから。それで事後承認でありますけれどその後になって、議会の議決を得ると。

でも、先行取得というのはこれ、奇矯なんですよ。この土地、土地開発公社ってのは、私はその分をどう考えますかって聞いてるんですよ。これから必要だから使うかもしれませんじゃなくて、議会というのはあるにもかかわらず、それ、それよりも先にその権限を持たせるというところに問題があるんじゃないかということで、大きな市としても、市はもうやめてますよね。そこについてどういう考えをお持ちですかって聞いてるんです。

〔副町長　髙田栄二君発言〕

副町長（髙田栄二君）ご質問のとおりですね、市では、土地開発公社を廃止してですね、独自の中で、資金調達を行いながら開発等の事業を進めているところもございます。町といたしましては、議員ご指摘のような、疑義を抱かれるような体制をとらないように、十分な説明と理解を得られるようにしながら、事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

公社の設立意義については、やはり予算規模の小ささがありますので、これからの投資事業を行うに当たっては、やはり、資金需要、柔軟に対応するためには公社の設立意義というものはあるものだというふうに考えております。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　そういう回答頂きましたけれども、私は、そういうね、バブルの時代というのはそういうのが必要だったかもしれませんけれども、やはり意思決定機関として、やっぱり議会ってのあります。

この、開発公社という先行取得と、先行取得をして、後から議会がそれを追認するというような格好になるんですよね。ですから、いろんな例を考えたときに、やっぱり議会との関係で、それは今後私たちもどうすべきかと。いうものはやっぱり慎重に考えていただきたいと思うんですよ。

というのは、町はこれまでいろんなことで財政規律の見直しという中から、第三者機関なんかを入れて、それで、この部分はもうそれいらないから削除しようとか、

それやってきたじゃないですか。

ですからその中に、この土地開発公社というのも、果たしてその今後どうあるべきかという、検討もその中に私入れるべきだと思うんですけれども。今言ったからそういう回答なんでしょうけれども、ぜひそのことも、開発公社の今後のありようについても、十分に検討していただきたいということを申し上げておきます。

議　長（富岡大志君）　ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

## 日程第４　報告第４号　株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

議　長（富岡大志君）　日程第４、報告第４号、株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　報告第４号、株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告について説明申し上げます。

株式会社吉岡町振興公社の令和７年度の事業報告書並びに、令和８年度の事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

添付書類であります、事業報告書及び事業計画書により、ご説明させていただきます。議案書を１枚めくっていただきまして、令和７年度事業報告書より説明させていただきます。

２ページ、１、事業の経過及びその成果、（２）施設の特徴と取り巻く環境の最下段をご覧ください。本施設のアクセスとしましては、令和８年３月に、上武道路の４車線化が進展し、より広域からの利用者の増加が期待されます。

（３）令和７年度の主な取組と成果をご覧ください。振興公社では、当該施設が持つ特徴的な機能を最大限発揮させることを目標に、各種事業に取り組んでまいりました。従前実施の経営、経営改革プロジェクトの教訓を生かし、部門別に売上分析会議を行いました。経営面においては温泉入館者数の減少もあり、対前年、前年対

比で温泉施設の売上げは減少しましたが、各部門の売上げ増加もあって、全売上げ全体では増加の結果となりました。

次に、仕入れ原価を差引き差引きした売上げ総利益では、前年を若干下回るとともに、人件費及び一般管理費が最低賃金の上昇、諸物価高騰等により大幅に増加し、収支状況としては厳しい結果となりました。

次にイベントとしまして、道の駅は開業１５周年を迎え、吉岡温泉マルシェなどを開催し、道の駅全体として集客増に取り組みました。施設の魅力発信としましては情報誌や新聞社へ積極的に情報提供を行ったほか、町と連携してテレビ局に取上げてもらうなど、ＰＲとイメージアップに取組ました。

３ページをご覧ください。従業員研修としましては、評価の高い道の駅を視察し、従業員のスキルアップを図りました。このような取り組みにより、振興公社全体の純売上高は２億４，８０１万２，０００円、前期差１，２９５万５，０００円の増、売上総利益としましては、１億８，９０９万５，０００円、前記差、１４９万円の減でありました。支出においては最低賃金の上昇等により人件費が１億１，３８６万５，０００円。前期差４１４万８，０００円の増、一般管理費は、リース料修繕費及び備品消耗品等の増により、８，８９６万９，０００円、前期差５８５万円の増となり、販売費及び一般管理費としましては、２億２８３万４，０００円、前期差９９９万８，０００円の増となりました。その結果、営業利益はマイナス１，３７３万９，０００円。経常利益としましてはマイナス９９２万３，０００円となりました。

続きまして３ページ、２、部門別の状況をご覧ください。

（１）として吉岡温泉リバートピア吉岡による取り組みです。①緑地運動公園利用者の取り込み、②ファミリー層の誘客促進、③利用者の満足度の向上、④売店、食堂、４ページに移りまして、⑤その他となります。

４ページの上より６行目をご覧ください。令和７年度の入館者数全体は１８万７，３２１人、前期差、１万８，４７５人の減でありました。これは前年度９月からの入館料価格改定に影響するものと推測されます。

収入については、温泉施設売上げが７，６９６万２，０００円、前期差は１８９万４，０００円の減となりましたが、食堂売上が４，８８５万１，０００円、前期差２７万９，０００円の増、物品売上が５，１０９万７，０００円、前期差、１，８２４万円の増となり、温泉施設全体の純売上高としましては、２億６１万２，０００円、前期者１，７３５万４，０００円の増、前期比１０９．５％となりました。

次に（２）吉岡町緑地運動公園をご覧ください。取組内容としましては、①健康増進を目的とした利用促進、②滞在型施設としてのＰＲ活動、③魅力向上策の立案、

５ページに移りまして④施設・設備の改修等となります。５ページ上から上より、４行目をご覧ください。令和７年度の利用者数は、緑地運動公園合計で３万１，４４３人、前期差は５３３人の減でありました。これは天候不順が推測され、特にグラウンドゴルフの利用者数が大きく減少したものとなるものでございます。

収入は利用料の合計が２，００５万４，０００円、前期差５８万４，０００円の増となりました。これは令和８年１月実施のケイマンゴルフ利用料の料金改定によるものと推測されます。部門別の実績としまして利用者数ではケイマンゴルフ７，８６６人、前期差２８人の増、パークゴルフ１万５，５３８人、前期差２８９人の増でありました。利用料ではケイマンゴルフ１，１４５万７，０００円、前期差６５万３，０００円の増、パ円の増、パークゴルフ７９４万８，０００円、全期差では２，０００円の微減でありました。一方でグラウンドゴルフの利用者数は２，９０１人、前期は６３３人の減、利用料としましては２７万３，０００円、前期差４万４，０００円の減、前期比８６．１％と大幅減の状態で、結果でありました。

次に６ページをお開きください。中ほど、（３）道の駅よしおか温泉をご覧ください。

取組内容の①利用者満足度の向上では、ＲＶパークＥＶ充電器の利用件数について、②おもてなし拠点としての利用活用促進では、実施されたイベント等を列記しております。

次に６ページ下、（４）物産館かざぐるまをご覧ください。取組内容としましては、①キャッシュレス決済システムの増設とし、７ページに移りまして、キャッシュレス決済端末の１台増設について。②館内照明の更新では、ＬＥＤ化による商品の演出、節電効果について。そのほかにも、③３ＳＵＮデーの開催、④売り場レイアウトの変更及び、売れ筋商品の分析、⑤生産者、仕入れ業者の開拓を行いました。

次に７ページ中ほどをご覧ください。令和８年３月３１日現在における、３株主及び４役員、また、５運営組織及び従業員の状況は、附属書類として１１ページに組織図を添付しております。６、安全衛生管理、８ページに移りまして、７、消防避難訓練、８、従業員研修はご覧のとおりです。

次に附属書類となります。９ページは、２期比較損益計算書、１０ページは各年度における温泉の入館者数月次推移表、下段はそのグラフ、１１ページが組織図となります。

次に決算報告書を説明させていただきます。１３ページから１４ページが貸借対照表となります。

資産の部、流動資産計、２，４４８万７，４２２円、固定資産計が１，２３７万１，７３７円。資産の部の合計としまして３，６８５万９，１５９円となります。負債

の部としましては流動負債計の３，０６６万２，５３５円が負債の部の計となります。

純資産の部では、資本金１，０００万円と、１４ページに移りまして、利益剰余金計マイナス３８０万３，３７６円、合算しますと、６１９万６，６２４円が純資産の部の計となり、負債、純資産の部の合計としましては、３，６８５万９，１５９円でございます。次に、１５ページ及び１６ページの損益計算書をご覧ください。これまでの説明と重複する点がありますが、ご了承ください。

まず、営業損益についてですが、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が、１億８，９０９万４，６６６円、当該額から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は、マイナス１，３７３万９，０５８円となりました。

営業外収益は１６ページに移りまして、８００、ごめんなさい。３８２万１，８３７円、当該額から営業外費用をの６，０７７円を差し引き、営業利益マイナス１，３７３万９，０５８円を足した額のマイナス９９２万３，２９８円が、経常利益となります。

当該額から法人税・住民税・事業税の１６万５，４００円を差し引いた額、マイナス１，００８万８，６９８円が当期純利益となります。

続いて、１７ページは、株主資本等変動計算書、１８ページは個別注記表でございます。

最終１９ページは、監査役による監査報告があります。適正かつ正確であったことが認められております。

続きまして、令和８年度事業計画書をご覧ください。２ページ１、株式会社吉岡町振興公社の方向性と事業計画をご覧ください。振興公社ではより一層の魅力を備え、快適に楽しむことができる施設づくり、複合施設としての優位性を前面に出し、打ち出した取り組み、健康増進の場としての利用促進に取り組みます。

温泉は、社会情勢の変化が運営コストに直接的な影響を与えることがありますが、引き続き快適で安心し、安心して利用できる施設を目指してまいります。

売店及び物産館は、継続して適正かつ効果的な売上げ、売場管理を行い、客数と客単価を上げることで、売上げ増を目指します。また、生産者との新規開拓を続け、商品の欠品解消、利用者の満足度向上に取り組みます。食堂の改革に引き続き取り組むほか、道の駅としましても、集客に効果的なイベントを開催してまいります。

また、ＰＲ活動の充実化を図り、町内外に向けて広域的な誘客活動に取り組みます。

続きまして、２、部門別の事業計画をご覧ください。（１）吉岡温泉リバートピア吉岡についてであります。リバートピア吉岡の入館者数は、コロナ禍を経まして、回復傾向にありましたが、直近では伸び悩みの傾向にあります。

令和８年においては、以下、事項を重要施策として取り組みます。①緑地運動公園利用者の取り込み、②ファミリー層の誘客促進、③利用者満足度の向上、３ページに移りまして、④温泉入館者増に向けた施策に取り組み、集客増に努めます。

（２）吉岡町緑地運動公園としましては、①健康増進を目的した利用促進、②滞在型施設としてのＰＲ活動、③魅力向上策の立案及び安全対策の徹底、④季節に応じた対策に取り組みます。

（３）道の駅よしおか温泉では、①効果的なイベントの実施、②利用者満足度の向上、③おもてなし拠点としての取り組み、４ページに移りまして④レストランの入り口前広場の利用促進に取り組みます。

（４）物産館かざぐるまについてです。道の駅の買い物部分の中核をなす物産館は、より一層利用者に満足頂けるよう、売場となるよう、①売場レイアウトの変更及び売れ筋商品の分析、②イベント開催による集客、③生産者、仕入業者の開拓に取り組んでまいります。

５ページは、収支予算書としまして、前期実績と当期予算書による２期比較損益計算書となります。

前期事業報告のとおり、振興公社全体の純売上高は、前年度比較で増加の結果でございました。当期としましても、部門別事業計画の推進による売上げ総利益の増加、並びに継続する人件費及び一般管理費の増加を見込み、経常利益においては、１３９万１，０００円、当期純利益としましては、１２２万６，０００円の予算を組むものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　やっぱり、私はまず第１に懸念されたのは、ここにあります前年度９月からの入館、入館料価格改定に影響するものということで、１万８，４７５人へ、対前年比で減りましたという報告がありました。このことは当然想定されました。値上げをしたことによってその経営が改善されるかと，いうことなんですよね。

私はこのトータルで見たときに、今これ、町はそっちの方向に向けようとしてるわけなんですけれども、トータルで見たときにはやっぱり、お客さんを呼び込むというときには、あそこは温泉が安いから行こうと。スーパーなんかもそうですよね。やっぱり、そのとき、そのときに安い商品を置いて、やっぱり当然客集めをして、ほかのものを売らせると、いうことですから。

そもそも、よしおか温泉というのは、以前も言いましたけれども、目的というのは、

吉岡の人たちにその温泉の恩恵にあずかれるようにということで、福祉を目的として、作った温泉。しかしそれは町を町内者はもちろんですけれど町外者にも、対応できますよと、門戸開いてますよという形でできたものですよね。ですから、そのときの趣旨というのはどこへ飛んじゃって、だんだんその、当然、経営ですから、ある程度恐らく福祉といえども赤字を垂れ流していいという考えを持ってませんけれども、でも、できた経過ってのはね、福祉目的で出たところでそこでその利益だけを追求しちゃったら、こういう結果になって、そして入館者が１万８４７５人減ったと。どっちがいいかという考えってありますよね。

値上げをすることによって、値上げをすることによってペイできたら、できたかというとそうでもないだろうし、お客さんが減ってるわけですから、でも目的というのは、町とするとやっぱりこのここ全体のお客さんを増やしたいという考えがあるんですよね。そうすると目玉として、安いから行ってみようと。今でも富士見温泉とか、前橋にあります。あそこの何ていうかな、やすらぎの湯でしたっけ。昔の荻窪にあるところ、あそこはそれを、今も、６５歳以上は３１０円ですよね。大人の人が４００円だったかな。やっぱり安くして人を集めて、でも安くなるとそれ、人って安いほうに流れますよね。

ですから、まして吉岡町の場合には隣にも、想像しなかった前橋道の駅ができて、また競合もしてますよね。そういう中では、やっぱり、どういうふうにして集客するかと。だからレストランの売り上げってそうですよね。安いからお風呂に行ってついでに食事もしようというふうに言われますけれども、最初から温泉の入浴料が高いよと、いうとちょっとやっぱり足踏み踏んじゃう、消費者はもう来ないわけですから、そういうことも、今後はやっぱり十分に考えていったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

それから事業、事業計画が出されましたけれども、事業計画ってのは、今、町がいろいろこれから想定、想定しているものを組入れていくでしょうし、確かに、経営陣も、頑張って、新たな取り組みをして、中でのね、物産館かざぐるまの売上げ向上とか、いうについては様々な検討なされて、いい方向に今行ってるんだというふうに思っています。

私はこのかざぐるまの経営についてはもう、以前にも言ってますけれども、これは、この施設がもうかるだけじゃなくて、ここに参入する、地域の人たちの利益にもつながると。いうところにも力点を置いて、それに力点おくと。そうすると見えてくるのはどういう形をすればいいかというものが見えてくると思いますので、やはり地域の方との連携、というものをしっかりと進めて、町によく、生産者にもよく、そして利用者にもよくと、三方がよくなる方法をぜひとも追求していきたいと、こ

の分については、皆さんも、何か考えがあるでしょうから、もしも考えがあったらその辺の考えをお聞きしたいと、お聞きをしたいと思います。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　令和７年度の入館者数は先ほどおっしゃるとおり、１８万７，３２１、議員おっしゃるように前期差で１万８，４７５人と、減であります。

これです。これについてはですね、前年９月からの入館料を価格改定に影響するものと推測されますと、整理をしております。

料金改定により一定の利用抑制が生じたとは考えていますが、一方で温泉部門全体では、温泉施設全体での売上高２億６１万２０００円、前期差１，７３５万４，０００円の増、前期比で１０９．５％となっており、単価上昇により売上げが増加しています。

議員のおっしゃるですね、福祉との観点というのも忘れずにですね、今後はですね、料金水準と利用者数のバランスを注視しつつ、ファミリー層の誘客促進や、利用者満足度の向上といった施策により、入館者数の回復と収益性の両立を図っていきたいと考えております。

また、物産館につきましてもですね、今回の目標ということでですね、売場レイアウトの変更及び売れ筋商品の分析等を通じてですね、またほかの部門もございます。そちらとですね、各部門の強みを伸ばしつつですね、全体としての相乗効果を高めていくことを重視してですね、これによりですね、議員さん、議員おっしゃるように福祉の観点も含めてですね、地域の交流、健康観光の拠点としての役割を果たしながらですね、持続可能なですね、公社の経営を目指してまいりたいと考えております。

議　長（富岡大志君）　ほかにありませんか。

〔１１番　坂田一広君発言〕

１１番（坂田一広君）　損益計算書等を見ますと、今期の当期純利益が、１，００８万８，０００円の赤字というようなことであります。

この赤字の原因につきましては、事業報告書の３ページあたりに書いてあるんですけれども、今一度、この赤字の原因についてどのように分析されるのかという点と、これ、３月の予算委員会のときも少しお聞きしましたけれども、無料招待券の配布につきまして、例年に比べて今年度は３７０万円ほど減額で５００万円分と、いうことになっております。そうしますとですね、当期１，００８万８，０００円の減額、さらにその無料招待券分の３７０万円の減額ってなると、相当額の赤字というものが、８年度、についても予想されるんですけれども、その辺についてはどのようにお考えになってますか。

これ赤字がどんどんどんどん続けば、結局それ返ってくるのは町で補填しなきゃいけないという話になりますよね。

その点どのようにお考えになっているか、無料招待券の部分と、関連してお願いします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　まずですね、営業赤字、経常赤字の原因の分析でございますが、こちらですね、赤字の収入はですね、売上げの不足というよりもですね、最低賃金の引上げや物価高騰を背景とした人件費、一般管理費の増加によりですね、構造的なコスト上昇圧力を受けた決算であると分析しております。

その上で公社ではですね、従前実施の経営改革プロジェクトの教訓を生かしてですね、部門別に売上げ分析会議を行うなど、収益力向上に取り組んでおり、令和８年度は、こうした取り組みを一層進めることで売上げ総利益の増加と、費用の適正化を図り、経常黒字への転換を目指しているところでございます。

またですね、黒字のですね、当期黒字の予算ですが、根拠といたしましてはですね、こちらで計画書にもあったとおりですね、上武道路の４車線化による広域からの利用者増の期待、また、温泉緑地公園道の駅物産館それぞれの具体的施策、先ほど申し上げたように、ファミリー層誘客イベント売上げ、売場改善、またですね、これまでのですね、売上げ増加等の実績もございます。

一方でですね、物価や人件費のさらなる上昇、天候不順などのリスクも認識しており、予算執行段階での維持管理と状況を含めたですね、事業運営を行うことによって、黒字化を目指していくところでございます。

また、無料券につきましてもですね、福祉の観点というところもございますのでですね、なるべくですね、当然のことながら費用は掛かりますけれども、なるべくですね、住民のために、福祉の観点もですね、考慮してですね、毎年の経済状況当然ございますので、経営状況を見ながらですね、適切なですね、配布のほうをですね、これ以降もですね、続けていきたいと検討しております。

〔１１番　坂田一広君発言〕

１１番（坂田一広君）　そうしますと、無料招待券分のが３７０万円減額したことは本年度の収益には影響はほとんどないと、営業努力によってそれらカバーできるんだと、いう理解でよろしいんですね。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　はい、当然ですね、こちらのですね、費用が減、予算が減したことによってですね、当然のことながら、無料招待券分の費用が増加するとありますが、議員おっしゃるようにですね、経営努力によりですね、こちらのほうカバー

していきたいと考えております。

議　長（富岡大志君）　ほかにありませんか。

〔１１番　坂田一広君発言〕

１１番（坂田一広君）　物産館単独じゃないですけれど、収支状況とか出てましたら、教えていただきたいと思います。

〔副町長　髙田栄二君発言〕

副町長（髙田栄二君）　物産館の売上高の推移につきましては、事業報告書の４ページ、中ほどの表のところにですねこちら、という結果といたしまして物産、物品の中でちょっと混ざってしまってはいるんですけれども、これより詳細なものについては今、担当のほうに準備があるかどうかを確認させますが、非常に上向いているということでご理解をお願いしたいと思います。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　申し訳ありません。今手元にありますので、売上金額でよろしいでしょうか。

まずですね、２０２５年度当年度、こちらでございますが、前年度、前年度がですね、２０２４年度ということで、６，２６２万３，１６０円。２０２５年度が７，９７６万３，６６３円。前年差等前年比を申し上げましょうか。前年差１，７１４万５０３円。前年比１２７．４％となっております。

〔１１番　坂田一広君発言〕

１１番（坂田一広君）　取りあえず売上げが伸びてて、今まで物産館単独では赤字が続いてましたけれど、今度、全部合同でしてると。少しでも物産館の売上げが伸びて、経営状況がよくなりますようお願いします。以上です。

議　長（富岡大志君）　ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますのでこれにて終結いたします。

## 日程第５　報告第５号　令和７年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

議　長（富岡大志君）　日程第５、報告第５号、令和７年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　報告第５号、令和７年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告します。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和７年度から令和８年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

なお詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　それでは町長の補足説明をさせていただきます。

２ページ、令和７年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

今回報告する、令和７年度の繰越し明許は全部で１４事業です。

１行目、２款総務費、１項総務管理費、シェアサイクル事業５５０万円が全額、本年度へ繰越となり、財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が２６１万５，０００円、残り２８８万５，０００円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

２行目、２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費、戸籍振り仮名追加対応業務９９万円が、全額本年度へ繰越となり、財源内訳は全額が未収入特定財源の国庫支出金です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

３行目、３款民生費、２項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支援支給事業、５０３万４，０００円が全額本年度へ繰越しとなり、財源内訳は、既収入特定財源の国庫支出金が１０７万５，０００円、未収入特定財源の国庫支出金が３６０万円、残り３５万９，０００円が一般財源です。物価高対応子育て応援手当の申請期限は令和８年６月３０日となってございます。

４行目、６款農林水産業費、１項農業費、数値情報化業務委託事業３７万８，０００円が、全額本年度へ繰越となり、財源内訳は全額が一般財源です。令和８年１月２６日に契約を締結し、完成期限は令和８年８月３１日です。

５行目、７款商工費、１項商工費、プレミアム付商品券事業２億４，１０６万９，０００円のうち、２億４，１００万４，０００円が本年度へ繰越となり、財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が１億円、その他が１億１，５５０万円。残り２，５５０万４，０００円が一般財源です。令和８年２月３日に契約締結し、契約期限は令和９年１月２９日です。

同じく６行目、駒寄スマートＩＣ産業団地用地取得支援等業務１５６万９，０００円が全額本年度へ繰越となり、財源内訳は全額が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

７行目、８款土木費、２項道路橋梁費、道路長寿命化事業９７０万２，０００円のうち、６７２万２，０００円が本年度へ繰越となり、財源内訳は、未収入特定財源

の地方債が４５０万円、残り２２２万２，０００円が一般財源です。令和７年１１月２６日に契約を締結し、完成期限は令和８年６月３０日です。

同じく８行目、渋川吉岡連携道路事業８３７万５，０００円のうち、７９１万２，０００円が本年度へ繰越となり、財源内訳は、未収入特定財源の地方債が５００万円、残り２９１万２，０００円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

続いて３ページをご覧ください。

同じく１行目、駒寄スマートＩＣ産業団地道路新設事業９，４１３万円のうち、８，１４５万７，０００円が本年度へ繰越となり、財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が、３，７８５万８，０００円、地方債が３，６００万円、残り７５９万９，０００円が一般財源です。繰越分については、本年度内に完了予定です。

２行目、８款土木費、４項都市計画費、天神東公園再整備事業１，７３３万円が全額本年度へ繰越となり、財源内訳は、全額が一般財源です。繰越分については本年度内に完了予定です。

同じく３行目、都市計画道路漆原総社線新設事業１，７９４万４，０００円のうち、１，２１４万円が本年度へ繰越となり、財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が５６７万円、地方債が５１０万円、残り１３７万円が一般財源です。繰越分については本年度内に完了予定です。

４行目、９款消防費、１項消防費、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）新型受信機及び自動起動機更新工事１，１１１万円が全額本年度へ繰越となり、財源内訳は、未収入特定財源の地方債が９３０万円、残り１８１万円が一般財源です。令和８年１月１５日に契約を締結し、完成期限は令和８年９月３０日です。

５行目、１０款教育費、４項社会教育費、文化センター図書館系統チラーユニット更新事業３，７７６万１，０００円が、全額本年度へ繰越となり、財源内訳は、未収入特定財源の地方債が３，３９０万円、残り３８６万１，０００円が一般財源です。令和８年３月２４日に契約締結し、完成期限は令和８年９月１１日です。

６行目、１０款教育費、６項、給食センター費、給食センター整備に伴う用地買収事業８，１１３万９，０００円が全額本年度へ繰越となり、財源内訳は全額が一般財源です。繰越分については本年度内に完了予定です。

以上町長の補足説明となります。よろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め質疑を終結します。

本件は報告でございますのでこれにて終結いたします。

## 日程第６　報告第６号　令和７年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書

議　長（富岡大志君）　日程第６、報告第６号、令和７年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　報告第６号、令和７年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書について報告します。

令和６年第１回吉岡町議会定例会において議決を頂きました継続費につきまして、令和７年度から８年度への逓次繰越を行いましたので、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　それでは町長の補足説明をさせていただきます。

２ページ、令和７年度吉岡町一般会計継続費繰越計算書をご覧ください。

繰越ましたのは、１行目、２款総務費、１項総務管理費、町庁舎空調設備改修事業で、令和６年度から令和８年度までの３か年で継続費を設定しております。継続費の総額は１億４，３２０万円であります。令和７年度継続費予算現額は４，１８８万８，０００円で、このうち１，７０２万８，０００円を、本年度に逓次繰越します。

２行目、２款総務費、１項総務管理費、庁舎電気設備改修事業は、同じく令和６年度から令和８年度までの３か年で継続費を設定しております。継続費の総額は１億１，０００万円であります。令和７年度継続費予算額現額は、２，４５０万円で、このうち３７１万円を、本年度に逓次繰越します。

以上、町長の補足説明となります。よろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　はい、質疑なしと認め質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

## 日程第７　報告第７号　損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告

議　長（富岡大志君）　日程第７、報告第７号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

柴﨑町長より報告を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　報告第７号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について提案理由の説明を申し上げます。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては建設課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　町長の補足説明をさせていただきます。

議案書の２ページ、専決処分書をご覧ください。

本事案は、損害賠償の額１万２，６５０円、損害賠償の相手方は、住所氏名とも記載のとおりでございます。

事故の概要は、令和７年１２月３日午後７時頃、自宅前の町道小倉・陣場線の道路側溝部において、道路側溝の一部が破損しており、その開口部に足を落とし、大腿部を打撲したものでございます。

この度、町と損害賠償の相手方等の当事者間で示談が成立し、和解となりましたのでここに報告をするものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に１万２，６５０円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認しました。

なお、事故の過失割合は、町が１００％で、損害賠償金額１万２，６５０円は、町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　こういう事案というの度々出てくるんですけれども、こういう事案というのは想定される、想定ですね、想定されてる部分というのはどのぐらいあって、分かってるんだけれども、想定されてですよ、分かってるんだけれども、そこに手が入れてない場所ってのはどのぐらいあるのか、それとも全く想定ができなかったので手の入れようがないのか。その辺がちょっと見えてこないんですけれども。町

にはそういう箇所というのはこれから、そういうことが発生、するという可能性が分かってれば、それ補修しなくてはならないですよね。でも、分からないでこういうことが度々出てくるのか。

それがちょっと見えてこないんですけれども、もしもその辺の数字が分かっていたら報告してください。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　緊急補修の実績をまず報告させていただきます。

６年度の、側溝とか排水路の緊急補修の箇所は３６か所でございました。

また、令和５年度の側溝関係の保守、緊急補修の関係は、５７件ございました。

今回の案件につきましては、通常であれば旧県道小倉・陣場線ですので、通常、側溝が割れているものは、ことが発見した場合にはすぐ連絡を頂いて、町のほうで対応できるんですけれども、今回の事故に関しまして、夜間でしたので、このような事故が発生してしまったというふうに考えております。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　ちょっと分かりづらい、分かりにくいですけれども、人間まあ、昼夜関係なく歩いたりもしますけれども、要するに、そこで事故があった場合には、中にはね、相手方の過失を問われますよという部分もあれば、今回みたいな１００％町の過失ですよという部分がありますけれどもそういう中で、やはりその地域の住民の安全安心を守るというこれ実際の使命ですよね。

そういう中でそういうところがあれば、それは分かっていれば、それを早急に対応しなければならないことだと思うんですよね。そういうことが想定されますから。でも想定されてないところであったんであれば、それはやむを得ない部分というのもあるかもしれませんけれども、それが分かれ目になると思うんですけれども、そういう想定がされてると。

それの区分けってなかなか難しい部分ではあるかと思いますけれども、そういう地域から上がってきたそういう要望等があればそれを皆さんが見て、緊急性があればやっぱり、それは補正でも組んで緊急にやって未然に防ぐということが大事だと思うんですけれども、その辺というのが、こういう要望と、あとは皆さんがみた感覚とそういうところで感覚どおり今度は当然予算が伴いますから、それに、それに対する対応というのが皆さんから見て、どこが足りないんだと。お金が足りないんだか、そういうところをね、視認することが目視するとこが多分足りないんだから。ちょっと見えてこないですけれども、その辺をどのように考えてますか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　はい。今回の側溝の一部が破損した関係につきましては、旧県道で

あったことから、想定はされないものと考えております。

損傷場所につきましては、幅が大体２０センチぐらいで、５０センチぐらいの幅で、深さが７０センチぐらいの側溝なんですけれども、旧県道であることから本来であれば、そう簡単といいますか、壊れるものではないんですけれども、老朽化等により、一部が破損してしまったということで、想定はされて、想定されないものと考えております。

議　長（富岡大志君）　ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め質疑を終結します。

本件は報告でございますのでこれにて終結いたします。

## 日程第８　報告第８号　令和７年度中央監視システム更新工事、変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について

議　長（富岡大志君）　日程第８、報告第８号、令和７年度中央監視システム更新工事、変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　報告第８号、令和７年度中央監視システム更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分についてご報告を申し上げます。

水道事業の中央監視システム更新工事変更請負契約の締結を、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔上下水道課長　永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君）　それでは、報告第８号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

２ページにあります専決処分書をご覧ください。原契約の内容については記載のとおりでございます。

変更内容は、３の契約金額についてです。

変更前の７，６７８万円を、６７万１，０００円増額の７，７４５万１，０００円としたものです。

工事の変更理由につきましては、資料を作成しましたので、そちらでご説明します。タブレットの中、説明資料と書いてあるＰＤＦのデータをお開きください。

はい。報告第８号のファイルの中フォルダの中に、説明資料というタイトルで入っています。

議　長（富岡大志君）　すみません。暫時休憩していいですか。

はい。暫時休憩いたします。

午前１０時３９分休憩

午前１０時４２分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。

〔上下水道課長　永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君）　それでは説明資料の３、契約の変更理由についてをご覧ください。

今回の変更は２か所の施設で、当初予定していた経路により光回線の引込みができなかったことに起因するものでございます。

１か所目は、コミュニティーセンターにある上下水道課の中央監視室です。当初予定していた既存のＮＴＴ専用回線の経路では、必要なスペースを確保できなかったため、新たな引込み口をあける工事を追加しました。

２か所目は、第四配水地です。着工前の調査で、保安木箱からハンドホール間の既設配管の経年劣化が判明したため、架空配線に変更したものです。追加工事費には、アスベストの調査費と除去費も計上されています。

なお、工事につきましては、当初契約の工期、工期どおりに完了し、中央監視システムは現在稼働中でございます。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議　長（富岡大志君）　報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔１１番　坂田一広君発言〕

１１番（坂田一広君）　この契約変更の手続きがですね、令和８年３月１１日ということで３月定例会の会期中です、今確認したら。

これ、今回専決処分したということでありますけれども、議会に提出、提案するのに時間的な余裕がなかったと言えるのかどうか、その点についての説明をお願いします。

〔上下水道課長　永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君）　はい。議員ご指摘のとおり、この契約の変更日、３月１１日については、３月定例会の会期中でありました。

議会の最終日までに報告を行うことが、当然可能でしたが、失念しておりました。大変申し訳ございませんでした。

〔１１番　坂田一広君発言〕

１１番（坂田一広君）　失念でよろしいんですね。

〔副町長　髙田栄二君発言〕

副町長（髙田栄二君）　同じようなことで３月議会で私のほうで皆さんにお詫びをさせていただいたところでございましたが、失念というよりも事務の不手際ですね、そちらで、迅速に処理することはかないませんでした。

以後このようなことがないように、気をつけて指導してまいりたいと考えております。

議　長（富岡大志君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますのでこれにて終結いたします。

ここで休憩をとります。再開を１１時とします。

午前１０時４４分休憩

午前１１時００分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。

## 日程第９　承認第２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議　長（富岡大志君）　日程第９、承認第２号、吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長に、提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　承認第２号、吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日付けで施行されることに伴い、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分としたため、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、詳細については、税務会計課長に説明させますので、ご審議の上、ご承認頂きますようお願い申し上げます。

税務会計課長（米沢弘幸君）　それでは町長の補足説明をさせていただきます。

議案名、提案理由については先ほど町長が答弁したとおりとなります。

概要説明書のほうに沿って説明したいと思いますのでよろしくお願いします。

今回の改正については大きく、３点となります。

まず１点目として、軽自動車税環境性能割の廃止に伴うものとして、軽自動車税の環境性能割を令和８年３月３１日をもって廃止し、これに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とすることに伴う、所要の改正となります。

２点目として、町県民税の、失礼しました、町県民税に係る改正に伴うものとして、主なものとして、住宅借入金等特別控除、特別税額控除について、居住要件に伴う改正となります。

３点目として、固定資産税に係る特例措置の拡充及び延長になります。主なものとして、新築住宅に係る税額の減額措置について、床面積要件の下限を４０平方メートル以上に引き下げる改正となります。

概要説明書２ページ目、裏面をご覧ください。４、技術的改正として、条項ずれ対応及び字句の整理に伴う所要の改正となります。

５点目施行期日となります。（１）として、施行期日、令和８年４月１日となります。（２）として固定資産税に関する経過措置、（３）として軽自動車税、軽自動車税に関する経過措置が記載のとおりとなります。

最後に６、専決処分日については、令和８年３月３１日となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第２号は総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第１０　承認第３号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議　長（富岡大志君）　日程第１０承認第３号、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴﨑町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　承認第３号、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要

が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したため、同条第３項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その他詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　それでは、町長の補足説明をさせていただきます。概要説明書の概要欄をご覧ください。

１の、基礎課税額に係る課税限度額の引上げ、第２条第２項関係につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を６６万円から６７万円に引き上げるもので、高所得者に負担を求め、保険税負担の公平性の確保等を図るものであります。

次に、２の、５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正、第２３条第１項関係につきましては、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、５割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を３０万５，０００円から３１万円に、２割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を５６万円から５７万円に引き上げるもので、国民健康保険税の５割軽減及び２割軽減の世帯を、対象世帯を拡大するものであります。

続きまして、３は、引用している法令の改正に伴う技術的改正です。

次に４、施行期日等の１として、施行期日は令和８年４月１日でございます。

また、２として、適用区分は、この条例による改正後の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について、適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、改正前の国民健康保険税の額とするものです。

最後に、５、専決処分日は令和８年３月３１日です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　今の２割軽減５割軽減という話がありましたけれども、全体の国保加入世帯の中の、町は補足してますか。

２割軽減って言いますが、この軽減というのが、全体の中の２割軽減が何世帯ぐらいあります、５割軽減が何世帯ありますと、いうとその数というのはおおよそこのぐらいの世帯ですというのがありますか。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　今回の改正での人数となりますと、本算定をまだしておりませんので、７月に本算定がありますので、でないと、正式な数字はお持ちすることはできないのですが、７年度分であれば、はい。

医療費分に関しましては、７年の１０月時点で、５割分が５８４人、２割分が４７４人、ですので、１，０５８名が対象となってました。以上となります。

議　長（富岡大志君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第３号、３号は、文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第１１承認第４号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議　長（富岡大志君）　日程第１１承認第４号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴﨑町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　承認第４号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分は、国の学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることに伴い、緊急に要する執行経費が生じたため、４月１日付をもって予算の専決をさせていただいたものでございます。

本補正は歳入歳出、歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4，７８５万4，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９５億８５万4，０００円とするものであります。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく審議の上、承認頂きますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）それでは町長の補足説明をさせていただきます。

国の学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることにより、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正の予算書１ページをご覧ください。令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１

号）は次に定めるところによるものでございます。

第１条第１項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

２ページをご覧ください。第１表・歳入歳出予算補正でございます。

３ページをご覧ください。歳入でございますが、１５款国庫支出金１９万円を減額し、２０億2，２３２万7，０００円に、１６款県支出金８，４７７万円を追加し、９億８，０６７万９，０００円に、１９款繰入金３，６７２万６，０００円を減額し、７億３，０２１万２，０００円とさせていただくものでございます。

内容につきましては１０ページをご覧ください。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、６目教育費国庫補助金１９万円の減は、特別支援教育就学奨励費補助金に給食費相当額が含まれているため、減額を行うものでございます。

１６款県支出金２項県補助金５目教育費県補助金８，４７７万円は、今回の給食費無償化による交付金額となります。

次に、歳出でございますが、６ページをご覧ください。

１０款、教育費、４，７８５万４，０００円を追加し、９億３，０４６万２，０００円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、１１ページをご覧ください。

１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、１８節負担金補助及び交付金、学校給食費給付金、８８万円の増は、アレルギー等で給食の提供を受けられない方への給付金となります。同じく２７節繰出金、給食費負担軽減事業繰出金８，４７７万１，０００円の増は、先ほど歳入でもご説明した給食費無償化による繰出金額となります。その他及び、以降の２項小学校費、６項、給食センター費における減は、今回の給食費無償化に付随する減額となってございます。

なお、１０款教育費、３項中学校費、２目教育振興費、２７節繰出金１０万４，０００円の減は、当初予算で計上していた生徒数の減による減額となってございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第４号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第１２　承認第５号　令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議　長（富岡大志君）　日程第１２、承認第５号、令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　承認第５号、令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算括弧第１号に係る、専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分は、国の学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることに伴い、緊急に要する執行経費が生じたため、４月１日付をもって予算の専決をさせていただいたものでございます。

補正内容は、学校給食費負担軽減交付金に伴う歳入の構造の見直しと、歳出における財源変更を行い、歳入歳出予算の増、総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億４，５５２万７，０００円とするものです。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上承認いただきますようお願い申し上げます。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書２ページの専決処分書をご覧ください。

本補正予算の専決処分につきましては、国の抜本的な負担軽減が令和８年度から実施されることに伴い、吉岡町立小学校の給食費の無償化を実施するにあたり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分書のとおり専決処分をしたため、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます。

補正の予算書、６ページをご覧ください。歳入になりますが、１款１項１目の給食費納入金では、教職員給食費が、１６６万９，０００円の増、また、給食センター職員等給食費が、３４万２，０００円の増となります。これはいずれも物価高騰の影響に伴う負担増を予定したものです。

その下の児童生徒給食費が、５，２２７万９，０００円の減、また、ひばりの給食

費が５万２，０００円の減となります。これはいずれも小学生の給食費の無償化に伴い、その納入金を０円としたことが、主な減額内容となっています。

次の２款１項１目繰入金は、学校給食一般会計繰入金、給食費負担軽減交付金分として、交付金予定額の全額に当たる、８，４７７万円を追加し、これを小学生の給食費無償化に係る主要な財源とするため、学校給食一般会計繰入金、明治小学校分、６８７万６，０００円と、学校給食一般会計繰入金駒寄小学校分、８９７万６，０００円は、当初予定の計上額を全額減額したものです。

同様に、第３子以降給食費無料化分繰入金、６５２万３，０００円の減額は、第３子以降にかかわらず、小学生の給食費は無償化を実施することから、小学生分の計上額を減じ、減額したものです。

また、物価高騰分繰入金、１，１９６万６，０００円も同様に、主に小学生の給食に係る材料等高騰分を減額したものです。

その他、学校給食一般会計繰入金吉岡中学校分の１１万５，０００円の減額は、当初予算で計上していた生徒数の減に伴うものです。

７ページをご覧ください。４款１項１目雑入は、物価高騰に伴い、給食の試食代の増額を予定したものです。

次に、８ページをご覧ください。歳出になりますが、１款１項１目学校給食費は、財源変更の補正となります。主に、特定財源である給食費納入金にかえて、一般会計から繰入れの給食費負担軽減交付金を財源とするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第５号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第１３　議案第３２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第１３議案第３２号、吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　議案第３２号、吉岡町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、ご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔税務会計課長　米沢弘幸君発言〕

税務会計課長（米沢弘幸君）　それでは町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書に沿って説明しますので概要説明書をご覧ください。議案名提案理由については、先ほど町長が答弁したとおりです。

概要をご覧ください。今回の改正の主なものは、２点あります。

１点目として、個人住民税の控除等で、主なものとして、（１）は、復興特別所得税の課税期間の延長及び、防衛特別所得税の創設及び、ふるさと納税に係る寄附金控除額のうち、特別控除額について、現行制度では、個人住民税、所得割の２割が上限とされているが、１９３万円を定額上限として設定するものとなります。（２）については、扶養親族等に係る所得要件の引上げに係る改正に伴うものとなります。

２点目として、固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を現行の２０万円から３０万円に、償却資産に係る免税点を、現行の１５０万円から１８０万円に引き上げるものとなります。

３として、技術的改正、条例、条項ずれ対応に伴う所要の改正となります。

概要説明書裏面にお移りください。４、施行期日として、（１）施行期日については記載のとおりとなりますが、主なものとして、令和９年１月１日に、第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２及び第３６条の３の３、並びに附則第６条及び附則第７条の３の２第１項の改正規定、並びに本条例附則第２条第１項及び第２項の規定関係、令和９年４月１日に第６３条の２の改正規定及び附則第３条第２項の規定関係、令和１０年１月１日に第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４、附則第９条の２及び附則第１７条の２の改正規定並びに本条例附則第２条第４項の規定関係となります。

（２）として、町民税に関する経過措置については記載のとおりとなります。

３ページに移りまして、固定資産税に関する経過措置となります。改正後の吉岡町税条例第６３条の規定は、令和９年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第３２号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第１４　議案第３３号　吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第１４、議案第３３号、吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　議案第３３号、吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、（平成２６年内閣府令第３９号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決頂きますようお願い申し上げます。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。概要の１、既存の小規模保育事業、（２歳児以下対象）の区分に、新たに満３歳以上を対象とする満３歳以上限定小規模保育事業の類型を追加し、その設備及び運営に関する基準の所要の改正を行うもの、については、（１）として、特定地域型保育事業のうち、満３歳以上限定小規模保育事業の利用定員は、６人以上１９人以下とし、特定地域型保育事業者のうち、満３歳以上限定小規模保育事業者は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、子ども・子育て支援法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子供に係る利用定員を定めるものとすること。（第３７条及び第５１条の２関係）。

（２）として、特定地域型保育事業者のうち、満３歳以上限定小規模保育事業者は、利用の申込みに係る子ども・子育て支援法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子供の数及び、特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、子ども・子育て支援法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとすること。（第６条、第２０条及び第３１、第３９条関係）。

（３）として、定義規定の追加等により、字句の整理を行うもの。（目次、第２条、

第７条、第９条、第１３条、第２５条、第３５条、第３６条、第４０条から第４３条まで、第４６条、第４７条、第４９条、第５０条、第５１条及び第５２条関係）となります。

最後に、２、施行期日、（附則第１条及び第２条関係）については、公布の日の翌日。ただし、児童福祉法等の一部を改正する法律、（令和７年法律第２９号）第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第３３号は、文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第１５　議案第３４号　吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第１５、議案第３４号、吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　議案第３４号、吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。その他、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　それでは、町長の補足説明をさせていただきます。概要説明書をご覧ください。

概要の１、既存の小規模保育事業（２歳児以下対象）の区分に、新たに満３歳以上を対象とする満３歳児以上限定小規模保育事業の類型を追加し、その設備及び運営に関する基準の所要の改正を行うもの（第１条による改正）については、（１）として、満３歳以上限定小規模保育事業者については、第６条第１号及び第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないとすること（第６条関係）。

（２）として、３歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、第２８条第１項に規定する小規模保育事業所Ａ型の設備及び職員の基準（満３歳以上の幼児に係る部分に限る。）と同様とすること（第３２条、第４８条及び附則第６条から第９条まで関係）。

（３）として、満３歳以上限定小規模保育事業者については、附則第３条の連携施設に係る経過措置の対象外とすること（附則第３条関係）。

（４）として、その他所要の改正を行うもの（第３条、第１８条、第２７条及び第３５条）となります。

次に、こちらも第１条による改正になりますが、２、理学療法士等を保育士とみなすことのできる基準を追加するもの（第２９条、第３１条、第４４条及び第４７条関係）となります。こちらについては、保育現場では、多様なニーズへの対応が求められており、特に配慮が必要な児童（障害児や発達に課題のある児童）への支援体制を強化するため、国において、保育士配置基準の見直しをしたことにより、所要の改正を行うものです。

小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型または事業所内保育事業を行う事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を１人に限り保育士とみなすことができることとし、当該理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業Ａ型等の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければ、ならないと、ならないこととするものです。

３、保育所等における３歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定をするもの（第２条による改正）、（附則第３条及び第４条関係）については、吉岡町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する条例（令和６年吉岡町第２９号）附則第２条に定めた経過措置の３歳児の児童を保育する場合に、場合についてのものと、満４歳以上の児童を保育する場合についてのものに規定を分けて、前者の経過措置期間の終期を令和１０年３月３１日までと定める改正を行うものです。

最後に４、施行期日（附則第１条及び第２条関係）については、公布の日の翌日。ただし、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案３、議案第３４号は文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第１６　議案第３５号　吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第１６、議案第３５号、吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　議案第３５号、吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

駒寄スマートＩＣ産業団地の西側周辺の良好な住環境を保全するため、吉岡都市計画特定用途制限地域の変更、（駒寄スマートＩＣ産業団地西第１地区ほか２地区の変更）に伴う所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。概要の１、特定用途制限地域の追加、別表関係は、駒寄スマートＩＣ産業団地西側の住宅地内に工場と住宅の混在の防止を図り、住環境を保全するため、新たに２地区の特定用途制限地域を都市計画決定するため、別表に、地域の名称と制限すべき建築物の用途を追加するものです。

駒寄スマートＩＣ産業団地西第１地区は、共同住宅及び長屋に加え、工場その他これに類するものの立地を規制します。

駒寄スマートＩＣ産業団地西第２地区は、工場、その他これに類するものの立地を規制するものです。３、施行日、家族関係は規則で定める日とします。

なお、資料として参考図面をタブレットにございますので、区域の確認等をお願いいたします。

以上、町長の補足説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　地図で見てるけれど、これ、この面積が何、何ヘクになりますか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　はい。図面をご覧頂きまして下のほうにですね、駒寄スマートＩＣ産業団地西第１地区は約１１ヘクタール。第２地区につきましては、約３．５ヘクタールになります。

議　長（富岡大志君）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第３５号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第１７　議案第３６号　吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第１７、議案第３６号、吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴﨑町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　議案第３６号吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由の説明を申し上げます。

駒寄スマートＩＣ産業団地周辺地域の良好な住環境を保全するため、駒寄スマートＩＣ西周辺地区の追加に伴う吉岡都市計画地区計画の変更について、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決頂きますようお願い申し上げます。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。概要の１、駒寄スマートＩＣ西周辺地区の内容について、（１）計画区域の追加、（別表第１及び別表第２関係）は、別表に、新たに追加する地区整備計画区域を、駒寄スマートＩＣ西周辺地区地区整備計画区域とし、計画地区の区分をＡ地区、Ｂ地区及びＣ地区の３地区とするものです。

（２）建築物等の数、用途の制限（第４条及び別表第２関係）は、産業団地としての良好な土地利用を維持し、周囲の住環境を保全するため、住宅に近い場所では、危険な工場、騒音・振動の大きい工場などの建築を規制するものです。

（３）高さの最高限度（新第５条及び別表第２関係）は、良好な環境保全のため、

建築物の高さの最高限度を、住宅に近いＡ地区では１５メートル、Ｂ地区では２５メートルとするものです。

（４）敷地面積の最低限度（第６条及び別表第２関係）は、良好な環境保全のため、建築物の敷地面積の最低限度を、Ａ地区では１，０００平方メートル、、Ｂ地区及びＣ地区では３，０００平方メートルとするものです。

（５）壁面の位置の制限（新第７条及び別表第２関係）は、良好な環境保全のため、道路境界線から建築物の外壁等建築物の壁面線の位置を１０メートルから１５メートル以上とするものです。

（６）罰則（新第１３条第１項第３号関係）は、（３）及び（４）に違反した当該建築物の設計者に対し、１０万円以下の罰金を課するものです。

その他の規制の改正としまして（１）罰則の対象の変更（新第１３条第１項第１号及び第３号関係）は、敷地面積の最低限度に違反した場合の罰則及び建築主に故意がない場合におけるかき、さくの制限に違反した場合の罰則を、建築主から設計者に変更するものです。

３、技術的改正として、（１）両罰規定に関るただし書きの削除、等です。

４、施行日（附則関係）は規則で定める日とするものです。

なお、資料として参考図面をタブレットにございますので区域等の確認をお願いいたします。

以上町長の補足説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第３６号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第１８　議案第３７号　吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第１８、議案第３７号、吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　議案第３７号吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

建築協定を締結できる区域が、一部の用途地域に限られていたものを、用途地域の全種類を対象とするため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。概要の１、建築協定に関する規定の改正について。

（１）建築協定ができる区域（第３条関係）は、建築協定ができる区域を用途地域及び用途地域の指定のない区域において、住宅地としての環境、または商店街としての利便を高度に維持する、維持増進することが必要な区域として、町長が告示して定める区域とし、第２条に規定する建築協定の目的に沿ったものとするものです。

（２）建築協定の内容（新第４条関係）は、建築協定の内容は、建築に関する法令、条例等に適用するもので、適合するものでなければならないものとする。

３、施行日（附則関係）は公布の日とするものです。

以上、町長の補足説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第３７号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第１９　議案第３８号　令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について

議　長（富岡大志君）　日程第１９、議案第３８号、令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　議案第３８号、令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本工事については、令和８年第１回臨時会において、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により報告を行いました契約でありますが、このたび、工事内容に変更が生じたことから、変更請負契約を締結したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和３９年吉岡村条例第７５号）第２２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決

頂きますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

現契約につきましては、１契約の目的、２契約の方法、３契約金額、４契約の相手方は記載のとおりとなります。

令和６年１２月１２日に議会の議決を経た令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事請負契約について、工事内容に変更が生じたため、当該議決に係る契約金額を３２４万５，０００円増額し、１億２，８５１万３，０００円に変更するものでございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税は１，１６８万３，０００円です。

増額の主な理由としましては、二つございます。

１点目は、吸収式冷温水器本体の基礎及びフェンスの撤去工事の追加です。

今回の空調設備更新工事により、電気式の空調となることから、庁舎北側入口の左側にある吸収式冷温水発生機は不要となります。今後その跡地に、電気設備更新工事請負、受注業者が新しいキュービクルを設置する予定でございます。今回、両業者の調整により、既存の基礎及びフェンスの撤去については、空調設備更新工事受注業者が行い、新たな基礎及びフェンスの設置については、電気設備更新工事受注業者が行うこととなりました。このため、今回既存の基礎及びフェンスの撤去工事が追加されました。

２点目はアスベスト処分の追加です。

事前のアスベスト調査により、庁舎２階のクーリングタワー東の軒天にアスベストが含まれていることが判明しておりましたが、今回、処分量が確定したため、処分が追加されました。

その他、議案書の添付資料をご覧ください。１ページ目は、今回の建設工事、変更請負仮契約です。２ページ目には、今年１月の臨時議会でご報告した建設工事変更請負契約書を添付してございます。以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第３８号は総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第２０　議案第３９号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）

議　長（富岡大志君）　日程第２０、議案第３９号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第

２号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　議案第３９号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８３８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９５億９２４万３，０００円とするものです。

主な補正内容は、駒寄小学校校庭拡張事業に係る町債の繰上償還費を計上するものです。

詳細については、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決頂きますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　それでは、議案第３９号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）、議案書１ページをご覧ください。

第１条第１項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による、ということで、内容については、補正の款項の区分等を含め、事項別明細書でご説明いたします。

１０ページをご覧ください。初めに歳入です。１９款繰入金、２項基金繰入金、１目１節財政調整基金繰入金８３８万９，０００円の増は、歳出の増に伴い増額するものです。

次に歳出です。１１ページをご覧ください。１２款公債費、１項公債費、１目元金、２２節、償還金利子及び割引料６６０万円の増は、駒寄小学校校庭拡張事業について、当面の間、事業の進捗の目処が立たなくなり、令和６年度に借入れた町債を繰上償還する必要が生じたため計上するものでございます。

同じく、３目、公債諸費、２１節補償、補填及び賠償金補償金１７８万９，０００円の増は、当該繰上償還に伴う、補償金を計上するものでございます。

そのほか、別紙参考資料として、Ａ４判４ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第３９号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第２１　同意第２号　吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議　長（富岡大志君）　日程第２１、同意第２号、吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　同意第２号吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、３名の現委員が本年７月３１日をもって任期満了となりますので、議案書に記載の３名の委員を新たに選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置された中立的な第三者機関であります。委員の資格は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者となっております。なお任期は令和８年８月１日から令和１１年７月３１日までの３年間でございます。

同意を求めたい１人目の候補者は、福田光一氏でございます。生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりです。同氏は、高校卒業後は民間会社に勤務され、その後、病院勤務を経て、現在は介護老人保健施設に勤務されております。また地域の役員等につきましては、陣場自治会長を２年、吉岡町青少年健全育成会副会長６年、吉岡町農地利用最適化推進委員を３年務められております。

２人目の候補は飯塚輝昭氏でございます。同氏は、大学を卒業後は、小中学校の教諭として学校勤務を経て、現在は農業に従事されております。また、地域の役員等については、駒寄自治会長を２年、吉岡町農業委員会長を３年務められております。

３人目の候補者は、政田朴之氏でございます。同氏は、大学を卒業後は民間企業に勤務され、執行役員や顧問などを歴任され、取締役、監査委員等を務められた経験もお持ちの方でございます。また、地域の役については、上野田自治会の副会長を現在務められております。

いずれの方々も、誠実な人柄で、地域活動にも真摯にご尽力されており、町や地域の状況に精通し、地域住民からの人望も厚く、人格・識見とも優れ、公正の確保が求められる固定資産評価審査委員に適任者であると考えます。

以上、よろしくご審議の上同意頂きますようお願い申し上げます。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております、同意第２号は吉岡町議会会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定します。

この同意議案は３名それぞれ分離して審議いたします。

議案書に記載されている表の上から順に審議します。

表中１番目福田幸一氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって、採決を行います。福田光一氏を原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって、原案のとおり同意されました。

表中２番目、飯塚輝昭氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって、採決を行います。飯塚輝昭氏を原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって原案のとおり同意されました。

表中３番目、政田朴之氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって、採決を行います。政田朴之氏を原案のとおり同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって、原案のとおりとおり同意されました。

## 散　会

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

これにて散会とします。お疲れさまでした。

午後０時００分散会

# 令和８年第２回吉岡町議会定例会会議録第２号

令和８年６月３日（水曜日）

**議事日程　第２号**

令和８年６月３日（水曜日）午前９時３０分開議

日程第　１　一般質問（別紙質問表による　No.１～No.５）

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

## 出席議員（１４人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 山 﨑 守 人 君 | ２番 | 春 山 和 久 君 |
| ３番 | 藤 多 ゆかり 君 | ４番 | 大 井 俊 一 君 |
| ５番 | 秋 山 光 浩 君 | ６番 | 宮 内 正 晴 君 |
| ７番 | 小 林 静 弥 君 | ８番 | 冨 岡 栄 一 君 |
| ９番 | 飯 塚 憲 治 君 | １０番 | 廣 嶋 隆 君 |
| １１番 | 坂 田 一 広 君 | １２番 | 飯 島 衛 君 |
| １３番 | 小 池 春 雄 君 | １４番 | 富 岡 大 志 君 |

## 欠席議員　なし

## 説明のため出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 柴 﨑 徳一郎 君 | 副町長 | 髙 田 栄 二 君 |
| 教育長 | 山 口 和 良 君 | 総務課長 | 小 林 康 弘 君 |
| 企画財政課長 | 齋 藤 智 幸 君 | 住民課長 | 中 澤 早 人 君 |
| 健康福祉課長 | 一 倉 哲 也 君 | 産業観光課長 | 渡 部 英 之 君 |
| 建設課長 | 大 澤 正 弘 君 | 税務会計課長 | 米 沢 弘 幸 君 |
| 上下水道課長 | 永 井 勇一郎 君 | 教育委員会事務局長 | 深 谷 智 洋 君 |

## 事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 岸　一 憲 | 係長 | 栗 原 春 美 |

開　議

午前９時３０分開議

議　長（富岡大志君）　皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

町長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　皆さんおはようございます。

議員皆様に一般質問が始まる前にお願いがございます。ご承知のとおり台風の大型台風６号は、関東近県に接近中でございます。そういった中で、昼前後は影響がピークという気象情報は一斉発信させられております。不測の事態も視野に、各課局等所管のほうで、情報収集等警戒等を整えております。

今後の気象情報の動向に注視しつつ、本会議に臨ませていただきたいと思いますので、よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。以上です。

議　長（富岡大志君）　本日と明日の両日、一般質問を行います。

本日は通告のあった１０人のうち、５人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が５分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの連携が切れますのでご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るようご協力願います。

それでは、お手元に配付してあります、議事日程括〔第２号〕により会議を進めます。

日程第１　一般質問

議　長（富岡大志君）　日程第１、一般質問を行います。

１０番廣嶋　隆議員を指名します。

〔１０番　廣嶋　隆君登壇〕

１０番（廣嶋　隆君）　議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

１、天神東公園再整備について。

道の駅よしおか温泉の南側に位置する天神東公園は、１９９７年度に供用を開始し、０．４ヘクタールで、身近な公園として、地元住民のために整備された公園です。水辺は地元住民により蛍が育て、育てられており、蛍の里として知られております。

（１）天神東公園再整備の目的についてお伺いいたします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　今日、明日の２日間、１０名の議員の皆さんから質問を頂きました。本日はうち５名から、まずはトップバッターとして、廣嶋議員より、天神東公園再整備について質問頂きました。

お答えさせていただきます。よしおか温泉公園の再整備は、道の駅よしおか温泉に道の駅の南側にある天神東公園を道の駅のサポート施設として加え、よしおか温泉公園として一体的に再整備するものでございます。

町の東の玄関口として、誰もが行ってみたくなり、滞在時間も長くなるように、魅力のある公園として、道の駅の集客と売上げアップに貢献することを目的に、道の駅と関係を重視して再整備を図るものでございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　再整備については利用者が少ないということが要因になっていると思います。

この利用者が少ないということは、調査をした結果なのか。どういうことで利用者が少ないということをお話ししているのか伺います。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　基本計画策定業務において、専門家から指摘された五つの現状の問題点を回答させていただきます。

一つ目は、現状は平たんで、ほぼ高低差がなく、空間にメリハリがなく、単調な空間となっていること。

二つ目は、樹木が多過ぎて、中がほとんど見通せない。入ってくるなと、樹木が人を拒んでいるように、樹木が多過ぎること。

三つ目は、ゆっくりくつろいで滞在できるということが、公園の楽しさに欠かせないのにもかかわらず、ベンチなどの人が、休憩する場所が少ないこと、四つ目は、道の駅よしおか温泉物産館や温泉等は、公園に対して背を向けている位置関係が問題で、公園へのアクセス道も人を誘う形になっていないこと。

五つ目は、道の駅は、建物が点在したレイアウトのため、魅力的な空間がつくられていないこと。建物自体も、堅い壁、壁で囲われており、駐車場に対して入り口が分かりにくいなど、魅力が不足していること。

以上五つの問題点がございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　先ほど町長からですね、再整備の目的について、東の玄関口である隣接する道の駅をサポートする施設、そして道の駅の増築と一体的に再整備するというお話がありました。

ところがですね、再整備の目的がね、はっきり見えてこないんですよ。どういうことかというとテーマが見えないんです。

つまり、目的の中に、公園としての魅力を高め、子育て世代に配慮した魅力ある遊具等の施設を充実させるということも盛られておるんです。

ところが、子供連れで楽しめる公園にするのか、大人やシニアが楽しめる公園にするのか、歴史や文化に触れる公園にするのか、いろいろあると思うんです。

こういう中で焦点をどこに合わせるのか、お伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　ターゲットとしますのは、公園の需要が高い、子育て世帯、ファミリー層をターゲットに、町民のみならず、町外からの多くの利用者を対象としたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　次に、道の駅の増築と一体的に再整備するということですが、広域からの集客と売上げに貢献し、町民の利活用に資する公園にすること、と目的の一つがあります。

集客と売上げ等の施設、集客案、集客と売上げ増の施策はあるのか、お伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　売上げは客数が増える、増えれば売上げが上がります。

また、道の駅の売上げは滞在時間の長さに正比例すると言われております。公園内には築山や池をつくることで、変化に富む公園や景観をつくり、飲食物販施設などで居心地のよい空間をつくり、地形に合わせた遊具を設置することで、滞在時間が自然と長くなるように計画をしております。

また、道の駅の物産館とレストラン棟をつなぐ建物を増築し、両施設の入り口を分かりやすくすることで、集客等、売上げを引き上げると同時に、道の駅と背を向けている天神東公園へのエントランス施設とする計画でございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　ただいま客数が増えれば、売上げが伸びるというお話がありました。

それではですね、売上げの目標についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　今年度、詳細設計業務に入ってきます。その中で、維持管理等もどこにしていくかというんですけれどもその中で、具体的な数字を示していきたいと思います。

１０番（廣嶋　隆君）　今後、検討するということですね。

続きまして２番、再整備の内容についてお伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　よしおか温泉公園の面積は約３．６ヘクタールで、その内、再整備をする範囲は約１．６ヘクタールです。公園施設としては、園路、池、築山、遊具、休憩施設、東屋、ベンチなどです。

現時点で、物産館とレストランの和みの間のエントランス施設は、デッキを含め、約２８０平方メートル、公園内の飲食物販施設の建物は鉄骨造り平屋建てで、面積約３００平方メートル、デッキ面積約３５０平方メートルです。

今年度実施する詳細設計業務の中で、建物の大きさを決める予定でございます。公園全体を人を誘う、起伏のある地形の築山を作り、あわせて水面、池をつくります。植栽を不用意に入れず、豊かな休憩スペースを設け、飲食と居心地のよさを提供する施設を、足湯つきのデッキと建物をセットで池に面してつくる計画でございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　遊具等はどのように考えておるんですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　地形に合わせた遊具を設置することを基本とし、子供に人気のふわふわドームを池と築山の間に設置します。

次に、こちらも子供に人気で、幅が広いすべり台を築山の山腹に収める形で設置します。

もう一つは、高台の池に囲まれたブランコで、公園全体を見渡せる位置に設置する計画としております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　今のお話の中で、ふわふわドームという言葉が出てきました。これふわふわドームってどうして必要なんですか。現に、城山みはらし公園にもありますよね。新しくつくるところにこのふわふわドームが、どうして必要なのか。

また、前橋道の駅にもふわふわドームあります。近辺にふわふわドームがあるのが、あるのに、なぜふわふわドームを導入に必要なのか。

そして、遊具に関するデザインコンセプトをどのようにお考えなのか。土地と遊具が一体化した美しい風景をつくるということがありますが、このような考えもあると思うんですが、デザインコンセプトそれからふわふわドームが必要なことに関して、考えをお示しください。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　はい。議員のご指摘のとおり、城山みはらし公園にもふわふわドームございまして、赤城の道の駅のところにもふわふわドームもございます。ふわふわドームに関しましてはやはりですね、非常に子供たち人気でございまして、榛東村の方からもですね、ぜひ、榛東も検討を設置に向けて検討したいということで、吉岡町の城山公園についてのドームについて、いろいろと情報共有を図ったところです。

いずれにしてもふわふわドームにつきましては、前橋の道の駅とは若干違った形でですね、池がございますので、池に、池と少し築山の山腹がございますので、そういったところに設置をするということで、また前橋の道の駅とは違う形のですね、魅力のあるものにしていきたいと考えております。

もう１点、デザインの関係なんですけれども、こちらも先ほどお話ししたとおり地形に合わせた形で、少し小山をつくってきますので、その地形と、あと池ですね、池も、深い池ではなくって、１０センチ程度の浅い池でございますので、そういった前橋の道の駅にはないものをですね、デザインしていきたいというふうに考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　ふわふわドームに関しては、以前どこかで事故があって、城山公園のふわふわドームは一時使用しない状態があったと思うんですけれども、遊具ですから、安全安心な遊具を導入していただきたいんですよね。その辺もふわふわドーム以外に関しても、十分検討頂いて、導入をお考えいただきたいと思います。

それから、道の駅の物産館とレストランをつなぐ建物を増築し、天神東公園のエントランスとする施設というふうなお話がありました。

ところで、現在の西側にある駐車場は、これ何台駐車できるんですかね。

〔産業観光課長　渡部英之発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　道の駅よしおか温泉の駐車場でございますが、現在、普通車が２５０台、大型車１５台、思いやり駐車場、こちらが１１台、合計２７６台となっております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　これ以外に、駐車場を南側増設したときに作る考えはあるんですか。

〔産業観光課長　渡部英之発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　現在ですね、駐車場につきましてはですね、イベント時以外は、余裕があるのでですね、公園、開園後の状況を見ながらですね、拡張拡張するかどうか、検討していきます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　そうすると現在２７６台で、これオープンするのが５年後でしたっけ、確か。

それで、２７６台で充分足りるというふうな考えでしょうか。

〔産業観光課長　渡部英之発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　当然ですね、周りの道の駅の駐車場台数も鑑みまして、現在ですね、吉岡町の台数２７６台で、一応充分とは考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）２期工事に関してなんですが、２期工事では南側にオートキャンプ場と自転車パークが予定されていると思うんですが、エントランス施設である道の駅の物産館とレストラン棟がこれ反対側に位置的にはなりますよね。

道の駅の物産館、これオートキャンプ場とか、来た人たちは、来てもらえる方策というのは何か考えてるんですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　２期工事に関しましては、まだ構想段階でございまして、まず１期工事が完了してから、それの集客状況等を考えながら、２期工区のほう、検討していきたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　この工事に係る概算費用等、また国の交付金がどれぐらいなのかお伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　概算事業費は約７億５，０００万円を見込んでおります。

二つの国の交付金、社会資本整備交付金及び地域未来交付金を活用する予定です。

なお、この概算事業費の金額は、現時点での概略設計段階での金額であり、今後の詳細設計の内容や昨今の物価高高騰により変更になる可能性がございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　費用は７億５，０００万、工期に、工期については、今具体的にはこれ、お示しできないんですかね。

そして、交付金の配布時期がいつ頃になるかというのも、この辺はお分かりになりますか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　今年度の詳細設計業務のほうから交付金のほうも対象とさせていただいております。

はい。社会資本整備交付金の対象経費をですね、３億８，０００万円の補助率が２分の１で約１億９，０００万円。地域未来交付金の対象経費は、３億７，０００万

円で補助率が２分の１、約１億８，５００万円、合計で約３億７，５００万円を見込んでおります。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　令和６年度にですね。漆原天神東公園基本計画策定業務委託料として、既に１１０万円、使ってると思うんです。

そして、令和７年度には天神東公公園用地測量業務委託料として、１，９５４万円が使われたと、使われております。既に２，０００万以上が使われております。

この金額は一般財源でよろしいんですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　今年度の詳細設計業務のほうから、国の補助金を充てますので一般財源と考えます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　今年度、令和８年度はですね、天神東公園等詳細設計等業務の設計委託料ですか。

これは予算上、１億２００万が計上されております。なおかつ、同様に天神東公園詳細再整備工事費として、およそ６，５００万円が、計上されております。

この工事費等に関してはですね、今後、人件費や資材の値上がりに対してはどのようにお考えなんですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　はい、議員のご指摘のとおり工事費等に関しましては、建設資材の高騰ですとか、人件費の高騰とか、そういったことは考えられます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　考えられるんですけれども、対応はどのようにいたすのかということです。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　今年度の工事に関しましては予算の範囲の中で、業務を発注していきたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　これ、予算の範囲外になったらいかがするんですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　今年度、詳細設計業務を進めていきますので、その中で、事業規模をですね、縮小するとか、そういったことも、検討していきたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　事業規模を縮小、これ一つの考え方です。だけど当初の目的が達成できなくなっちゃうんじゃないんですか。事業規模を縮小すれば。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　当初の目的を達成するように、検討してまいりたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　次にですね、公園完成後の維持費についてお伺いいたします。

代表的な公園として、上野田ふれあい公園と城山みはらし公園がありますが、年間維持費については、令和６年度の決算で、上野田ふれあい公園は約６，０００、失礼６００万円。城山みはらし公園は約１，２００万円かかっております。

この新しい公園の維持費についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　現段階では詳細設計業務をこれから行うため、維持費の費用は算出されておりません。

今年度実施する詳細設計業務で、維持費を算出する予定となっております。

なお、詳細設計に当たっては維持費を縮減する工夫をするとともに、売上げを増やすことで、将来的な維持費を賄えるようにしていきたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　今、検討を計画中の中での検討と。

あとですね、今後発生する維持費の財源については、どのようにお考えなんでしょうか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　維持費の財源については、一般財源を充当する予定です。

なお、公園施設、公園施設内の売上げを増やすことで維持費の一部を賄えるようにしたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　売上げの一部を充てるというお話です。

集客して利益を上げる公園管理を健全にするために、公園内に飲食施設や物販施設が入る建築物を新築するとあります。

具体的にはどのような施策なのか、説明を求めます。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　建築物を２棟計画しております。

一つは物産館かざぐるまとレストラン和みの間のスペースを活用し、ここに懐をつくるように、斜めに建物を増築し、目立つ建物で駐車場から利用者を丁寧に誘う形

とします。

増築した建物の中央付近に入り口を設け、物産館とレストラン和みへ誘導できるようにし、物販の販売や利用者がくつろげるスペースを作るとともに、道の駅利用者を公園に誘うエントランス機能を持たせます。

また、不足している物産館の売場スペースとバックヤードの解消を行います。

もう一つは、公園内に整備する池に面した足湯つきのデッキと建物をセットでつくり、強い魅力を造り、にぎわいの場を設けます。

また、休憩スペース、ベンチを設けて、建物から公園全体を見渡せるように設計し、手軽でおしゃれな飲食と魅力的で居心地のよい空間をつくる計画でございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　物販施設を造ると。この物販施設というのは、テナントを入れるのか、それとも既存の会社がそこへ入るのかその辺の考え方はいかがですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　まず、物産館のほうにつくる物販の関係につきましては今現在の公社のほうを考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　次行きます。

５番の再整備のスケジュールについてお伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　再整備のスケジュールにつきましては、今年度は、基本計画をもとに詳細設計業務を実施いたします。

また、来年度は、物産館脇の建築物の工事などに着手し、公園全体の工事は、令和１２年度末の完成予定で、令和１３年度の開園を目指しているところでございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　令和１３年度開業ということです。現実は、令和６年度に漆原天神東公園基本計画策定で業務委託料１１０万円が使われております。

この基本計画というのは、町のホームページにはこれ掲載しておりますか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　本計画につきましては、ホームページには掲載しておりませんが、今年度の詳細設計業務を完了した時点で再整備の概要の掲載を予定しております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　これ掲載しない理由は何なんですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　基本、基本構想の段階でございますので、まだいろいろと変化というか、変わる可能性がございますので、掲載はしておりませんでした。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　基本構想であれ、これ町のお金使ってるわけですよね。今後、令和１３年度開業に向けて、動くわけ、動いてるわけですから、なぜこれ、計画書はこういうふうに、考えてますよ、と町は。そして、ホームページに載せて、広く町民に知らせるべきだと考えるんですよ。

ちょっと話が飛んでしまうんですが、以前、吉岡町に広域組合の最終処分場問題がありました。これについても、ホームページに載せるのが遅かった。

ましてやこの問題は、これ７億円お金かけるわけですよ、５年間で、こんな重大な町とすると、一大事業ですよね。それを、今後計画が変わるかもしれないからという理由で、載せないというのはおかしいと思います。

早々にですね、新しいホームページ、つくって、一発でそこへと飛び込めるようにしていただいて、順次、今後ですね、まず、基本計画がありますんで、今年度はこういうのが、考えてます、そして、こういうのができました、今工事してますよ、とこういうの写真を掲載して、どんどん町民にアピールしていくべきだと考えますが、いかがですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　まず、地元等の関係の説明につきましては昨年１２月に開催しまして、事業概要やスケジュールなどの周知を図ったところでございます。

議員からのご指摘を受けましてホームページの掲載につきましては、詳細設計業務が完了した時点で、公園再整備の概要をホームページに掲載したいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）何も完了しなくたって、もう今、進んでるわけですよね。そして、基本計画も策定されてるわけですよ。そこから早急に、載せたらいかがですか。今年度末にならなくては、ホームページ開けないってことですよね、今のお話ですと。そんなにゆっくりしてていいんですか。

それから、地元には説明したけれど、地元だけの説明では、これ足りませんよ。７億もかけた一大事業をね、地元だけでこうですって、少しおかしくありません考え方が、地元だけで済む問題じゃない、町民全体にやはり知らせるべきだと考えますが、いかがですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　議員からの指摘を受けまして、ホームページの掲載について検討したいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　それから、天神東公園という名称が、よしおか温泉公園という名称にこれ変わりますよね。

これ、町の内外への周知はどのような方法で考えているのか、お伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　観光パンフや地図情報など、様々な広報媒体により、よしおか温泉公園の情報発信をしていきたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　次に、６、ホタルの生息には水質のよさ、安定した水量、適度な植生が重要であり、水位の変動や外来植物の侵入、都市化による環境保全から生息地を脅かす要因となります。夜にふわりと光るホタルを見て、心が和んだ人は多くいるはずです。

天神東公園では今までホタルの観賞ができましたが、再整備によりホタルの観賞はできるのか、お伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　ホタルの会に確認したところ、公園内のビオトープ水路の滝のところにホタルの幼虫とカワニナを放していましたが、現在は公園の外の、天狗岩用水放水路の、先で活動しており、公園の再整備において、ホタルの生息場所の確保は不要との回答を頂きました。

今年度、詳細設計を行いますが、将来、ホタルの生育活動が可能な仕組みを残す予定でございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　将来、ホタルの生息を確保する考えがあると。そうしますと、それが、次期が来ればホタルが飛び交うわけですね。町とするとそういう時期に、町主催のイベントを行うというような考えはありますか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　ホタルの時期にですね、町主催によるイベント等を開催することは、現段階では、計画等はございません。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　現在公園の中には、自然のエネルギーパークというのがありますよね。これ、３枚羽の風力発電のモニュメントがありますけれども、これに関しては、どのような対応を行うのか伺います。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　はい、現段階では、県企業局が設置した３枚羽のモニュメントは、残す予定でございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　次、行きます。２番目、県道前橋伊香線上野田十字路右折レーンと歩道建設について。

県道前橋伊香保線上野田十字路は土日祝日になると、前橋市方面への車列が、上野田ふれあい公園付近までつながることがあります。原因は右折レーンがないことです。２０１８年、小倉、上野田、上野原の３自治会長名で、上野田十字路右折レーンと歩道建設の要望書を町に提出しております。

２０２２年１２月議会で、提出から４年過ぎたこともあり、経過説明を一般質問で私がしております。答弁では、令和３年、２０２１年５月に県渋川土木事務所との意見交換では、令和４年度に向け調査費の要求をしたが、予算措置はされなかったと。令和４年１０月の協議で検討する、ということでした。

現在、上野田十字路では、歩道の整備が実施されております。

そこで、（１）いつから工事が始まり、いつ完成するのか、また右折レーンが取付けられるのか、経過説明についてお伺いいたします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　今、廣嶋議員のお話にもありましたように、長年の要望事案が実ったということでございます。

群馬県渋川土木事務所が事業主体となり、県道前橋伊香保線上野田交差点部の西側において、昨年末から、歩道整備事業として工事に着手し、交差点改良工事も今後、予定されております。

ご質問の内容につきましては、建設課長から答弁をさせます。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　県道前橋伊香保線歩道整備事業は、現在、県渋川土木事務所が事業主体となり、歩道整備について、上野田交差点西側は、道路の南側に歩道を設置新設し、交差点東側は北側の歩道を拡幅する、拡幅する工事を実施します。

また、上野田交差点改良について、東西南北方向に右折レーンがありませんが、今回の事業で、東西方向、前橋伊香保線側に、右折レーンを設ける予定でございます。

渋川土木事務所に確認したところ、令和７年１２月から、上田交差点西側の歩道整備工事に着手しており、交差点の右折レーン設置を、設置工事を含めて、令和９年度末の完成を見込んでおります。

なお、県道高崎渋川線バイパス、野田宿交差点までの歩道拡幅工事は、令和１４年度末の完成を見込んでおります。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　地元から渋滞解消に向け、改善の要望が叶って始まった工事であります。

これまで町は、県に対していろいろ努力をして、努力をしてきたと思います。地元説明はこれ、されてると思うんですけれども、要望書を提出した３自治会にも、工期の開始などを知らせるべきだったと思いますが、この点に関していかがですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　県渋川土木事務所により、上野田自治会や関係地権者に対して、令和６年３月に、主要地方道前橋伊香保線上野田工区歩道整備事業に関する道路事業計画の説明会が開催されております。

事業概要、歩道整備計画及び事業スケジュールなどについて説明が行われ、地元などに周知が図られたものと考えております。

他の２自治会については、渋川土木事務所からは説明はしておりません。通常は、工事箇所の自治会を対象に説明会を実施しているところでございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　工事対象だけの説明、これだって３自治会から要望が出てるんですよ。これ説明したのは恐らく、地元のどこか集会場で説集会場で説明がされたと思うんです。

何度も言うようですけれども、こういうことは、ホームページだってあるし、広報だってあるわけですよ。これ、地元から３自治会から熱い要望でもって、町がいろいろ県に対して努力した結果、早急にこれ、できたと思うんですが、順番的には恐らくもっと遅い順番になろうかと思うんですね。

それがね、町の努力のおかげだと私は思ってるんです。ですからその辺も、もうちょっと町民にですね、アピールするなり何なりしてほしい。

それと、このことは、自治会連合会の定例会で説明はされたんですか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　公共工事関係の周知方法については、今後、関係部署と協議をしてまいりたいと思います。

また、自治会連合会定例会において本工事の説明は行っておりません。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　連合自治会連合会の定例会というのは、町との結びつきの会合ですよね。このときに、説明すれば済む話じゃないですか。なぜ、こういう会合をもっと

大事にできないんですか。

町にアピールする例えば先ほどの東、公園の問題ですね、それだって、どの程度自治会連合会に説明してるんだか。進捗状況等も含めて、そういう一つの場であるんですから、今後はですね、自治会連合会と町との会合、定例会は、大事にしていただいて、もっと情報開示してください。

続きまして、次行きます。３番目、吉岡町における外国人について。

今年の４月２６日付の地元新聞によりますと、２０代の外国人住民比率が、都道府県別で、群馬県が１４．１％で最も高かった。

多くの日本人が外国住民と接する機会が乏しく、文化や生活習慣の違いに対する理解が不足しております。この無関心や知識不足がごみ出しルールなどをめぐる地域トラブルや、無意識の偏見につながることがあります。

（１）吉岡町における外国人住民数と世帯数についてお伺いいたします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　総務省が、住民基本台帳に基づき公表している人口等の資料によりますと、日本の都道府県別外国人比率、（総人口に占める外国人の住民の割合）では、令和７年１月１日現在で、東京都が５．１５％でトップとなり、次いで愛知県が４．３％、群馬県が４．２７％と続いております。

愛知県や群馬県につきましては、製造業や自動車産業などが盛んであり、技能実習生や特定技能などの労働者が多く居住しているため、比率が高いと考えられます。

このような状況で、近年各地で外国人住民との間で、文化、生活習慣の違いや言語の壁によるコミュニケーション不足により、近隣住民とのトラブルなどが発生していることは認識しております。

議員ご質問の吉岡町における外国人住民数と世帯数につきましては、令和８年４月１日現在、住民数が男性１４４人、女性１３０人、合計２７４人で、世帯数は１９０世帯となっております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　ただいま町長から４月１日現在、外国人居住者が２７４名。今日は新聞にも群馬県の人口が出ておりまして、吉岡町が２万２，８００ですか。それで比率を計算しますと、１％ちょっと、外国人がいるということになります。

そこで、未就学児や小学、中学生などの人数把握しているんであれば、お聞きいたします。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　私のほうからは、小中学生の外国人の児童生徒数についてお答えさせていただきます。

小中ともに１人もおりません。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　未就学、小学生以下については町は把握しておりますか。

いかがですか。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　吉岡町における未就学の外国人住民数は、令和８年４月１日現在で、男の子６人、女の子２人、合計８人となっております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　今お話を伺った８人がですね、今後小学校に入学する可能性があるわけですよね。この問題については、また後で質問いたします。

次に２番目ですが、２７４名の国籍別住民数の多い国はどのような国ですか、お聞きいたします。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　国籍別の外国人住民数について、多い順に３か国挙げさしていただきますと、令和８年４月１日現在で１番多い国がインドネシアで、男性３９人、女性１６人、合計５５人となっており、２番目に多い国がフィリピンで、男性２０人、女性２５人、合計４５人、３番目に多い国がベトナムで男性２０人、女性２４人、合計４４人となっております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　ありがとうございます。インドネシア、フィリピン、ベトナムと続いてるわけですよね。

次にですね、（３）外国人転入者への説明はどのように行っているのか、また、国別通訳者はいるのか、お伺いいたします。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　外国人転入者に対する説明については、基本的には窓口で担当が日本語で説明を行っており、国別通訳者は配置しておりません。一定数の方は、ゆっくり丁寧に話したり、片言ではありますが、英語を交えて説明することでご理解頂いていますが、中には理解できない方もいらっしゃいます。

そのような方の多くは就労目的で来日され、コーディネーターと一緒に来庁されることが多いため、その場合は、コーディネーターを通してコミュニケーションをとっております。ほかにも、外国人の方が日本語が分かるご家族やご友人を通訳として、連れてくることもよくあります。

また、こうしたコーディネーターやご家族、ご友人がいない場合で、日本語がほとんど通じないときは、スマートフォンの翻訳アプリを利用するなどしていますが、近年は翻訳アプリの性能がかなり向上しており、現在、転入の手続において特段の支障はない状況でございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　外国後対応者がいないということですね。

次にですね。説明するときに、自治会加入や、ごみ出しルールについては、どのような説明を行っているのか、お伺いいたします。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　自治会加入については、住民課窓口で自治会の概要説明をしておりますが、より制度について詳しく説明を求められた場合は、自治会担当の総務課で説明を受けてもらっています。

ごみ出しルールにつきましては、概要を説明した後に、現在、英語、ベトナム語、ポルトガル語、中国語簡体字、中国語繁体字５種類に翻訳されている、ごみの分け方・出し方のパンフレットを言語に応じて配付させていただいております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　そうしますと、今お話があった国に対しては、翻訳したパンフレットの用意があるということでよろしいわけですか。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　ごみの分け方・出し方のパンフレットにつきましては、ご用意があります。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）吉岡町だけでも対応できないようなことがあったりなんかすれば、この群馬県との連携についてはどのような関係になってるのか伺います。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　現在、我が町においては多文化共生の促進を目的とした国際交流事務を行っております。

その点について、今議員がおっしゃった群馬県において各種取組が行われてございます。

県では多文化共生、共創県ぐんまを掲げ、外国人を単なる労働者としてではなく、地域社会を共にに創り上げる仲間として位置づけてございます。この姿勢は、地域の多様性を認め、全ての住民が共に生活できる環境を整備するための重要な基盤となっております。

また、具体的な取組としては、外国人住民向けの生活相談や医療サービス、教育施策、就労支援など、多岐にわたる支援策を展開して、県が展開してございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　県との、県との連携をですね、密にとっていただいて外国人が吉岡町に来て、トラブルとか何かが起きないように、町もやはり努力していただきたいと思います。

続いて、（４）外国人住民に対する町としての支援策は何かあるのか、お伺いいたします。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、現在我が町においては支援策としては多文化共生の促進を目的とした国際交流事務を行っております。

その点についてですね、群馬県の取組等を外国人の方に行っていることを伝えまして、そちらのほうをですね、活用していただく形となってございます。

今後ですね、我が町においてはまず群馬県の事例等をしっかり学びながらですね、情報提供などの支援に町としては努めてまいりたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　今の段階では町として、何か支援策があるというわけではなく、県の取組等を学んで、今後、行いたいと。

これ現実問題、２７４名いるわけで果たしてどれだけの人が、日本語が堪能なのか。しゃべれない人も当然いるわけですから、外国人住民用の相談窓口というのは、吉岡町は現在あるんですか。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　吉岡町には相談窓口というのはございませんので、県のほうにですね、誘導するような形で相談、相談等をさせていただいてる状況でございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　今後、窓口を設ける考えはいかがですか。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　今後の状況等も踏まえてですね、今後、検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　先ほど、子供さんについては未就学児が８人ということで、日本語の指導を必要とする子供さんなのかどうか、外国籍、生徒児童、これから児童を小学

校、中学校進むと思われますが、こういうことに対する日本語の指導、日本語学校みたいなものは、考えておりますか。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　先ほどちょっと答弁させていただいたんですけれども、県のほうでもですね、教育施設等に渡る施設も設けてございますので、お子さんたちがそちらのほうの県の施設等を活用してですね、言葉等が話せるようなそういうことに努めて、町としてはそういうふうに考えてございます。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　県の施設、前橋になろうかと思いますが、吉岡からこの前橋へ通わなくてはいけないわけですよ。交通の問題、そういうのも発生します。吉岡町にそういう施設があれば、遠くまで行かないで済むわけですね。その辺も今後、早急に検討していただいてですね、外国人対策というのを、子供に対する考え方、教育をしっかりやっていただきたいと思います。

そしてですね、こういう外国人住民に対しては、防災や犯罪問題、そして自治会に関与していなければ、情報が届かない例がございます。指南や共助は滞るおそれもあります。こういうところで町はですね、外国人がもしも万が一があったときに、やはり災害に遭わないようなこともですね、検討していただきたいと思います。

次に５番、自治会から外国人住民に対する困り事相談等はあったのか、お伺いいたします。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　以前から自治会、外国人の方々に対する対応に苦慮しているとの話題は、自治会連合会の定例会の場で出ておりました。

それを受けまして、町自治会連合会では、令和６年の１月に独立行政法人国際協力機構ＪＩＣＡの職員をお招きして、隣の外国人というテーマで、群馬県及び吉岡町の現状や多文化共生に関し、考えるヒントなどについて、講演会を開催しております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　各自治会長は、自分の自治会に外国人が何人居住しているかということは把握してると思いますか。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　自治会としましても、自治会に加入されてる方、加入をされている外国人の方については把握されているとは考えておりますが、実際に加入されていない方の中で、外国人の方がどのぐらい居住されているのか、そういった情報は持っていないのではないのかと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　外国人２７４名の各自治会に何人ずつ住まわれているというのは、町は把握してますよね。いかがですか。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　はい。それは把握しております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　町が把握しているのであれば、Ａ自治会には何人、Ｂ自治会には何人。これ、自治会連合会の定例会のときに、発表してあげたらどうなんですか。

今、私が住んでる自治会長からも、うちの自治会に何人住んでるのか、わからないんですよ、突然あんなところに何か塀ができて、車の中古みたいのが置くようになったとか、不安でしようがないと。

つまり、自治会長ですら、自分のところに何人いるか把握できてない。ところが、町が把握している。

これやはり、自治会の連合会の定例会で発表してあげてください。そうでないと、自分たちがどういう状況にあるのか、やはり把握をするようにしていただきたいのです。この点についてはですね、連合会定例会で、よろしくお願いをしたいと思います。

次、最後になります。ホームページ上で、吉岡町のホームページ上で、町の人口数と世帯数の表示についてなんですが、吉岡町については、外国人の数字が載っておりません。

調べたところ、他の幾つかの町村では数字を載せているところがあります。これ町とすると、今後、数字を載せる考えがあるかないか、お伺いいたします。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　これまで、町ホームページでは、外国人の人口と世帯数が含まれる住民基本台帳の人口と世帯を掲載しておりますが、議員ご指摘のとおり、外国人の人口と世帯数が内訳として表示されているほうが分かりやすいと思いますので、今後、他市町村のホームページを参考に、掲載方法を検討していきたいと考えております。

〔１０番　廣嶋　隆君発言〕

１０番（廣嶋　隆君）　他市町村でも一部掲載しておりますので、ぜひ、載せる方向で検討をお願いしたいと思います。

以上で、１０番、廣嶋の一般質問を終えます。

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、１０番廣嶋　隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。

再開を１０時４５分とします。

午前１０時３２分休憩

午前１０時４５分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。

３番藤田ゆかり議員を指名します。

〔３　番　藤多ゆかり君登壇〕

３　番（藤多ゆかり君）　議長への通告に基づき、一般質問を行います。

質問は全部で六つあります。

まず、一つ目の質問です。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による、よしおか生活応援プレミアム商品券についてです。

直近の販売実績について説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　藤田議員より、吉岡生活応援プレミアム商品券事業について、質問いただききました。お答えさせていただきます。

よしおか生活応援プレミアム商品券事業につきましては、物価高騰が続く中、町民の皆様の家計負担の軽減として、地域経済の下支えを目的として実施したものでございます。

一方で、本事業について、町民の皆様から様々なご意見をいただいております。いただいたご意見につきましては、真摯に受け止め、取り組んでまいる所存でございます。

詳細につきましては、産業観光課長に答弁をさせます。

〔産業観光課長　渡部英之発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　販売実績についてでございますが、よしおか生活応援プレミアム商品券の発行総数２万３，１００冊に対し、５月末、２９日現在で１万５，２５９冊を販売し、販売率は約６６．１％となっております。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　今までの販売実績について、見込みよりも低かったですか、高かったですか。再販の可能性はありますか。

〔産業観光課長　渡部英之発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　販売実績の見込みについてでありますが、販売開始後約１か月程度経過し、当初の見込みと比較しても大きく下回る状況ではなく、おおむねは想定どおりと考えております。

一方で、５月末時点において、未引換の冊数が７，８４１冊と一定数残っている状況であり、まずは未引換の方の、方への周知や支援を行ってまいります。現時点ですね、再販売の実施について、その判断には至っておりません。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　６６．１％ということで。はい、まだ７，８４１冊、在庫が残っているということですね。住民から寄せられた声の把握状況はどうでしょうか。また、引換えに来られない理由は何が考えられますか。

〔産業観光課長　渡部英之発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　住民の皆様から寄せられた声につきましては、会場の混雑、これは文化センターにおけるものでございます。平日での引換えが難しい、高齢者や障害のある方の手続に負担があるといったご意見が寄せられております。

また、引換えに来られない理由は何か、とのご質問につきましては、町外、県外、遠方に転出しており、不在、または不要体調不良、忙しくて行けない、事業を知らなかった、引換ハガキを見落とした、広報、回覧ほか、まちの情報を知る機会がないといった理由があるものと想定されます。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　引換え率の着地はどのくらいを見込んでいますか。今後の課題について、どのように取り組んでいくか、説明を求めます。

〔産業観光課長　渡部英之発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　引換率の着地はどのくらいかとのご質問でありますが、事業の完遂といたしましては、全ての商品券が引換えされることを目指し、取り組みを進めてまいります。引換意思のない方や遠方に転出した方が一定程度いらっしゃるのも事実でございます。その課題としては、事業周知の徹底を図る必要があることから、各種情報発信ツールの活用と、高齢者や、障害者の方に向けた取り組みも併せて進めてまいりたいと考えております。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　そうですね、物価高騰対応支援金ですので、公平平等に配布され、生活の一助になることが目的です。余ったからと、単純に再販すれば、全く恩恵を受けない人と、倍受けられる人と、不公平感を感じます。その辺はどのようにお考えでしょうか。

〔産業観光課長　渡部英之発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　公平性の観点からご質問を頂きました。

よしおか生活応援プレミアム商品券事業は、物価高騰の影響を受ける町民の皆様に対し、できる限り公平に支援を行うことを目的として実施している事業でございま

す。

再販売、追加の販売の実施には、公平性の観点を持って判断することが重要であると考えておりますが、制度の仕組みによっては、一定の不公平感が住民それぞれにおいて生じてしまうことは避けられない側面がございます。

町としては、可能な限り、その差を小さくするために、未引換えの方への周知を優先し、多くの住民の皆様に行き渡るよう取り組むことが、公平性の確保につながるものと考えております。

その上で、再販、追加販売につきましては、公平性、町民の声、予算の範囲、事務手続を総合的に勘案し、実施の可否、方法、時期を慎重に判断してまいります。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　そうですね、再販をする前に、まだ手元に届いていない人への販売促進が必要と思います。高齢者や障害のある人への個別の支援策などありますか、何か対策を考えでしょうか。

〔産業観光課長　渡部英之発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　販売促進に関しましては、繰り返しになりますが、各種情報発信ツール等を活用し、未引換者の方への勧奨を続けてまいります。町としましても、高齢者や障害のある方への支援が重要であると認識しており、現状におきましても、代理引換えの周知、個別相談への対応、必要に応じた職員による案内などの支援を行っております。

引き続き、全ての町民の皆様が利用しやすい制度となるよう、鋭意努力してまいります。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　はい、ありがとうございます。ほかの自治体では、郵送でクーポン、クーポン券を、すいません、郵送方式にて配布や、それぞれのやり方を選択しています。今、郵送料や、振込手数料も高くなり、経費負担も大きくなっていることは理解できますが、引換販売に係る人件費や委託費、事務作業量を考えれば、大差があるのでしょうか。

今回は、消費拡大のために５，０００円を出費してもらい、引換えに来てもらうという方法を選択したからには、情報弱者や、高齢の方、障害のある方が置き去りにされることのないよう対応をしていただきたいと思います。

５，０００円を出せない人はどうすればいいのか、引換えに行くのは大変だ、という声もありました。本当に必要な層に届いているか、疑問が残ります。購入引換券が郵便で届いても、開封せずに置いておく方、町の広報を余りご覧にならない方も、一定数いらっしゃると思います。

物価高騰で生活が苦しいのは、町民皆同じであり、食費はもちろん、おむつなどの衛生用品といった生活必需品の値上がりは家計に大きく影響しています。５，０００円の支援であっても、必要な方にとっては大きな助けになります。誰１人取り残さない社会を実現するためにも、購入引換券が確実に行き渡るよう、広報周知活動を継続していただきたいと考えます。

近隣自治体では、長野原町が暮らし応援商品券、第６弾として、申請不要で１人２万円の商品券を郵送配布し、榛東村でも、ゆうパックで１万円を配布しています。いずれもシンプルで分かりやすく、公平性を感じる取組です。

一方で、今年度からは、こども子育て支援金として、医療保険制度に上乗せした徴収が始まり、前回議会では、年間１人当たり平均約３，６２２円の課税見込みと報告がありました。新たな負担が始まる一方で、商品券は受け取れないとなれば、生活はますます苦しくなってしまいます。

今後、物価高騰が長期化し、追加支援が必要となった場合には、より公平で、より確実に支援が届く仕組みへと、進化させることも検討すべきだと感じています。

さらに、今年２月から、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を発端とした原油価格の高騰、円安による物価上昇により、日本経済はもとより、地域経済にも大きな影響が出始め、厳しい状況が続いています。

そういう中ではありますが、吉岡町は、町の住み心地ランキング（いい部屋ネット）や幸福度ランキング、北関東（大東建託調査）でいずれも１位という評価を頂きました。私たちは、住み心地がよく、幸せを感じるまちに暮らしているという事と実感し、町がさらによくなることを期待しています。その期待に行政として応えていくことが求められているのではないかと思います。これは、ＳＤＧｓの目標№１０、人や国の不平等をなくそうにも繋がる取組です。

では、すみません、次の質問に入ります。二つ目の質問です。保育園、幼稚園（認定こども園）、小学校との連携・接続と架け橋プログラムについてです。

こちらの質問は、令和６年９月議会にて質問しましたが、その後の経過などを確認させていただきたく、今回の質問となりました。

本来、認定こども園も含まれますが、文部科学省では、幼保小の架け橋プログラムと言っていますので、ここでは、それに倣いたいと思います。

文部科学省では、令和４年から小学校入学前の５歳から小学１年生までの期間を架け橋期と捉え、幼少期からつながりのある教育の実現を目指し、幼保小の架け橋プログラムが策定されました。

また、群馬県でも、就学前はぐくみプランが策定されているところであります。幼児期は、遊びを通して、小学校以降の学習の基礎となる芽生えを培う時期であり、

小学校においては、その芽生えをさらに伸ばしていくために、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することの必要が一層示されたことになります。

そこで、小学校低学年、１、２年生で欠席の多いお子さんはどのくらいいらっしゃいますか、説明を求めます。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　小学校２校の１年生と２年生の令和７年度の欠席の多いお子さん、不登校、不登校傾向である児童数をお答えします。

病気以外で月に６日以上の欠席のある児童数ですが、一つの小学校では０人。

もう一つの小学校では、１年生の１名が最後の４か月間、欠席が多くなっております。

また、この４か月間の欠席の理由につきましては、保護者、学校、教育委員会も把握しており、幼保小の連携不足といったことが原因とはとらえておりません。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　吉岡町では、問題もあるというか、お休みになっている方は１名だったということで、意外と少ない、と思われます。ゴールデンウイーク明けに学校を休みがちになる傾向が見られるようですが、吉岡町では、連携のほうがうまくいっているというところでしょうか。小学校に入学するに当たって、保育園などの生活とは違う様々なギャップがあり、ギャップがあります、そのギャップを埋めて、スムーズに小学校生活に慣れていけるように駆け足プログラムは策定されました。前回の私の一般質問に対して、園児による小学校の授業や施設の見学、また、小学校職員が各園に出向いて保育活動や、園児個々の状況把握と職員間の密な情報交換を行うことにより、小学校と幼保の円滑な接続、連携を進めているところ、とご答弁頂き、さらに、より具体的な架け橋期のカリキュラムについては、県内では３自治体が策定しておりますが、吉岡町では未策定となっています。今後、幼保小の職員間のさらなる連携を進めるとともに、このカリキュラムを策定し、実践している自治体の状況を把握し、参考にしながら、一層効果的な連携を進めていきたいとご答弁頂きましたが、吉岡町のカリキュラム的に、進化を遂げている状況でしょうか。説明を求めます。

〔教育長　山口和良君発言〕

教育長（山口和良君）　藤田議員のおっしゃるカリキュラムの策定、これについてはまだ、策定には至っておりません。現段階での幼保小の連携接続の取組について、前回、答弁したことと重複する部分もありますが、説明をさせていただきます。

この文科省が唱えている架け橋プログラムの趣旨というのは、幼保と学校が環境構成という視点から、互いの教育の目的を目的について理解を深め、児童個々に応じ

た教育実践を工夫していくことにあるというふうに捉えております。

そのための連携の例として、小学校職員が園に出向いて、保育の様子や活動、環境の様子、特に環境構成の工夫、これを参観するとともに、担任の先生方と情報交換や質疑を行っています。

また、幼保の園児が小学校を訪問し、授業風景はもちろん、図書室や、理科室などの校舎内、広い校庭、遊具などの様子を観察することで、円滑な学校生活がスタートできるよう工夫しています。

また、園児を受け入れる側の小学校職員は、参観から得た実際の子どもの姿や、幼保の環境構成の工夫等をもとにした協議を行い、幼保と小学校が架け橋で結ばれるよう、スタートに向けた工夫をしているところです。

あわせて、特に配慮が要するのが、発達に特性があったり、入学後の学校生活に不安を感じていたりする保護者につきましても、子育て支援室とともに連携して情報の共有をしております。

また、保護者から要望があれば、６月から１０月にかけて個別に学校を訪問していただき、授業の様子を参観してもらって、小学校の取組を、管理職等から説明するなどして、円滑に小学校生活がスタートできるような個別の対応をしているところです。

このような配慮をしているところでございますが、駆け足カリキュラムの策定につきましては、本町の幼保と小学校のこれまでの連携の実態、また、教育委員会事務局指導主事が抱える多様な業務量、そして、町の教育委員会の施策の重点等を踏まえて、引き続き研究課題としていきたいと考えております。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　ありがとうございます。仕事量の多さですとか、そういうことを考えたときに、カリキュラムの作成というのは、大変なことだとは理解するところであります。

架け橋プログラムについては、全国の１９のモデル地域が指定され、取組の結果報告会も昨年実施されていました。

資料１を用意させていただきましたが、こちらはモデル地域に指名された、自治体名と、それぞれに特色をまとめたものです。全国的に架け橋プログラムを定着させるべく、取り組んでいる様子はうかがえます。

中でも町村規模のモデルとしては、福島県西会津町や山口県津和野町がありました。西会津町においては、架け橋だよりと称して発信もされていました。資料２をご覧ください。西会津町の架け橋だよりです。モデル地域としての役割もありますが、このように、分かりやすく、活動の様子、保育士の思い、幼児期の終わりまでに育

てたい１０の姿など、この１枚で、いろいろなことが伝わってきます。ほかにも、小学校の図書館を見てきましたとか、小学校のプールに行ったよなど、定期的に活動報告がされていました。

また、ある小学校では、入学の準備として、３名の先生で保育園に出向き、子供たちと触れ合う様子がテレビで紹介されていました。３名の中には、校長先生自らも同行されていました。

また、夏休みや冬休みの時間を利用し、保育の現場でどんな能力が育っているのか、共通理解を深めるため、交流の機会を持っていただくことが大事ではないかと思います。もう既に、吉岡町では実施されているということなので安心です。

以前は、小学校の運動会年長児が参加していましたが、コロナ禍でそれもなくなり、復活もされていません。今思えば、運動会に参加して、その雰囲気に触れることで、来年は自分もこの場所で走ったり、ダンスしたりするんだと。ワクワクしていた子供もいたと思います。当たり前のようにあった、運動会での触れ合いの貴重な機会でした。幼児期に培った資質能力が生涯にわたり重要なものであり、架け橋期の教育の充実を図り、学びや生活の基盤をつくること。地域のネットワーク化を図ること。途切れることなく、襷を渡すようにつないでいけるよう、架け橋プログラムをさらに充実させていただきたいと思います。

また、令和６年９月議会の一般質問でも触れましたが、吉岡町では、幼稚園、保育園から小学校への引継ぎに際し、作成する書類が多いという声が現場から上がっています。市町村、他市町村では、必要な情報については、担当者同士のヒアリングや口頭での引継ぎで十分とされているケースもあり、書類作成に過度に依存しない運用が進んでいると聞いています。

一方で、吉岡町では、年長児の担任が園児数の増加に伴い、膨大な書類作成に追われている状況が続いています。本来であれば、子供一人一人と向き合う時間や、卒園入学に向けた保育の質を高めるための時間が確保されるべきところ、事務作業が大きな負担となっている実態があります。

もちろん、子供の情報を正確に共有し、スムーズな就学につなげることは非常に重要です。しかしその一方で、必要な情報を、必要な形で、必要な量だけという視点から、書類の精査や運用方法の見直しを、行うことも、同じくらい重要だと考えます。

そこで伺います。他市町村の取組も参考にしながら、引継ぎ書類の内容の量や作成方法について、現場の負担経営に向けたさらなる見直しを行う考えはあるのでしょうか。

また、書類に頼り過ぎず、ヒアリングや対面での情報共有など、より柔軟な方法を取り入れる検討は進めて、進められているのか、併せてお聞かせください。

〔教育長　山口和良君発言〕

教育長（山口和良君）　吉岡町では令和５年度までは、子どもの引継ぎに関わる就学前個人調査票という書類の作成を幼稚園保育園に依頼し、園児一人一人について、全ての項目にわたって記入の上、教育委員会へ提出する仕組みとしておりました。

しかし、議員ご指摘のとおり、園の先生方に相当な事務負担が生じることから、園との意見交換を通して、令和６年度にそのやり方を見直し、記入内容は、まず、必要な事項に絞ること、口頭で済むことは、訪問時の口頭で済ませること、書類は、表計算ソフトによる記入用シートに、園の先生方に入力してもらう形に変更しました。

その際、記入用シートの項目も、小学校の養護教諭を中心に学校内でも協議いたしまして、学校にとって真に必要性の高い情報のみに精選いたしました。そのデータをメールによって、教育委員会が受け取り、学校とのデータで個人、個々の園児の様子を共有し、入学後の指導に生かしているところです。

このような工夫は、園はもちろん小学校の先生方の業務改善にもつながっていると考えておりますが、引き続いて、より効率的な方法、また、真に必要な情報の交換がどのようなことが望ましいのか、検討をしながら進めてまいりたいと思います。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　はい、丁寧な説明ありがとうございます。久しぶりに小学校の入学式に出席させていただきました。会場には少し緊張しながらも、希望に満ちた表情を浮かべる子供たちが並んでいました。その姿は小さくても、凛としていて、これから始まる学校生活への期待が伝わってきました。新しい環境へ、一歩を踏み出す子供たちの姿は、まさに地域の未来そのものです。私たち大人はその成長を見守り、支え続けていく責任があることを改めて感じました。

子供たちが安心して学び、伸びていける環境づくりは、地域全体で取り組むべき大切な課題です。また、この取組は、ＳＤＧｓの目標Ｎｏ．４番、質の高い教育をみんなに、にもつながります。全ての子供がひとしく学びの機会を得られるよう、地域としてできることを積み重ねていくことが、未来への投資になると確信しています。

次の質問に行きます。三つ目の質問です。ジェンダー平等の実現についてです。

今年の４月に女性活躍推進法が改正され、男女間賃金差異や女性管理職比率の公表が労働者１０１人以上の企業には義務化されました。群馬県における男女間の賃金格差は、男性労働者を１００としたときに、女性労働者の割合は７６．７％となっ

ており、全国平均とほぼ同じ、年収の目安としては、県内における一般的な平均年収は約４７０万７，０００円ですが、性別で見ると、男性が５２２万６，０００円、女性が３５９万７，０００円となっています。

ちなみに、昨年公表された群馬県県職員の男女の給与の差異、令和６年度は常勤職員については、９２．２％と、高水準となっており、女性活躍の場を広げ、推進している知事の意向が反映している結果と思われます。

そこで、当町役場職員の男女間賃金差異の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　ジェンダー平等に関して、役場職員の男女間賃金差異について、ご質問をいただきました。

現在、町がホームページで公表している数字として、先ほど議員からご紹介があった群馬県職員の男女の給与の差異、に合わせて申し上げますと、吉岡町の令和６年度の常勤職員については、男性職員の給与を１００としたときの女性職員の給与の割合は８５．８％となっております。

この差が生まれている要因としましては、給与が高くなる管理職が、現状、男性に比べて女性のほうが少ない点が挙げられます。

また、その他の要因としましては、群馬県職員の傾向と同様になりますが、給与には、いわゆる基本給である給料に加え、諸手当が含まれており、このうち、扶養手当や住居手当については、世帯主や住居の契約者に支給している場合が多いため、相対的に男性の給与が高い傾向にございます。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　はい、ありがとうございます。吉岡町役場のパーセントが８５．８％ということで、こちらの群馬県の７６．７％を大分上回っているというところに安心しました。

ジェンダー平等を推進する役場の立場としても、平均以上であってほしいと思っていましたが、女性管理職比率、についてなんですが、こちらが上がらないと、男女間のギャップも埋まってこないということは明白です。

男女間、すみません、男女管理職比率向上については、どのように、お考えですか。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　本庁の管理職は課局長と室長がこれに当たりますが、現在、課局長は１０名のうち女性は０名で、室長については２０名のうち女性は５名となっており、比率としましては１６．７％となっております。

当然ながら、現状では、女性管理職の数は十分とは言えませんが、実際には昇任を望んでいない職員も一定数いることから、早急な改善は難しい状況となっておりま

す。

当面の目標としましては、現在の吉岡町男女共同参画基本計画に記載されております令和１０年度時点で女性の管理職の割合３０％以上を目指して取り組んでいきたいと考えております。

また、これを実現するためには、地道の地道な人材育成と、男女双方の職員の働き方改革によるワークライフバランスの実現が不可欠であると考えております。

中でも長時間勤務は、職場における女性職員の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性職員の家事、育児介護等の分担を困難にし、当該男性職員の配偶者である女性の活躍の障壁にもなるものであります。

この点を踏まえ、長時間勤務の是正の方策も検討していきたいと考えております。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　男女間賃金差異の改善には、現状の正確な把握とその要因を丁寧に分析、分析することが不可欠です。令和１０年度、３０％、の目標実現ということですが、今現在、１６．７％ということなので、今、令和８年度ですね、なかなか倍近くに持っていくというのは至難のわざではないかと考えるところであります。そして何より、女性管理職比率を高めていかなければ、賃金差異は根本的には縮まりません。

県では既に成果が出ている一方で、本町はまだ伸びしろが大きい状況にあります。ジェンダー平等を掲げる自治体として、町が率先して取り組む姿勢を示し、示すことは、若い職員にとっても、町民にとっても大きな意味を持ちます。町として、現状の課題をどうとらえ、どのような目標を掲げ、どのような環境整備を進めていくのか、明確な方針を示していただきたいと思います。

男女ともに力を発揮できる職場づくりは、結果として、町の行政力を高め、住民サービスの向上にもつながります。

当町にも能力の高い女性職員がたくさんいるはずです。管理職のための研修などで育成を図ることが必要不可欠です。本町が県内のモデルとなるような取組を進めていただくことを強く期待いたします。

やはり、こういうことからしっかり改善していかないと、いくら国民から、こども子育て支援金と称してお金を集めて支援しますから子供を産んで育ててください、と言っても、出生率は上がってこないと思います。女性の力を発揮できる社会を目指し、既存の価値観への問いを投げかけながら、社会の仕組みを変えようと先人の方々が努力してきましたが、日本における女性の活躍は、今なお不十分で、進路や職域の選択を制限する親や社会の意識、賃金の処遇の格差、意思決定の場での参画の在り方、依然として多くの課題が残されています。

また、最近では、女性が地方から流出する理由の一つとして、地域の女性役割が息苦しいとの声があります。これは、地域の今後の在り方にも関係するものです。私たちには、次の世代へと引き継ぐ責務が課せられていると思います。ぜひ、忘れないで頂きたいです。

これはＳＤＧｓの№５、ジェンダー平等の実現にもつながります。

はい。次の質問に行きます。四つ目の質問です。図書館の無料Ｗｉ－Ｆｉ整備についてです。

前回も同様の質問をさせていただきましたが、実現に向けて、スピード感が大事と思い、進捗の確認をさせていただきます。設置についての検討、準備は進んでいますか。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　図書館での無料Ｗｉ－Ｆｉの導入は、施設の利便性の向上のほか学習や情報収集の環境を整えることにつながり、さらなる利用者数の向上にも期待できるものと考えておりますので、できる限りスピード感を持った対応を心がけて、検討を進めていきたいと考えております。

今年度は図書館システムのリース期間が９月末で満了ということになりまして、機器の入替えが必要になることから、新しいシステム機器の配置等にも留意しながら、Ｗｉ－Ｆｉの設置に必要な費用面の精査、課題の確認や情報の整理を行う予定です。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　システムの入替えがあるということで、予算もかかるということですね。ではシステム入替えが終わりましたら、次は、Ｗｉ－Ｆｉの導入というところかと期待しておりますが、大体ですが、おおよその予定としてはどのくらいを見込んでおられるかお願いします。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　新しい図書館システムの稼働を１０月から予定しており、新システムの機器の配置や配線を確認した上で、Ｗｉ－Ｆｉ設備、Ｗｉ－Ｆｉ環境整備の予算措置を検討していきたいと考えております。

具体的な導入時期につきましては、明言はできませんが、今年中には、令和９年度内での導入が可能かどうか、決めていきたいと考えています。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　令和９年度内といいますと、来年度ということでしょうか、やはり大分先になるかなと思われますが、周知のことですが、Ｗｉ－Ｆｉ設置については、町在住の高校生からの陳情によることがきっかけでした。

しかし、私自身も、図書館にＷｉ－Ｆｉが欲しいと思っていた１人です。社会体育

館にＷｉ－Ｆｉが入っているのに、図書館には入っていない。どちらかといえば、建物の機能的には、図書館が先に入ってもよかったのではないかと思うほどでした。陳情者は高校生なので、これから受験勉強を図書館でと考えていることでしょう。どうせ設置するならば、早いほうがいいということは決まっています。スピード感のある対応に期待します。

次の質問に行きます。五つ目の質問です。学童保育の現状についてです。

当町も学童保育は、入所希望者の急増に伴い、建物の増築、新築などで、何とか受入れ体制が追いついてきたという状況と思われます。建物の増築、新築についても、行政の皆さんは大変なご苦労を頂き、進めていただいたとその辺は理解しております。

今年度の入所人数について説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　令和８年５月１日時点における、入所児童数は、明治小学校区２４０名、駒寄小学校校区２５５名の合計４９５名となっております。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　４９５名ということで、５００名近い入所者、子供さんたちがいるということですね。学童保育は、放課後児童健全育成事業（児童福祉法の遊びの場の保障）が法的な役割として求められています。適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る、と明記され、外遊びは任意ではなく、授業の根幹に位置づけられる、と言われています。

しかし、人数過多によるところか、指導員不足からか、外遊びもままならないという声が聞こえてきて、室内で過ごすにしても、大変混んでて、すし詰め状態ってなじめず、退所したという声も耳に入ってきました。

国の運営指針では、発達段階に応じた主体的な遊びを保障することが求められており、また、支援の単位は、おおむね４０人以下とされています。

本町の学童保育では、人数が多く、外遊びが十分に確保できていないという現状をどのように把握し、課題をどう認識しているのか、説明を求めます。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　議員ご指摘のとおり、児童の発達期において体を動かすことは、心身の健やかな成長に不可欠であり、外遊びは重要な意義を持つものと認識しております。

本町におきましても、各学童クラブは小学校に隣接した立地を活かし、安全を確保した上で適時、外遊びを実施しております。特に夏休みなどの長期休暇時には、学校の校庭をお借りして活動の充実を図っております。

一方で、夏季における熱中症予防のための、熱中症アラート等への対応や指導員の適切な人員配置が求められるなど、安全確保のための運用上の課題があることは認識しております。

そのため、そのため本町では、外遊びを実施する際には、指導員を確実に配置し、気象状況に十分配慮しながら、子供たちが安心して安全に体を動かせる環境づくりに努めております。

今後も児童の健全な育成のため、指導体制の維持と充実を図りながら、適切かつ安全な学童保育の運営に取り組んでまいります。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　外遊びが体力向上、社会性の発達、ストレス発散に不可欠です。

先ほど、課長もおっしゃられましたように、外遊びには安全確保が必須で、人数過多で外に出せない、安全管理が追いつかないなど、課題が山積みされて、現場は疲弊してしまわないか懸念されます。

これから夏休みになり、長期で長時間活動時期になり、熱中症リスクも増えます。そこを乗り越えるため、学校施設との連携、例えばプールの開放や体育館の開放、図書館の解放などです。

私たち保護者の頃は、プール当番があり、夏休みのプール開放のためのお手伝いをした経験がありますが、今はないと聞いています。コロナ禍で途絶えていたものを見直す、よい機会ではないでしょうか。お考えがあればお聞かせください。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　学童保育における児童の安全確保と、職員の負担軽減は重要な課題であると認識しております。特に夏休み期間中は、熱中症リスクの増加に加え、外遊びの安全管理において、現場の疲弊も懸念されるところであり、学校施設との連携強化は、大変意義のあるご提案だと受け止めております。

ご指摘の学校のプールや体育館の開放につきましては、以前、夏休みの長期休暇時に、学校のプール開場時に開場日に合わせて、学童からプールへ児童の送り出しを行っていた実績もございます。

一方で、これらの施設利用は、学校運営や授業等のスケジュールにも深く関わってくる事項でございます。

現在、夏休み中の学校図書館開会日には、学童クラブの児童も利用させていただいているなど、既に連携を図っている部分もございます。学校においては、昨今の酷暑による熱中症のリスクに配慮するため、夏休み中の学校プールの開放を行わなくなった経緯もございますので、今後、学校のプールや体育館の活用を含めた連携を検討していくに当たりましては、学校教育の場としての運営方針に配慮しつつ、教

育委員会としっかりと情報共有を行い、児童の安全で快適な居場所づくりに努めてまいります。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　ぜひ連携していただいて、よろしくお願いします。仕事をする親にとっては学童保育は必要不可欠です。建物はできましたので、次は環境を整え、中身を進化させる段階に来ていると思われます。未来を担う子供たちの育ちを最優先に、安心して過ごせる学童保育の環境整備を進めていただくようお願いし、この質問を終わります。

最後の質問です。近年、都市部だけでなく、地方自治体においても、移動手段の多様化や観光振興、環境負荷の軽減を目的として、シェアサイクルの導入が広がっています。

本町においても、公共交通の補完、観光回遊性の向上、住民の理由、利便性向上という観点から、シェアサイクルコグベは大きな可能性を持つ取組だと考えます。道の駅よしおか温泉には利根川サイクリングロードも隣接して需要が期待できる環境にあるのではないでしょうか。

また、ＲＶパークを利用するキャンピングカーには自転車が積まれているのを見かけます。出かけた先にシェアサイクルがあれば、自転車を持ち運びする必要もなくなります。先日、飲食店から出てきたコグベを持った方々を見かけました。早速利用されていることを確認できました。

そこで、コグベの利用状況について、現状の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　吉岡町におけるシェアサイクル、コグベの利用状況について、データに基づき回答いたします。

現在吉岡町には、カインズスーパーセンター吉岡店、ジョイホンパーク吉岡店の１階、そして、ジョイホンパーク吉岡店の二階部、そして、道の駅よしおか温泉の４か所にポートが設置されております。

ちなみに先日、私は道の駅よしおか温泉からスタートして、ルナパークまで、前橋市内を散策して、後に、敷島のバラ園からまた再び乗車して、よしおか温泉まで快適な１日をコグベを使って過ごさせていただきました。

それでは、各ポートにおける利用状況を乗り出し、乗り入れに分けてご報告いたします。詳細については企画財政課長から答弁をさせます。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　それでは詳細説明をいたします。集計期間は、導入開始の令和８年４月から令和８年５月の２か月間でございます。

まず、吉岡町から前橋市への乗り出しです。カインズスーパーセンター吉岡店からの乗り出しは２６件、ジョイホンパーク吉岡店１階からの乗り出しは２４件、ジョイホンパーク吉岡店２階からの乗り出しは１２件、道の駅よしおか温泉からの乗り出しは３５件、乗り出し総数９７件でございました。

次に、前橋市から吉岡町への乗り入れでございます。カインズスーパーセンター吉岡店への乗り入れが２８件、ジョイホンパーク吉岡店１階への乗り入れが３６件、ジョイホンパーク吉岡店２階への乗り入れが４件、道の駅よしおか温泉への乗り入れが９件で、総数乗り入れが７７件でございました。

最後に、出発地、目的地ともに吉岡町であった町内を周遊したと思われる利用状況ですが、合計２９件でございました。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　そうですね、２か月間では数字的には、まだまだこれからという感じがいたしますが、始まってみて感じた問題点や今後の課題はありますでしょうか。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　問題点や課題についてですが、まだ２か月間という短期間のデータですので、全体の成果を推しはかるのはできませんが、一つの見解として、町外を目的とした利用者が一定数いるということが確認できました。

これは、前橋市との連携により、前橋市から吉岡町へ吉岡町から前橋市へという人の流れが生まれていることと考えております。

また、道の駅温泉を出発地として、商業施設を目的地とした傾向もデータから読み取れることができます。

今後は、この流れをより円滑にするために、ポート間の自転車の偏りを解消する再配置の運用が、重要になると考えております。また、町外を目的とした利用者が多い一方で、町内のみを移動する利用者の割合はまだ限定的です。

今後は、町民が日常の買物や公共施設への移動に利用できるよう、ポートの利便性向上を図るとともに、利用データの分析を通じたポートの配置最適化や利用促進キャンペーンの検討を行うことで、より多くの住民や来訪者に利用される環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

〔３　番　藤多ゆかり君発言〕

３　番（藤多ゆかり君）　はい、分かりました。私たちが視察で福岡訪問し、福岡を訪問した際に、チャリチャリというシェアサイクルのポートが、そこかしこに見られ、見つけられ、調べたところ、令和８年３月末時点で、ポートの数は何と９１４か所あり、月間利用回数は事業開始時、平成３０年６月と比較して、約１２７倍の１０１万９，０００回の利用となっていました。まちの回遊性向上、公共交通の機能補完、放置

自転車の減少などを図ることを目的に開始されたとのことですが、確かに赤い自転車をこぐ人がそこかしこにいて、利用者の多いことに驚きました。

また、大きな需要があることが確認できました。

また、町民の意見として、すばらしい取組ですと評価しながらも、前橋市には市民割引があるのに、吉岡町には町民割引がないことは残念なことで、町民割引の導入がなければ利用率は伸び悩むのではないか、と懸念される声も頂きました。

先日、山口県萩市に行く機会がありましたが、萩市は日本海を配し、日本１００名城である萩城が、お堀を何重にもめぐらし、城下町も碁盤の目のように整えられて、観光資源あふれるまちでした。お城の入り口近くには、シェアサイクルのポートがあり、５０台近い自転車が置かれていました。城下町は、道が狭く、車では交差も難しく、自転車が手軽でぴったりの町でした。道も、道も平たんで乗りやすく、環境にも優しく、行動範囲も広くなり、レンタカーやタクシー、バスよりもコストパフォーマンスもよく、若者の利用が多かったようです。

最後に、シェアサイクルは、町民の移動の自由度を高め、観光振興にもつながる可能性を持つ取組です。前橋市のコグベの運営エリア拡大のお手伝いではなく、本町の未来を見据えた新たな交通施策として、真価のある前向きな検討を進めていただくことをお願いし、この質問を終わります。これはＳＤＧｓの№１１、住み続けられるまちづくりを、にもつながる取組です。

以上で、一般質問を終わりにします。

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、３番藤田ゆかり議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を１３時とします。

午前１１時４１分休憩

午後　１時００分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。８番冨岡栄一議員を指名します。

〔８番　冨岡栄一君登壇〕

８　番（冨岡栄一君）　議長への通告に基づきまして、一般質問を行います。

最初に漆原総社線について、伺います。

漆原総社線の進捗状況について、漆原総社線第１工区は令和４年度、令和５年度の２年間にわたり、区間の測量設計及び用地測量を行いました。その結果、買収面積は約、５，５００㎡、地権者が３８名、筆数が４５筆であるとのこと。

その後、令和６年からの用地買収が始まり、当初の計画によりますと令和８年度、今年度に完成する予定でした。

それが、昨年度報告がありましてその後、令和１２年度に完成、令和１２年度の変更になり、延べ年数に比べますと、当初の測量設計から９年かかるとあります。午

前中にもありました一般質問で、天神東公園が１３年からオープンということはこのちょうど漆原総社線が開通するのと、天神東公園がちょうど一緒に仕上がるのかなと思っておりますが、今現在どの程度進んでいるのかお伺いいたします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　富岡議員より、漆原総社線の進捗状況についてご質問いただきました。

お答えします。都市計画道路漆原総社線第１工区の進捗状況でございますが、昨年９月の全員協議会で、事業の進捗状況等についてご報告させていただきました。

用地買収や群馬用水の埋設管移設など、不測の事態を擁しておりますが、令和１２年度末の完成に向けて、関係機関との協議を行い、業務を進めているところでございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　昨年の９月に全員協議会には報告ありました。そのときの用地買収状況が４５筆中３２筆、７１．７％と、いう状況でありました。

今現在は用地買収は全員できているのか、また、どのくらいまで進んでいるのかお伺いします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　用地買収につきましてはあと二人、土地にしまして２筆残っております。以上です。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　そのあと２人が、２人で２筆、１人一筆ずつ。はい。

それが、契約になりますと進むのかなと。私も通ってみても、どこ工事してるのかというんじゃないけれど、ほとんどまだ手がつけられてないような私的には感じております。

次の質問に入ります。先ほど言った令和７年度の全員協議会の報告でになりますと完成年度の変更と、概算事業費の変更になっております。

その中で、最初に工事費が増額になっているがその理由をお願いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　当初、令和６年２月のときの事業費につきましては、詳細な、詳細な調査設計前の積算をする前の概算金額になりますので、詳細設計後や工事実施時に金額が変更になる、変更金額が変動します。

工事費は、擁壁など構造物の増加により増えており、労務費や建設資材費の高騰分は含まれておりませんので、今後、増額になる可能性がございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　次に用地費もです。用地費も１．２倍になっております。

用地費の増額についてもお願いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　当初、令和６年２月にお示しした用地費の関係でございますけれども、土地の買収価格と用地の買収面積が確定したことによりまして、増額となったものでございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　次に補償費も、補償費は１．３倍になっております。

その原因をお願いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　補償費に関しましては、まず、該当する物件が電柱等、群馬用水土地改良区の埋設管の移設費になります。

群馬用水の移設方法の変更に伴う増額です。群馬用水の移設に関しましては、複数年かけて段階的に移設する関係で増額等を見込んでおります。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　今、今後、物価高になっております。多分、事業費も高騰している中、遅れれば遅れるほど、ガソリン代、燃料とかいろいろ資材等があって事業費は増えるかと思います。

それと、今度８年度、今年度予算額で漆原総社線の第１区工事の関係になっております。取りあえず１２０万増えるよと。その内訳なんですけれど、公有財産購入費、要するに地代は、２，０００万減ってるよと。その代わり補償費が２，０００万になってると。

地代が減ってて、同じ２，０００万、２，０００万なんですけれど、土地代金を増やせない分、補償費として余計に払うという、そんなことはないと思うんですけれどお伺いします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　議員ご指摘の補償費に関しましては、先ほど説明しました群馬用水の移設補償費が単年度でやる予定だったんですけれども、複数年になることと、あと今、群馬用水と協議中ですけれども、移設方法が、移設方法に伴いまして、移設補償費が増額を見込んでおります。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　はい。それではこの２，０００万は土地代金が安くなったということでよろしいでしょうか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　議員ご指摘の補償費に関しましては、土地に関する補償ではなくって、あくまでも群馬用水の埋設管の移設費の関係の補償費でございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　補償費は分かりました。だから、その２，０００万の購入費が減ったのは契約は遅れるから来年度でもあるのかと、という質問をする、したわけなんですけれど。

ただ、土地代金が２，０００万予算では減りましたと。この減った２，０００万に対して、お伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　申し訳ございません。手元に資料がございませんので確認をさせていただきます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　そうすれば、次の質問にお伺いします。産業団地開発について伺います。

駒寄インター西側産業団地の進捗状況についてお伺いします。

最初に、まず最初に同意状況について、現在の同意状況数、人数割や面積割、どの程度今進んでいるのかお伺いします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　駒寄スマートＩＣ西側産業団地は、吉岡町の将来を左右する極めて重要な事業であると認識しております。本町における若い世代が働ける場の安定した創出、税収の確保、そして地域経済の活性化につながる中長期的な投資であると考えております。

事業の推進にあたりましては、地権者の皆様の生活や財産に深く関わるものであり、丁寧な説明等とご理解を得ながら進めることが何より重要であります。町といたしましては、県とも緊密に連携し、地権者の皆様に寄り添った対応をしてまいります。

また、議員皆様のご理解とご協力が不可欠であります。今後とも、進捗状況や課題について、適宜ご報告しながら事業を進めてまいりますので、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ご質問の１点目、同意状況についてお答えいたします。現在、対象区域の大部分の皆様からご理解とご協力を頂いており、同意のほうは人数で約９８％、面積では約９７％となっております。

町といたしましては、引き続き個別の相談や説明を丁寧に行い、地権者の皆様のご理解を得ながら、着実に本事業を進めてまいります。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　およそ同意を得られたのは人数で９８％、面積でいくと９７％。どうしても面積をいっぱい持ってる人ほど、なかなか承諾は難しいかなと私なりに考えております。

次の質問に入ります。埋蔵文化財調査が行われ、文化財が発見されたとありますが、どのようなものが発見されたのかお伺いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　埋蔵文化財の試掘調査の結果についてでございますが、事業予定区域において実施した試掘調査では、土器片、住居跡、溝跡、柱穴、土抗、こちらは貯蔵穴とか土抗墓とかなります。

また、畝の跡といった遺構、遺物が確認されております。

これらは、当該地域における過去の生活の痕跡を示すものであり、文化財として一定の価値を有するものと認識しております。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　今後進んでいくと本調査になりますと、また、文化財等が発見されることと思います。

出てきた土器だとか、そういうのはどのようにするんでしょうか、お伺いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　本調査によってですね、出た出没物に関してはですね、一応地権者にはお話をしてですね、所有権、拾得物と落とし物と同じような扱いをとらせてもらって、最終的には、県のほうに、県とか自治体のほうの所有になると考えておりますが、詳細についてはですね、今後本掘の打合せをですね、教育委員会と進めていきますので、またそちらのほうで明らかになり次第ですね、皆様にご説明したいと思っております。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　地歴調査についてお伺いします。産業団地事業予定区域内における特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するための調査が行われたとありますが、その結果についてお伺いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　地歴調査は事業予定区域における特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために、過去の土地利用状況等を地元の方ほうから聞き取り調査をしたものでございます。

調査結果として、人為的な土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地との結果でございました。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　次に補償業務が行われていますが、補償額の算定だとかまた補償問題に対して、順調にいっているのかお伺いをいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　補償調査業務の進捗状況についてでございますが、事業予定区域における建築物や工作物、農業施設や樹木等の補償額は県が算定しており、業務は順調に進んでおると聞いております。

当該補償額につきましては、用地買収価格の提示とあわせて対象者のほうへお示しするような形となります。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　次に代替地を希望してる人たちがおります。代替地希望してる人たちが、今現在、希望どおり代替が得られているのかお伺いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　町ではですね、代替地を希望する地権者の意向を踏まえ、代替地として土地を提供する方を募り、調整を行ってまいりました。

その結果、代替地を希望する方は、おおむね、目処が立っている状況でございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　今、おおむねと伺ったんですけれど、取りあえず代替えが決まらないと次の契約しないよと、承諾はしてるんですけれど、契約はしない。そのようなことはないでしょうか。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　一応、そのようなことはございません。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　次に、産業団地事業予定区域内、公園を除くと、群馬用水令和８年度の賦課金について、町が補償、補償して、補償するという形で納付すると。

予算も、３月第１回定例会で予算も通してあるので払う形になりますけれど、これ、承諾した人だけに払うのか、全部の地域の分、承諾した人だけなのか、全員なのか、お伺いします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　群馬用水土地改良区の令和８年度の賦課金についてでございますが、文化財調査の試掘や、夏以降予定する用地買収等のために、農地として利用できなくなる土地については、群馬用水土地改良区の賦課金の負担を町がするということになりました。

なお、賦課金の納付につきましては、町が直接群馬用水土地改良区へ納付する方法

をとる予定でございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　それはちょっと私聞きそびれたんですけれど、全員の方の納付してくれるんですか、承諾してようがしてまいが、この該当地域の方の分は。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　原則ですね、全員を想定をしていたんですが、現在もですね、賦課金の水利を利用されてる方がいらっしゃいますので、その方に関しては、賦課金はご本人負担としていただくよう考えております。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　賦課金ですと、私が田んぼにすると、１反で、年６，７４０円、一部補給の場合ですと６，７４０円。５反あれば５倍ですけれど、群馬用水の賦課金を払っていただけるということですけれど、前にも質問いたしましたが、令和７年度から群馬用水脱退、群馬用水転用決済金、令和、昨年度から、１．５倍から値が、金額が上がりました。

今まで１１万だったのが、１６万８，５００円ということで、その分を地代をあげてくださいという質問をしました。今回もまた、全く同じなんですけれど、群馬県の開発業者がそれを交渉はするということですけれど、もう一度、お伺いします。この上がった分は何とかならないか、お願いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　議員おっしゃる転用決済金につきましては、地区除外によって生ずるものでございまして、地区除外の手続につきましてはですね、町が代行申請や一括申請をすることで、地権者の皆様の負担の少ない形で進められるよう、群馬用水土地改良区と調整を進めている、進めているところでございます。

一方ですね、転用決済金、こちらにつきましてですね、農地の転用という個人の財産行為に伴う費用であり、制度上、どうしても個人の納付が原則となっております。

そのためですね、町のほうで、金額のほう、変えたり、納付することはできませんけれども、手続の流れの説明はですね、必要書類の準備などをですね、町が行いですね、地権者の皆様の負担がなるべく最小限となるように、引き続き丁寧に支援をしてまいりたいと考えております。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　お金を地域見舞券じゃないですけれど、お金を持ってる人はいいですけれど、お金がなくて、転用決済金、田んぼだったら１６万８５００円。

これが払えないと、払えなくなると、契約しても、次に進めないと。群馬用水もその決済金もらわなければ除外は出しませんよということになるかと思います。そう

いう方々の方も、何かしら面倒見ていただきたいと思っております。

次に、除草作業についてお伺いします。除草作業については町が交通の妨げとなる箇所や事業予定区域外に面した箇所の部分を除草を行うとあるが、同意してない土地はどうするのか。

例えば、だから判こ押してなくて今もう、もう田植え始まって植えている人もいます。判こ押してない人のところ、草だけ残して、草刈りをするのか、そんなこと言わずに、町だから全部きれいに該当の除草作業をしていただけるのか、お伺いします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　産業団地事業予定区域における除草につきましては、交通安全確保や周辺環境への影響を最小限に抑えるために、道路に面した箇所や事業区域外に影響を及ぼす恐れのある箇所について、必要に応じて、町が除草を実施する予定でございます。

お尋ねの未同意の地権者の土地につきましては、原則として町が行う予定はございません。しかしながらですね、個別にご相談を行い、ご理解を頂いた上で臨機応変に対応していく方針でございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　取りあえず判子押してないからあそこんところは、残すよと。

あとは地権者との相談で、せっかく農面使う道路で草が生えてて、そこにだけは除草が行われてないのは判子契約してない人って、余計個人情報じゃないけれど、誰、これ誰というのとかすぐばれてしまうんじゃないかと思っております。なるべくだったらそこにちょっと交渉して、きれいに除草、道路愛護じゃないですが、きれいに除草になってる、するときは一緒にしましょうということでお願いをいたします。

次に幹線道路の用地測量を開始したとありますが、どのようなところまでいってるのでしょうか、お願いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　産業団地事業に関連して整備を予定しております幹線道路につきましては、すでに用地測量業務に着手し、先月１５日から産業団地内の土地の境界立会いを始めたところです。

今後、幹線道路に必要な面積を算出する予定でございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　令和８年夏頃、今年の夏もうすぐです。用地買収を開始できるよう県との調整を行うとあります。

最初に、用地買収の単価が漆原総社線と比べると、比べると単価が違い過ぎると、

地権者同士の話が通じてるんでしょうかね、単価が違い過ぎる。どのように、産業団地の地権者に対して、承諾できるような説明をするのかお伺いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　産業団地は漆原総社線の買収単価は、不動産鑑定士が算定する鑑定額に基づいて決まります。

不動産鑑定士は、国の不動産鑑定評価基準に基づき、交通利便性や周辺の土地の利用状況、地域の地価水準や、市場での取引事例など多角的な要素を総合的に評価し、鑑定額を算定しております。

いずれの事業におきましても、不動産鑑定士が市場価格を反映して算定した、適正な評価額であり、町が恣意的に単価を決定しているものではございません。

用地買収は、地権者の皆様の大切な財産に関わるものであることから、鑑定評価の考え方についてはですね、丁寧にご説明を重ね、ご理解をいただきながら事業を進めてまいります。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　そこで、買収単価とは基本になる、よく不動産利用者が使用する近傍宅地ですかね、近傍。

１番近い近傍宅地の土地の評価額、不動産業者が売買、この土地はおよそこのくらいだよというので使ってる金額があるかと思います。それが漆原総社線の近傍宅地と今度の産業団地の南下、大久保の近傍宅地の金額の違いはあるのか、どのくらいあるのかお伺いします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　南下地区や大久保地区内においてもですね、商業地域や住宅地、第１種農地まで幅広い土地利用が混在しておりですね、土地の利用の状況において、その地域の地価水準には当然ながら差はございます。

またですね、漆原総社線沿線の評価額とですね、比較いたしましても、地域の土地利用状況や地価水準の状況により、評価額が高い土地もあれば、低い土地もあります。

ただですね、その金額、一律ですね、ちょっと差があるのと、結局、土地ごとによってかなり違いますので、具体的なちょっと数字を申し上げることはここでできないことをちょっとここでおわび申し上げます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　数字は要りません。およそどのくらい違うのでしょうか。

だから、今、産業団地の地権者が漆原総社線と値段が違い過ぎるよと。そのくらい固定資産も差が出てるのかなと、そう思いまして質問してます。お願いします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　手元ですね、ちょっとピックアップした土地での価格というのはちょっと手元ございませんけれども、公表されてるですね、路線価とか、そちらのほうちょっとお調べしてですね、示せるものがあれば、お示しさせていただきたいと考えております。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　要するに地権者に納得してもらうのにはどのようにして、承諾をしたのだけれど契約の判子押さないよと、たまたま私のところまで言いに来る人もいるのですけれど。

どうして、漆原総社線と産業団地の金額が違い過ぎるのか。その説明をもらわないと私は当然、執行部もそうですけれど、私もその地権者に、回答できない。その違いが多過ぎるのをどのようにしたら納得してもらうように説明できるかお願いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　いずれにしてもですね、土地鑑定においてはですね、鑑定書というのが最後仕上がってまいります。

そうすればですね、私はちょっと鑑定のプロじゃなくて、不確実なんですけれども、その鑑定書の内容をちょっとですね、精査をいたしまして、なぜその差が生じるかというのはですね、できる限り分析をさせていただきたいと考えております。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　何か国道に近いだとか、こちらのほうはもうインター、インターから３００メートルと、お互いに言いたいことはいろいろあるとは思うんですけれど、なるべく漆原総社線の単価に合うようというか、それを納得してもらうような、地権者に説明していただきたいと思います。

次ですが、県との調整はできているのかお伺いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　県との調整状況でございますが、県に対してですね、早期に駒寄スマートインターチェンジ産業団地の事業化を決定し、用地買収を令和８年夏頃に開始できるよう、必要な調整を進めるとともに、県に強く要請をしているところでございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　夏頃、８月というのですけれど、おおよそ目処は立っているのでしょうかお伺いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　一応ですね、現在のスケジュールでいうとですね、７月前後にですね、もう一度、説明会のほう開催してですね、その後速やかにですね、用地買収に取りかかるようですね、現在調整を進めているとこでございます。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　もう、今ちょうど田植え時期です。田んぼを持ってる方、ちょうどこの間も行き会いまして、普通だともう、水入れて、もう田植えも今年は早くて、もう終わっております。

うちは田んぼはつくれないんだと、だから水は要らないと。水路の掃除してた方なんですけれど、ただし、承諾はしてやる、ただ単価について納得しない場合、米の補償はどうしてくれるんだといった問題があります。もしそれについて、何か回答ありましたらお願いいたします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　現在ですね、一応土地の譲渡同意ということを頂いておりますので、現在ですね、土地は全部ですね。

当然議員おっしゃるように、価格にもよると思うんすけれど提示して、速やかに契約に入るものと想定しております。現時点ではですね、このような補償等についてはですね、考えてはおりません。

〔８番　冨岡栄一君発言〕

８　番（冨岡栄一君）　もう一応承諾してあるから、単価問題で押すか押さないかは、その人次第だと思うのですけれど、取りあえず承諾したので、米の補償まで承諾や契約になると、執行部のほうというかこちらのほうは思ってるということです。

時間は大分余りましたけれど、以上をもちまして、８番富岡、一般質問を終わりにいたします。

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして８番冨岡栄一議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩をとります。再開を１４時１５分とします。

午後　１時３３分休憩

午後　２時１５分再開

議　長（富岡大志君）会議を再開します。６番宮内正晴議員を指名します。

〔６　番　宮内正晴君登壇〕

６　番（宮内正晴君）　議長への通告に基づいて一般質問を行います。

まず、生活道路へのハンプの設置はということで、ただいま大松交差点の周辺ですね、幹線道路の混雑地に生活道路へ進入して速度超過で通過する車両があります。町民の安全を脅かす状況になっております。通学路安全対策として、狭窄道路・ハンプ等の設置がされている児童生徒の安全性は向上しております。

これを、ハンプを設置することにより、速度に制限がかかるので、生活道路の安全が守られると思います。生活道路への進入抑制をする看板等で進入車両は減りましたが、生活道路へ進入する、進入、出退勤で急いでいるので、速度超過が多く見られます。進入車両や侵入車の速度抑制にハンプが必要だと思います。通学路のハンプの設置については、児童生徒、保護者の皆さんからも、また、近隣の住民からもよかったと思われております。町民の安心安全のために、生活道路の速度抑制にハンプ設置が必要だと思います。

また、小中学校周辺にも設置できれば、交通安全対策になりますので、町の検討課題にしてはいかがですか。視覚的な抑制には限界があります。ハンプのように物理的な効果を期待したいが、町の見解を伺います。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　宮内議員のほうから生活道路へのハンプの設置について、質問いただきました。

お答えさせていただきます。町道へのハンプなどと言われる、物理的デバイスの設置は車両の速度を抑制することで、通学路や生活道路における人、優先の安全安心な通行空間の整備に資するものでございます。

ご質問の案件につきましては、建設課長から答弁をさせます。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　交通安全対策の一つとして、車両の速度を抑制するため、道路表面に物理的デバイスを設置して、大久保地区の通学路で一定の効果が得られている箇所がございます。

ハンプは、車両の運転主に不快感を与え、車両の速度を落とします、落とすものです。ハンプを生活道路に更なる設置をしてほしいというご質問でございますが、ハンプを作ることにより、振動や音などが発生する恐れがあるため、生活道路の設置には、周辺の住民の方の理解も必要になることがございます。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　質問に対しては、この生活道路を利用されてる方からの、要請っていいましょうか。こういうことが、ハンプがあれば、安全だよなという話を伺って、私は質問いたしました。このハンプについてはそういういろんな状況が鑑みて行う話になるとは思いますが、町民の安全を守るために、よろしくお願いいたしたいと思います。

関連してですが、町の生活等への安全対策はほかにありますでしょうか、お伺いいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　生活道路の安全対策としてほかにはですね、やっぱり路面標示で視覚的に注意喚起を及ぼすこととか、あとは看板の設置とかいうことは考えております。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　次に、防犯灯、街路樹の点検はということで、町の防犯灯は経年劣化による腐食が発生する、している可能性があります。安全な交通を守るため、点検、定期点検はどのように行われていますか。専門業者に委託しているのでしょうか。町の巡回点検も行っていますか、町長に伺います。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　夜間の安全を守るために設置されている防犯灯は、犯罪抑止と住民の安全確保を担い、住民の安全、安心な暮らしを支える重要な社会インフラとなっております。ご質問の点検についてでございますが、町ではこれまでに定期的な点検を行っておりませんが、令和６年度にＬＥＤ防犯灯リース事業が終了する際に、リース業者に、リース対象の防犯灯の目視点検をお願いし、必要に応じて清掃を行っていただきました。

また、防犯灯の破損や点灯不良については、町民の皆様から直接の電話や自治会からの要望を通じて、随時、修繕や更新の対応を行うことができているほか、現在は町建設課で運用している吉岡町道路損傷等通報システムの活用も可能となっておりますので、町では引き続きこのような対応で進めていきたいと考えております。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　全国で報道されている内容ですが、歩行者用信号機の落下や、防犯灯、ほかのものでも同じですが、外灯でも、腐食によって倒れることが、事故が発生しております。点検には時間はかかり、予算も計上しなければなりませんが、町民の安全を守るために、定期的に点検を行うことが、安心につながると思いますので、その点をよろしくお願いしたいと思います。

次に、吉岡町庁舎の駐車場、街路樹が伐採されております。経過についてお尋ねします。

また、ほかにも伐採予定があるのか。法に基づき、町街路樹の点検は、年１回程度の定期巡回となっています。この伐採に対して、危険度ランクは４段階のどのくらいだったか、町長に伺います。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　役場庁舎の駐車場については、庁舎管理上の理由から、企画財政課で伐採したものでございます。

当該樹木については、強風等で枝葉が落ち、来庁者の車を傷つける恐れがあったた

め、枝葉の剪定で対応をしていたところですが、電線にかかる程度まで延びてしまい、選定が難しくなったことなどから、今回伐採したものでございます。

当該樹木は駐車場内の樹木であり、点検等は行っていないため、危険度ランクの判定は行っておりません。

また、企画財政課としては今のところ、ほかの樹木については剪定等で対応し、伐採予定はございません。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　点検は行っていないようですが、やはり全国的に、風または、いろんな障害で倒木があるということが報道されております。早期の対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、町道危険箇所等の情報提供ということで伺います。

吉岡町で道路損傷等や危険箇所発見時、スマートフォンで通報できるようになって８ヶ月たちました。通報状況はどのようになっていますか。町民の認知度は、もう確認は行ったのか、また、良いシステムでも理解してないと活用できないと思います。

また、このシステムのシステムが導入されて、職員のパトロールの時間は軽減されたのか。道路修繕が時間短縮など図られたのか、町のメリットを伺います。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　吉岡町道路損傷等通報システムは、令和７年１０月から道路の損傷などをスマートフォンを用いて、報告をいただいているところでございます。

ご質問の件につきましては、建設課長から答弁をさせます。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　本システム運用後の８か月、８か月間に通報実績は、５月末の時点におきまして、６７件の報告件数となっております。本システムの町民の認知度の調査は行っておりませんが、広報やホームページなどを通じて周知を図っているところでございます。

本システムを導入したメリットについて、職員のパトロール時間は軽減されておりませんが、システムからの通報のため、危険箇所の早期発見につながり、事故を未然に防止するができることと考えております。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　私もこれ通知、通報を行ったんですよ。やっぱり、何かこのシステム自体の内容がいまいち分かってなくて、通報に時間がかかりました。だから、私のような年齢だとスマートフォンを使うのに、やっぱり、使い方が悪いと、うまくこの通報ができない。この認知度もちょっと高めていただきたいなと思いますので、

よろしくお願いいたします。

それとですね、パトロールの基準はチェックシートでやっておりますか。また、職員、職員の巡回パトロールはどのような内容で行っていますか。町の見解を伺います。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　道路や側溝に関しまして、住民からの通報や自治会要望、開発現場の協議など、職員が町内の現場へ向かうときに、道路面やガードレールなどの構造物に損傷がないか、草木が繁茂していないかなどを目視により現場の確認をしております。

チェックシートなどをもって定期的に巡回するパトロールではございません。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　議会のほうでちょっと話があったと思いますが、側溝に足を落としてけがをされたという話もあったわけで、こういうのも早急にね、連絡すれば、事故は防げたかなと思いますので、やっぱり周知徹底等が必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、県道南新井前橋線の今後についてですが、大久保の大松交差点は慢性的な滞留が発生しています。滞留改修解消の対策として、大松交差点の右折レーンの延長や駒寄スマートインター南の右折信号の設置など、渋川土木事務所と協議を行って対策を行っておりますが、休日の夕方からの停滞は解消されておりません。南新前橋線は県道ですが、滞留時間が長いと町民の生活に多大な影響が出ます。

駒寄スマートインター西工業団地に隣接している道路ですので、これまで以上に停滞時間が長くなる可能性があります。

また、減少傾向になっていた生活道路への侵入車両も増えるのではないかと不安になります。事故が起きてからでは遅いので、早急な対応策が必要だと思いますが、町の見解を伺います。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　県道南新前橋線の滞留に関して、道路管理者である県渋川土木事務所や信号を管理している渋川警察署に対して、改善の要望を行ってまいりました。

また、大松交差点東側の交差点周辺に関する交通安全に関して、地元自治会、学校関係者及び県の関係機関との意見交換会が行われ、対策については議論をされているところでございます。

今までの対策や今後の対策については、建設課長のほうから答弁をさせます。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　県道南新井前橋線の滞留に関して講じた対策は、関越自動車道側道

との交差点である駒寄スマートＩＣ南交差点に右折信号機が設置され、時間帯により信号機が切り替わる間隔も調整されたことにより、交通の流れの改善を図っているところです。

また、吉岡バイパスとの交差点である大松交差点の交差点の東側にある中央分離帯に設置されている緑地帯のスペースを活用し、上毛大橋から向かって右折レーンを延伸したことにより、右折する車の渋滞の解消を図っております。

議員のご指摘のとおり、今後、前橋市の産業団地が開発されますので、県道南新前橋線の交通状況に関しましては、関係機関との情報の共有を図り、注視してまいりたいと考えております。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　吉岡町というのは群馬県でも人気のある町でございます。人口もどんどん増えている状況でございます。その中で町民を守るためにいろんな施策があると思いますが、安全対策のためによろしくお願いしたいと思います。

次に、吉岡町地域福祉計画の取組はということで、第３期地域福祉活動の中で吉岡町の高齢化率はここ５年間は平均２２．６％となっています。国が２８．７％、群馬県では３０．４％であり、良好な状態ではあります。数年後は、でも、少子化とともに高齢化になります。このような状況で、老人クラブやサロンの減少傾向が見受けられます。減少の調査や歯止め施策はあるのでしょうか。町長に伺います。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　第３期吉岡町地域福祉計画において、現在の高齢化率は国や県と比較して良好な状態を維持しておりますが、将来的な少子化と高齢化の同時進行は重要な課題であると認識しております。

老人クラブ等の現状におきましては、現状、減少に関する専門的な調査は実施しておりません。しかしながら、日々の補助金交付事務等を通じて、加入者数の減少傾向を初めとする活動状況を把握しているところでございます。

一方、地域の集会所等を活用したサロンにつきましては、社会福祉協議会で、助成事業を実施しており、その中での状況把握としては令和５年に減少したものの、令和７年には増加し、現状、町全地域では横ばいの状況で推移していると認識しているところであります。地域と連携した重要な居場所として機能しているものと考えております。

減少傾向が見受けられる老人クラブへの対応や今後の対策につきましては、各地域の自主的な活動を尊重しつつ、関係機関と連携を図り、どのような支援が有効であるのか、実情に即して、今後検討していきたいと考えております。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　去る４月６日ですが、議会広報の取材を大久保寺島集落センターで開催されたサロンに参加させていただきました。歌ありストレッチあり、踊りあり、工作物を作ったりして、皆さんで、皆さんサロンで生き生きしておりました。子供たちの居場所づくりも大切なことですが、高齢者の居場所づくりも必要、必要だと思います。

また、代表者やリーダー、リーダー格の育成も、高齢者社会の対策として町が取り組むことではないでしょうか。町の見解を伺います。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　本町におきましても、高齢者が住みなれた地域で健やかに自分らしく暮らせるよう、誰もが気軽に集える居場所の確保は重要な課題であると認識しております。

議員ご指摘のとおり、こうした拠点を継続的かつ効果的に運営していくためには、中心となって活動を牽引する代表者やリーダーの存在が不可欠です。町社会福祉協議会では、子供からお年寄りまで、地域住民、誰もがぶらりと気軽に立ち寄れて自由におしゃべりができる場所として、定期的にカフェを開催、また、身近な集会所で高齢者がお茶を飲みながら交流、軽運動を楽しむ場所づくりの後方支援として、外出支援、職員の出前講座を実施しており、そのような取組は、末永く継続していくように、サロン代表者を対象に、代表者交流会を実施しています。

今後も引き続き、地域サロンの町全体への拡大を図るため、後継者の育成や活動の充実を図っていきたいと考えており、社協の広報紙である社協だよりを通じて、地域住民へのさらなる周知を図っていきます。

地域福祉活動の実践は、自治会、地域住民、ボランティア、サービス事業者など、多くの担い手によって行われており、そのような担い手の育成を図るため、今後も、ＳＮＳやホームページ、口コミ等での情報発信を行い、住民の参加意欲を高め、ボランティア活動の裾野を拡大するとともに、人材の確保に努めていきたいと考えております。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　福祉は大切なことなので子育ても含めて、福祉課のほうは大変でしょうがよろしくお願いしたいと思います。

次に、自転車事故の対策はということで伺います。

２０２３年度、群馬県で発生した事故、自動車事故件数は全国で１０位です。人口１万人当たりでは、中学、高校ではワースト１位。また、高校生は５年連続ワースト１位になっております。

中学校での自転車走行のルール教育が足りていないのか、いや、そんなことはない

と思います。要は吉岡中学では、ヘルメットをちゃんと着用していますし、教育はちゃんと指導はされてると思います。しかしながら、自転車事故の件数が増えてるということはあり得るんでしょうか。推移をお願いしたいと思います。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　吉岡中学校の自転車による交通事故件数のここ５年間の推移を申し上げます。

令和３年度から７年度まで、５件、６件、５件、５件、７件とほぼ横ばいの状況であり、主たる原因は見通しの悪い交差点での一時停止不十分というふうになっております。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　つい最近ですが、９月１５日の交通安全会で吉岡中の登校時に自転車のマナー、自転車走行のマナー向上のビラ配りを行いました。吉岡中学、生徒のルール厳守と安全を思いながら私も参加させていただきました。

群馬県はヘルメットの着用率が４０％以上で、全国３位。吉岡中では私が登校時を見ている限り、ほとんどかぶっております。

しかしながら、町内を走行している高校生、これを見ると、未着用、要はヘルメットを持ってても、ハンドルのところに引っかけていったり、手に持ってるというような方がいらっしゃいます。またはヘルメットを持ってない方、そういう方が走行しております。中学では着用は、ヘルメットの着用率の検証を行っていますか、教育長に伺います。

〔教育長　山口和良君発言〕

教育長（山口和良君）　中学校のヘルメット着用に関わる検証、指導についてですけれども、毎日、教員による下校時の声掛けを行ったり、部活動の終了後、生徒が敷地内からいなくなるまで同様な声かけによる安全を、安全な下校促し指導を実施しています。その際、ヘルメットの確実な着用についても指導しております。

また、期間を決めて、職員による登校時の声掛けも実施しています。例えば、今年は４月１０日から１４日の間に交通量の多い交差点を中心に街頭指導を実施しました。朝７時４５分から８時５分までの２０分間に学校前の五差路、北下の信号、鬼ヶ橋信号、北門、駐輪場、以上５か所で各学年の担当教諭が声をかけております。上記の指導においてはヘルメット着用率は１００％でした。

ただし、休日は学校から離れた場所等では少数でありますが未着用の生徒もいるということが、地域の皆様からの電話等で把握しているところです。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　全国の自転車事故を年齢別で見ますと、令和４年度では６５歳が最も

多かった。２番目に中高生というふうになっております。最近のテレビで報道を見ますと、１０代が１番と、事故率が高いというふうになっております。

その中でも事故になった生徒を見ますと、ヘルメットの着用率が中学生は７１％、高校生になると１２．８％です。これを何とかしないと、交通事故は減らないだけじゃなく、何ですか、けがの程度を軽くするようにならないと思いますので、教育長としてはどういうような指導をこれから行っていくか伺います。

〔教育長　山口和良君発言〕

教育長（山口和良君）　中高生の自転車事故防止とヘルメット着用に関するルールの徹底に関わることについて、私の見解を申し上げます。

中学生及び高校生の自転車事故が多発している現状、またお示ししていただいたヘルメット着用率の課題につきましては、生徒の命に関わる重要な問題として重く受け止め、受け止めております。

高校生になると着用率が極端に低くなるという課題を解決するためにはルールだから守る、ルール違反をすると自転車通学が許可されなくなる。だから守る、というような意識を払拭し、議員ご指摘のとおり、生徒自身が自分の命は自分で守るという意識を強く持てるような指導の工夫が必要です。

そのためには、とにかく規則を守ることが大切という意識から、決まりやルールのそのものの意義の理解、なぜそのようなルールや決まりがあるのかという問いをもとに議論する機会を交通安全教室だけでなく、学校教育全体で意識することが重要であると考えています。

〔６　番　宮内正晴君発言〕

６　番（宮内正晴君）　高校生がルールが分からなくて、詐欺に遭ったということもあります。そういう意味で、中学校で行き届いた指導教育をよろしくお願いいたします。

以上で、宮内の一般質問を終わりにします。

議　長（富岡大志君）以上をもちまして、６番宮内正晴議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を１５時とします。

午後　２時４５分休憩

午後　３時００分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。１３番小池春雄議員を指名します。

〔１３番　小池春雄君登壇〕

１３番（小池春雄君）　それでは通告により、質問を行います。

まず、第１点目でありますけれども、高齢者福祉に対してでございます。

高齢者福祉支援策。昨年も同じ質問しましたけれども、この時点では、介護医療費に対しては今後見直して、そしてまた、その改善を図っていきたいという回答を経

ておりますけれども、その中で、これから２番目、３番目にまた質問しますけれども、取りあえず、この時点でね、そのときの回答ってのは２番目にあることなんですけれども、第１問としまして、このときというのは吉岡町独自で、介護慰労金というのは県の制度がありましたけれど、それに上乗せをしていたという制度でしたよね。

それを廃止をしてますが、県、県に合わせたということでしたのですけれども、それだけではそこは町の独自性、独自性がなくなるんじゃないかと言ったら今後についてはまた、町長のほうから再検討したいという回答があったものですから、それから月日もたちましたから、再検討した結果はどのようになったかをまずお尋ねします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　小池議員のほうから高齢者福祉、なお介護慰労金のその後の検討経過ということで質問いただきました。

お答えさせていただきます。介護慰労金の見直しにつきましては、昨年度、介護保険関係の会議等の機会をとらえ意見聴取を行い、委員の皆様から高齢者福祉施策に関する貴重なご意見等を頂戴いたしました。

その中では、予算を大幅に削減した介護慰労金について、要介護１や２の在宅介護も非常に負担が大きいため配慮してほしいという声や、介護慰労金など、先人が培ってきた大切な制度が失われていくのは非常に残念であり、存続に向けて精いっぱい努力してほしいといった、制度の重要性を訴えるご意見もいただいたところでございます。

これらのご意見等を受け止め、町といたしましても、令和８年度予算編成に向けて、支給要件の緩和を模索いたしました。具体的には、要介護１及び２の高齢者を在宅で介護されているご家庭への支給復活に向け、検討してまいりました。

しかしながら、吉岡町を取り巻く昨今の財政状況は極めて厳しく、限られた財源の中で、多面的な行政需要に対応せざるを得ないのが現状でございます。大変苦渋の決断ではございますが、令和８年度予算においては復活を断念せざるを得なかった経緯がございます。現在の厳しい財政状況が改善しない限り、予算の増額や制度の完全な復活は容易ではないと認識しているところでございます。

しかしながら、在宅介護におけるご家族の心身の負担や、本制度が持つ歴史的な意義は十分に承知しているところでございます。今後とも、財政状況を慎重に見極めつつ、持続可能な制度運営を念頭に置きながら、支給要件の緩和等の見直しに向けて、引き続き検討を重ねてまいる所存でございます。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　町長あの、検討したけれど駄目だったと。これ検討しないでもまだいいとも言えないですよね。やっぱりその結果、結果ですから。

先ほど言いましたけれども、これ吉岡町独自の制度でした。今町長も説明しましたけれども、高齢者、施設に入所して、その生涯を終えるか、あるいは、家族のもとで、できる限り家族とすれば家族を見てあげたい。

私も、父も母も、年老いて最後はその施設に、施設とか病院にいましたけれども、最後に言うことというのは、もう家に帰りたいなんですよね。両方そうでした。父も母も家に帰りたいと。最後の望みって、そこなんですね。ですからそういう意味で私は、吉岡町独自で、県の制度に上乗せをして、そして介護慰労金を支給してたというと、家族にとっても、また本人にとってもこんなにいいことはないんですよね。

ですから、そこはやっぱり何とかすべきだと。そして町長もいろいろ説明しました。財政状況が厳しいという話も聞きました。

しかし、予算編成権というのは、町長あなたにしかないんですよ。ほかの人にはないんですよ。でも、町長はね、私はこのとおり、ぜひとも力を入れていきたいと。そしてまた、自分の親御さんの最後、何とか自分たち身内で見てあげたいんだという、その気持ちにこたえてあげる。これって本当に大事なことだと思うのですよ。

それできるのは、やっぱり町長しかいないのですよ。何にしろ、その権限を持つ人は。ですから、今年は駄目だったら来年という話じゃなくて、議会って年間に４回あります。補正というのもありますから、そういう中で、いつ出しても、それは可能なわけですよ。そういう権限を持った町長ですから、権限を持っている以上は、その権限をぜひとも、皆さんが、高齢者が喜ぶところにその権限を行使してはいかがというふうに思いますけれども、再度お尋ねしますけれどいかがですか。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　ただいま、小池議員本人も親の介護で大変苦労されたという、お話を聞かせていただきました。私自身も親の介護を自分が自宅で、７年、８年、させていただきました。ですから家族の家庭介護というものも、それぞれのご苦労というのは十分承知しているつもりでございます。

そういった中で、支給制度を始めたのが、当時、髙野町政でございました。そのとき自分も管理職として、一員としてその制度に賛成した立場の１人でもございます。そういった中で、自分としてはこの事業をぜひ、ぜひとも続けていきたいという思いは十分持っているところでございます。

ただしかし、先ほどから話が出てますように、この厳しい財政状況の中で、どうしてもここ、進めていかなければならない、これからのまちづくりに対応していかな

ければならないということで、今回苦渋の決断をしたわけでございます。いずれはこれをまた復活したいというそういう思いは、心の底に持ち続けていきたいと思っております。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　そういう中で、そのときの町長の回答で２問目、２問目の質問になりますけれども、社協との連携で生活支援体制整備事業として地域の補助力強化を図っていくと、るる言ってました。

これは介護慰労金等を減らしますよね。減らしたらその分のお金は浮きますよね。このお金をどこに使うんですかと言ったら、これは、社協と連携をして新たな高齢者福祉に対する事業展開をしていきたいんだということで回答だったんですよね。中身はどういうものだったのか。それで現在は、そのとき町長が答えてたこの点は事業、先ほどのほうでどのように事業化されて、それで高齢者のためにどう役立っているかということを確認したいのですけれどもいかがですか。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　社会福祉協議会と連携した生活支援体制整備事業について、その事業状況と結果をご報告いたします。本事業は、生活支援コーディネーターを中心に、地域の支え合いによる生活支援や介護予防を推進するものです。

各地区での地域課題の抽出や解決策の検討を行うため、第２層の協議体として、明治地区にわたげ隊、駒寄地区にふれあい隊を設置いたしました。この協議体各活動では、各１０名の地域住民の皆様を中心に年１０回程度の会議を重ね、地域の課題について話合いを行ってまいりました。

その成果として、明治地区では月２回たんぽぽ広場を、駒寄地区では月１回駒ちゃんちという新たな住民の居場所を開設いたしました。これらの居場所は開設から２年が経過し、地域に定着してきております。参加実績につきましても、たんぽぽ広場は令和５年度の延べ１０６人から令和７年度には４４９人へと大きく増加いたしました。同様に、駒ちゃんちも令和５年度の１１３人から令和７年度には４０２人となり、多くの高齢者や子供たちにご利用いただいております。

本事業は現在も発展途上ではございますが、今後とも地域課題の整理に努め、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう、さらなる地域の支え合い体制の強化に努めていきたいと考えております。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　それでは、いま人数等分かりました。そういうのも、要するにあのときは老人に対するお金をね、敬老祝い金等削って違うところに充てるんだという話だったですよね。そこまでそこのところへ、町側に社協に委託してるんでしょうけ

れども、それぞれ、そのお金の使い方ってどうなんですか実際に、今言われたその事業に対してお金というのはどのぐらい出してますか。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　大変申し訳ございません。予算額についてちょっと手元に資料ございませんので。申し訳ございません。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　質問の趣旨といっても、そういうことでよろしいんだから。敬老祝い金をやめましたと。やめるについては今度は新しい形で社協のほうに支援体制整備事業として地域の補助、補助力強化をつくっていくと。そっちに向けけるんだと、いう回答だったんですよ。

分からないのなら無理に今答えなくても、分からなければ。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　はい。こちら生活支援体制整備事業について町が社会福祉協議会に委託料として支払っている額は、令和７年度ベースでは１０８万９，７３４円でございます。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　今年度は。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　大変申し訳ございません。同じぐらいだと思いますが、ちょっと８年度についてはちょっと資料の持ち合わせございません。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　数字はいいです。私も、高齢者福祉に対しまして、皆さんも、記憶にもあると思うんですけれども、今から三、四十年前というと、よくその当時は社協が中心ではなかったと思うのですけれども、社協も一部かんでたと思うのですけれども。どこにいっても老人会というのがありまして、この辺ですと、猿ヶ京とか水上だとか草津だとか、時には大洗行くとかというので年寄りを集めては、観光バスで行ったり、またあるいは、近いところですと、旅館等が送迎をして年寄りを１泊旅行で行ってましたよね。

経験ありますか。記憶ありますか。町長は記憶あるでしょう。昔の敬老会というのはそういうものだという、でもそれは、時代時代で先ほど町長が言ったと、言ったとおりだと思うんすけれども、そういう時代もあったんですよね。でもその時代はそれがよかったし、それがステータスだったんですよね。でも、こういうものって年代とともに変わってくるんですよね。昔はこんなことがあったけれども、今はもう、こういうのは全く流行らない時代になったし、ホテル旅館でも昔は大部屋で１

部屋に８人、１０人も入れる部屋ってありましたけれども、今はもうほとんどが、大きい部屋がなくなって、そこへ質もどんどん変わっていきますし、ニーズの変化もあります。

そのように、老人福祉というのもその世代に合った福祉の在り方というのは、私も大事だと思ってます。そういう中で、高齢者の福祉というものを考えたときというのは、今やってることが１番ベストなんだろうかどうなんだろうかということをやっぱり考える必要があると思います。

日本には１，７００の市町村がありますけれども、そういう中で様々な取組が行われていると思うのですけれども。そういう中でも町当局でね、そういうものを研究したことってありますか。時代に即してこんなことをやると高齢者が喜ぶんだと、喜ぶんだよというものを検討したことはありますか。

なければね、ぜひともそういうことを、これもやっぱり先進地事例を見て研究して、高齢者がやっぱり生き生きとして、なるべくそういう施設等に入らないで、自分の家庭、あるいはその地域の中で元気に過ごせる、そのためにはどういうことが必要なのかという研究、先進地事例を学ぶ必要があると思うんですよ。そういうことにも、目を向けて活動してみたいという思いはありますか。

いかがですか。どちらからでもいいですけれども。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　先ほど小池議員のほうから、ステータスの変化、時代が変わってるという、そういうお話いただきました。

そんな中で、一つ課題がちょっと見えてきたというのも一つございます。

というのは、先ほど来から話がちょっと出ております。社会福祉協議会の事務を進めている協議体、この事業が非常に活発に進められているなという、そんなニュアンスを持っております。

自分も時々これに顔を出させていただくんですけれども、そういった中で、地域のお年寄りの方々は老人クラブには入らないけれども、地域のそういう何ていうのですか。仲の良い仲間は集まるというんですか。そういう何か変わってきたなと。

昔は先ほどお話しありましたように老人会で、どっかに旅行に行くというと、遠くのほうの旅館からマイクロバスが迎えに来て、マイクロバスに乗って宴会に行って大宴会をするという、今そういう時代がちょっと変わってきてるのかなという。

やはりその地域の中で、みんなの決まった仲間でいろんなことをやっていくという、そういうところにシフトが変わってきてるかなというそんなふうな状況を見られます。

それは協議体もそうですし、それから今、サロン。これも社会福祉協議会のほうで、

今日たまたま社会福祉協議会の皆さんが応援に駆けつけていらっしゃいますけれども、そういうサロンの中で多くのお年寄りが仲間と一緒にそのサロンを支えてくれてるという、それが今、各地域にこれ増えているという、その辺が、老人クラブの衰退ともちょっと関わりがあるのかなというような、そんなちょっと思いもします。

いずれにしましても、高齢者福祉については、これからも町として、社会福祉協議会と一緒にいろんな連携をとりながら、研究していきたいなとそんなふうに思っています。

どこかで答えが見つかると思うのですけれども、今ここでこれが、決まりだということはないと思うので、これからも課題としてとらえていけたらと思っております。よろしくお願いします。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　そういう意味では社協の果たす役割はますます大きくなってると思うのです。

社協ができて何年たちますかね。昔ありませんでしたから。でも、社協ができてね、社協で働く人数も増えてますし、いろんなものを今何ですか、何だっけ、子供のあれも、就学、放課後児童、もうね、この社協に委託をしてるというので果たしてこれって本当に増えてるし、職員の人数も増えてますよね。

そういう意味では、昔は一体だったんですけれども、今は独立をした組織としてありますけれども、その町からの支援で成り立ってるわけですから。そういう意味においては、ますます果たす役割増えていく中ではやっぱり町からも、当然、職員の中でもその職員の中で仕事に追われてアップアップでは困るんで、やっぱり余裕を持って、そして、今日だけではなくて、未来の事も見据えられる余裕を持ってできる体制を整えておかなければならないんだというふうに思っております。

そういう中におきまして社協の話も出ましたけれども、社協も含めて、先ほど町長に答えていただきましたけれども、その中で３番目に、問にありますけれども、社協も含めた今後の高齢者の高齢化社会と言われてますから、こういう人たちに対する支援策に対する基本的な考え、これからやろうと思ってることをまた改めて伺いたい、伺いたいと思いますけれども。お願いします。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　高齢化がさらに進展する中、住みなれた地域で安心して自分らしく暮らす、暮らせるまちづくりは極めて重要です。現在、吉岡町は大変厳しい財政状況にありますが、そのような制約の中でも、高齢者の皆様の安全と社会参加を支えるための支援策について検討を進めていきたいと考えております。

具体的には、高齢者福祉の拠点である老人福祉センターの老朽化対策とともに、高

齢者が気軽に集い交流できる居場所としての機能強化を図っていきたいと考えております。あわせて、自宅での急病等の緊急時に迅速な対応を可能にする緊急通報システムについて、より多くの方が利用できるよう支給要件の緩和の検討をいたします。さらに、徘回高齢者の身元の早期発見と安全確保のためのツールなどにつきましても調査研究を進めてまいりたいと思います。

それから、社会福祉協議会の皆さんにつきましては、介護保険、それからその他の委託の事業についていろいろご協力をいただいております。社会福祉協議会の組織がなければ、吉岡町の高齢者福祉施策も成り立っていかないのかなと感じております。そういった面でいろいろと連携をこれからも図りながら頑張っていきたいと考えております。

また、そしてですね、これらの施策の導入に当たっては、財源確保という大きな課題も伴いますことから、各種会議やアンケート調査等を通じて、住民の皆様や関係者のご意見を幅広く聴取し、段階的かつ実効性のある導入に向けて慎重に検討していきたいと考えております。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　これで最後にしますけれども、何か聞いてても、高齢者が何ていうかね、高齢者対策の夢を与えられるような答えが欲しかったですよ。そんな社会になるといいね、そんな町にあるといいねと言われるほうがやっぱり一つ、いま一つ感じられないですよ。ですから、また同主旨でまた質問することすることもありますから、本当にそのときはぜひ考えてください。皆さんに高齢者に夢を与えられるような町独自の施策を。それでは、高齢者福祉問題について終わります。

続きまして２問目でありますけれども、子育て支援策についてお尋ねします。制度としてありますけれども、児童扶養手当、そして児童、こども家庭庁ができて、児童手当というのができまして、児童手当と児童扶養手当とどう違うんだと。何か、専門家ではないとまぎらわしいような言葉で、でも、児童、児童手当というのは少子化の時代に、この間３月、３月の、去年だ、この３月の議会で税金の中で、こどもの、家庭庁だね。いわゆるステレス増税と言われてますけれども、国保会計の中に子育て支援の支援金分が入りますよという、最初からそういう、そういう簡単な説明してくれると、私も私でも、分かりやすいんですけれども、提案のときもステレス説明で何でそういうことやそういうことなんかやってるか分からない形で提案してますから、そういうことで、少子化の時代に子育て支援策が必要だという中で児童手当ができた。

しかしもう一方では、児童扶養手当というのがあります。まず、これについて、私これ何回も質問しておりますけれども、児童扶養手当というのは、西高東低やっぱ

り西のほうが大阪のほうが多くて、こちらの関東とか東北でこちらに来るとそういう数字が下がってくるという現象があります。

しかし、この児童扶養手当、扶養手当というのはいわゆる多いのがシングルの方ですとやっぱりどうしても子供がいると収入も減りますよね、子供の面倒みなくてはならないからから。そうすると働く時間もなくなる。そうするといわゆる、貧困率も当然高くなるという中で、しかし子供には教育の機会均等というのがありますから義務教育ありますから、そういう子供だって、ひとしく学べるというのが義務教育の趣旨ですから、そのために旅行費であるとか様々なものが無料になって、そして月４万５，０００円ですか、ちょっと所得に応じますけれども、手当があるのがこれが児童扶養手当。それで、児童手当というのは子供が１人１万５，０００円。生まれた子供から、高校、高校卒業するまでですね、２子も１万５，０００円、３子になると３万円というのが新しくできたその児童手当ですけれども、そのほかに、児童扶養手当というのは、そのほかに月４万５，０００円で両方併給することも可能だというのがこの児童扶養手当なんですけれども、制度としてあるのですけれども認知等が低い状況にあります。児童扶養手当の利用状況と啓蒙活動は今どうなっているのかについてお尋ねします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　児童扶養手当は、先ほどからお話が出てますように、離婚や死亡などによりひとり親となった家庭の生活の安定と自立、児童の福祉増進を目的とした重要な制度でございます。吉岡町における令和８年５月１日時点の状況は、認定者数１６７名、対象児童数、２４９名となっております。

本手当の潜在的な対象者数の正確な把握は、戸籍や所得等の悉皆調査が必要となり、困難を極めますが、県のひとり親家庭調査を基にした、統計学的な推測値によりますと、本町の全てのひとり親世帯のうち児童扶養手当の対象として認定している方の割合は、あくまで参考値ながら約７８％と試算しております。

また次に、本制度の周知啓発についてと問いをいただきました。その周知啓発についてでありますが、ひとり親となるきっかけの多くは、離婚でございます。町では、婚姻解消の届出があった際、戸籍担当部署から手当担当部署へ直接案内を繋ぎ、確実な説明に努めております。また、離婚前のご相談に対しても、制度の概要や手続きを丁寧に案内しているほか、町ホームページ等を活用した周知を図っているところでございます。

また、手当の周知は一定程度機能していると考えますが制度のさらなる活用と潜在的な困窮者、困窮層へのアプローチに向け、今後の取組に不足があれば早急に改善を図り、より丁寧な啓発に努めていきたいと考えております。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　教育委員会では、これまで子供が入学するときであるとか、進級するときであるとか、保護者にそういう啓蒙活動をしているという話がありましたけれども、現在の状況はどうなっていますか。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　教育委員会で啓蒙しているのは児童扶養手当ではなくて就学支援制度の周知のほうを入学前の説明会、そして、入学してから紙で全世帯にですね、メールではなく紙を配って就学支援制度の周知を図っているところです。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　周知を図っている中で調査とか調査等はしないんですか。保護者任せと。

これも全ての何の制度もそうなのですけれども、みんな申請なんですよね。申請がないからいいんだ悪いんだという話じゃなくて、先ほど言ったように就学支援制度というのも西に、大阪とかあちらの関西のほうが多いのですけれど、こちらの関東の方へ来ると数字が低くなるんですよね。恐らく周りを気にしてのことなのか、あるいはそれがまた、周りを気にしてじゃなくて、制度そのものを十分把握してないかいずれかなんですよね。それぞれ皆さん、見栄もあればプライドもありますから、周り全体がそういう雰囲気になってると一緒にやれる、やれますけれども、そういう雰囲気になってないとなかなか手が挙がらないという部分もあるので、そこ、そこの部分が申請しやすいシステムにしていく。

以前ですと、形の上ではそういう家庭の場合というのは保護司ではなく何だっけ。民生委員、その民生委員に連絡をすると。でもそれ、知らしておいてもいいんですけれども、そこのところとの民生委員さんが何かそのうちに来るんじゃないかとか、そこの部分って言えばその制度で書いておくけれども全くさわらない市町村ってあるんですよ。でも、おどかしみたいにね、民生委員さんというのはそこそこの事情調査に入るというような少しでもそのハードル高くしたんですよ。

だからそういうことをプライド傷つけないためのやっぱりちょっとハードルを低くして、分かっていてあの申請しようとして、要するに、第三者に知られるってことはやっぱり嫌なわけですよね。ただそのことによって、私はハードルというのは高くなったり低く低くなったりもするんだと思いますよ。

ご存じだと思うのですけれども、これは昨年です。昨年、一昨年でしたか桐生市で生活保護の申請をするというとね、いわゆるその担当課が働けるのではないかとか、生活保護費を一部しか渡さなかったとかという事件がありましたよね。窓際作戦って言って、その対象者を減らすと。市からの持ち出しもあるからと。そういうので

はなくて、制度としてあればその制度をちゃんと理解して、そういう人たちを救うための制度なわけですから、そういう人たちがこれによって救われたって、僕はこのことによって、救われたと。家庭ではいろいろ事情があったけれど救われたということが大事だと思うんですよね。

先ほど言ったように教育というのは、子供たちに義務教育というのは教育を受ける権利があるわけです。地域、社会、保護者には、教育を受けさせる義務がある。だから義務教育なので、そのために子供たちのために何をしてあげられるかということが大事だと思うんですよね。そういう認識の上に立って、僕はここの学校に入って良かったよ、この学校の卒業生でよかったよというふうになると思うんですよ。勉強教えるばかりが。それは学ぶこと大事なんですよ。でもそれもやっぱり社会勉強じゃないですか。そういうこともあわせて、この地で生まれてよかった、この学校でよかったという中の責任を持っているのが教育委員会ですから。

ぜひとも、そういう子供たちがある部分では親御さんに対する教育かもしれませんよね。そんなにハードルが高くないんですよということを、いずれかの機会をつかんで、このことというのは、学校の校長であるとかその担任の先生というのは、この制度をうまくちゃんと理解することは大事ですよね。そのことが理解できてなければ、保護者に対する啓蒙活動というのはできませんから、ぜひともその辺と、その辺も、教育長が理解しただけじゃなくてやっぱり、学校の先生が全ての先生はこのことを理解するというような指導をしていただきたいと思いますけれどもいかがですか。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　修学支援制度については度々これまでも小池議員さんから周知徹底、また、それを相談しやすい体制の構築を何とかしてほしいというご意見もご要望もいただいておりますので、その辺につきましてはこれまでも管理職を含め、様々なところで必要な人に必要な支援が届くということの重要性についてはお伝えしているところです。

一方で、どうしても学校がそれぞれのご家庭の所得の状況は客観的には把握できる状態にはございませんので、学校としては日頃の子供たちの様子であるとか提出物の状況、それから、服装の関係、そういうところに注意しながら、何か気になることがあったら教育委員会に相談をしてもらう。そして、教育委員会は福祉部局の子育て支援の部署と一緒にそのご家庭について何か情報をお持ちですかというような連絡体制。この辺はしっかりとっているところでありますので、今後も引き続いてきちんとした教育を受けられる、受けることができる子供、それを決してなんていうのですかね、受けられなくなるような体制をつくることなくですね、そういうこ

となく、しっかりとやっていきたいというふうに思います。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　日本の貧困と言われてる子供の貧困というのは、６人あるいは７人に１人が貧困だというふうに言われております。午前中も藤多議員からですか質問もありましたけれども、働く人の特に女性、平均賃金では２００、２４０何万だったかな、すごく低いんですよね。大体離婚したりすると９割ぐらいが、女性が子供を見るということになります。

そして先ほど言った貧困率は、収入も少なくてそして貧困率が高いという実態があるわけですよね。やっぱりここのところしっかり押さえた上で進めていかないと私はことを間違うというふうに思いますので、ぜひとも、このことは多くの人たちが安心して子育てができ、子育てができる社会を目指していただきたいというふうに思います。

それと、子育て支援の２番目でありますけれども、中学校の給食費の無料化についてお尋ねをするものであります。

小学校は、全国で日本中ですね、無料化になりました。そして、群馬県では３５の市町村がありますけれども、３３の市町村が、小学校、中学校が無料化になっております。そして、唯一中学生が、全額無償となっていないのは吉岡町だけです。みなかみ町が、中学校３年生を無料化にしてます。これ恥ずかしい数字だと思うんですよ。吉岡町だけというのは、もうね、小学生、小学校のほうだって無料化になってますから、町独自でやった分を国が出してくれるのですから、その分はその分の半分を使えば、もうちょっと今いいますか、それを使えばって、中学校も無償にできるんですから、私はすればいいと思うんですよ。

それはしない理由はないと思う。恥ずかしいことだと思う。保護者も吉岡町何やってんだというふうに思うと思うのですよ。町長いいではないですか。別に補正を組んで、補正を組んで、中途からだって、今６月になりましたけれども、臨時議会開いても早く無償化にすべきだというふうに思いますけれども、町長の考えをお尋ねします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　小学校の無償化については国による公立小学校の学校給食の抜本的な負担軽減が令和８年度から開始されるにあたり、町において小学校の給食費の完全無償化を開始したところになります。

国及び県からの学校給食費負担軽減交付金が小学校の給食費完全無償化にかかる主要な財源となっていますが、全てを補填するには至らないため、町の一般会計から足らず目を、足らず目分を補う形で実現したところでございます。

本年度より、このように国の対応により小学校の無償化を実施することができました。しかし、以前からお答えさせていただきましたように、吉岡町は県内唯一の人口増加の町として、児童生徒の増加が見込まれる現状は変わりません。先日の新聞発表ではとうとう人口増加は吉岡町だけとなったようでございます。中学校につきましては、当分の間は保護者負担の増加につながることのないよう、保護者の負担軽減についても考慮しつつ、今後も一定の負担を求めさせていただきたいと考えております。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　町長、吉岡町だけなんですよ。胸を張れる、張れますか。胸張れないと思うんですよ。先ほども言いましたけれど、予算編成権ってのは長の専権事項ですから、町長が俺やるぞと言えばすぐできてしまうものなんですよ。

何躊躇してるとこですか。誰かがブレーキかけるんですか。なぜ、なぜできないんですか。ほかの事業遅らせてでもすればいいではないですか。

３５市町村、幾らか人口は今増えてるといって、それをとってですね、できないんだと理由に、無料はできないんだという理由にはならないと思うんですよ。どうなんですか。さきほど言ったように、よそがみんなできるところ我が町ができてないということに対して、生徒に対して保護者に対して何とかしてやりたい。よそがみんなやってる、うちができない。本当に申し訳ない、申し訳ないとかそういう気持ちってないのですか。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　申し訳ない事気持ちは十分持っているつもりでございます。

ただ町を考えたときに、今はできないということでございます

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　町長、今できなければだって、子供というのは毎年、毎年、卒業してしまうわけですから、後になってできたって、今いる子供たちって何の恩恵もないんですよ。だから私は、ほかのところを削ってでもね、すべきだと思うんですよ。だって今年は職員も随分増やしたじゃないですか。１４人でしたっけ。でも、今までそれで仕事ができてた、でも、一気に今度それだけの人件費も出ていくわけですよ。それは当然交付税算入もありますけれども、町長がやる、やると言えばできることなんです。同じことを水掛け論で何回も何回も町長に言っても仕方ないんで、もうぜひとも、やっていただきたい。そして議会でも全員一致で中学生、中学校への給食の無償化を求めて、町長に対して要望してますから、この要望はぜひとも正面から受けて受け止めていただきたいということを伝えておきます。

続きまして、３点目のプレミアム商品券の交換状況についてでありますけれどもこ

れ、これも藤多議員に対する答弁の中でありました。数字は大体分かりました。

これ、予算委員会の中で審議の中でも質問になって、たしか廣嶋議員が質問したかと思うんですけれども、このプレミアム商品券、使い切れなかったらどうしますかと言ったらその２次募集をするような話をしてたんですよね。で、今日、今日なったら、今日ですか。それも慎重に考えるというような回答もありましたけれども、手足も元気も、要するに元気な人はピンピンの人は何回でもその交換に行けますよ。でも、ちょっとその高齢になってて、あまり広報もあまり見ない。地域はちょっと田舎のほうだと、山手だと。このプレミアム商品券の交換に来る、交換をすること自体も知らない人もいる。ただ知ってても、お金のかかる人もいる。ここまで来なくてはならないですから、いま、商工会ですか。前は２回、２回ですか、町、町でありましたけれども、ここまで五千円持ってきて、それでプレミアム商品券一万円に換えてもらってという、五千円のためにいくらお金をかけるかということなんですよ。

時は金なりって言葉でこれはあります。時というのは時間ですから、お金になるんですよ。でもその時間を費やして、五千円のために来るわけですよ。これってすごく無駄ではないですか。私も無駄だと思ったのですよ。藤多委員からありましたね、当然のことながら、群馬県の中でもどうですかという質問出しておりましたけれども、お金を直接口座に振り込んだ市町村幾つあるか、商品券で交換したことがあるところが幾つあるかというのも質問を出しておきましたけれど、それでは答えてもらえますか。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　小池議員のほうから、プレミアム商品券の交換状況について質問をいただきました。

まず、自分のほうから答弁をさせていただきます。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した本町のプレミアム商品券事業につきましては、物価高騰が続く中、町民の皆様の生活を少しでも支えるとともに、町内での消費を促し、地域経済の下支えにつなげることを目的に実施したものでございます。

本事業の実施にあたりましては、当該交付金に係る内閣通知や県内外の自治体の取組状況を確認、参考にし、本町として生活者支援と事業支援に最も効果の見込める選択をしたものでございます。

ご指摘のとおり、事務経費や職員の労力が必要となる点や引換え方法など、見直しすべき点があったことも認識しております。

今回の事業で得られた成果と課題をしっかりと整理し、今後の施策の検討に生かしてまいりたいと考えております。ご質問の詳細につきましては、産業観光課長から

答弁をさせます。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　答弁の中にですね、先ほど小池議員がお尋ねの点が入りましたので一応答弁として答えさせいただきます。

当該交付金の使途につきましては、国から推奨事業メニューとしてプレミアム商品券、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品などの現物支給、水道料金の減免などが示されておりました。

本町におきましても、地域経済への効果、実施行程、公平性、事務手続といった観点から他市町村の動向も調査しております。県内で調査した市町村のうち１４市町村が商品券や地域通貨方式を採用し、１４市町村でございます。最も多く現金給付を実施した自治体は５市町村、水道料金など公共料金の減免は５市町村という状況でございました。

このように、県内では商品券や地域通貨による支援が主流であり、地域内での消費を促し、経済を循環させるという交付金の趣旨に最も合致する方法として、多くの自治体が選択している状況でございます。

現金給付につきましては迅速に支援が行き渡るという利点がある一方、町外での消費につながりやすい、地域経済への波及効果が限定的といった課題がございます。こうした県内の状況や地域経済の効果を重視した観点から、本町では商品券方式を選択したものでございます。

販売実績については、藤多議員の答弁の繰り返しになりますが、発行総数２万３１００冊に対して５月２９日時点で１万５２５９冊を販売し、販売率は６６．１％となっております。加盟店からは、新規来店や売上増につながったとの声も寄せられており、一定の効果があったものと認識しております。

一方で、議員ご指摘のとおりですね、品券方式には引換え会場の混雑や事務経費の発生、職員の労力といった課題もあり、行政としても真摯に受け止めております。今後につきましてはですね、今回の事業で得られた成果と課題を整理してですね、手続の簡素化、議員おっしゃる高齢者、障害者への支援、公平性の確保など、より効果的で実効性の高い支援方法となるよう検討してまいります。

いただいたご指摘を踏まえ、次年度以降の施策の在り方についても慎重に判断してまいります。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　せっかくですね、この予算委員会の中でこのことって出ましたよね。でもそれがね、やっぱり出た意見がやっぱり生きてないというのは私は残念でならないですよ。当然このことで想定されましたよ。私もまだその中の一人、一人でま

だ交換に来てないんですけれども。地域を見た場合にね、まだまだ高齢者でそれで役場まで来なくてはならない、あるいは商工会に行かなくてはならない。足がなければ誰かに頼まなけらばならない。自分１人で歩いて来られない。歩ける距離じゃない。こういう人のこと考えたら、５，０００円持っていって、１万円の商品券をもらうから５，０００円のために幾らかけたらいいのかと。本当に時にはだって、孫に頼んだけれど頼んだと言ったら本当に足が出てしまう、足が出てしまうではないですか。５，０００円のために、５，０００円もらうために。

このことというのはね、本当に現金で付与してればこんなに楽なことないのですよ。ここへお金を５，０００円のために５，０００円をもらいに来なくてはならないという、こういうことをぜひ考えてほしいんですけれど、このことというのは議会で出ましたよね、予算委員会でね。どうするんだと。もし、売れ残って、売れ残りが出たぞと。そしたら、その次は２次募集をかけるような話もしてますけれど、そんなふうになったらその元気な人だけが行けば１万円もらえるかもしれないけれども、そうでない人は５，０００円ももらえないし、また５，０００円もらうために、幾らのお金がかかったかと、かけるかということも考慮すれば、私は最初から見えてしまうことだと思いますよ。

そしてその地域、吉岡町生活応援プレミアム商品券といいますけれども、これは国のこの制度の自体ってのは国の物価高騰対応重点地方創生交付金支給事業というのですよ。物価が高騰してますよと。だから国が支援しますよということですから、地域がよさそうなこともあっても、もう地域の商店でも少ないじゃないですか。吉岡町自体もうみんな大店舗化してしまってて、買いに行くといえば、例えば特定された結構みんな大きなとこに行ってしまうではないですか。そうすると地域地域と言ってもそのお金って大きな資本に行ってしまうわけですから、どれだけ地域にそれが完了するかというのはちょっと、私わからないと思いますよ。

ですから、同じ制度をまた次年度もあるかどうかも分かりませんけれども、これまでも何回も手を変え品を変えやってきてますから、景気もまだけっしてよくないですから、そういうことがあるかもしれませんけれど、またないかもしれない。でも同じような制度はまた発生したという時になったら、本当に私は思うんですけれどね、等しく町民に行き渡るということを大前提にして進めていただきたいというふうに思いますけれども、今回からその学んだものはあると思いますので、それ以上のことは言いませんけれども、ぜひそのことはお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、４点目の道の駅周辺整備事業であります。道の駅周辺でも大規模開発が行われています。前橋の道の駅ができ、ベイシアグループの開発も進んでいます。

そんな中で埋没しないような施策が求められております。

開発は大金が予想されていますけれども、全体事業の今後の見通しがいま一つはっきりと見えません。今後のことからはっきりさせる必要があると思います。基本コンセプトが見えないと思います。議会への説明もしっかり行うべきだというふうに思っておりますけれどもいかがですか。

この道の駅周辺整備事業というのは先ほど、これ何人からも質問がありました、天神公園ですよね。この周辺整備のことですけれども、今後についての対応をお尋ねします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　道の駅周辺整備事業に関して、議会の説明が十分でないのではとのご意見をいただきました。

道の駅周辺の整備につきましては、令和５年度に天神東公園基本構想策定業務を行い、基本構想をまとめました。

令和６年度からは、道の駅と天神東公園の再整備基本計画策定に着手し、昨年９月の全員協議会において、議員皆様に再整備の基本的な考え方や現状の問題点、再整備の目的、再整備の概要について、資料をもとに説明させていただきました。

また、昨年１２月の全員協議会においても、道の駅と天神東公園の再整備について、改めて、再整備の目的や整備内容、概算事業費やスケジュールなどを説明し、道の駅周辺の事業概要について、ご理解いただいたものと認識しているところでございます。

今後も住民や議会の皆様への説明を丁寧に行いながら、事業を進めてまいります。また、全体事業の今後の見通しについて、失礼しました。基本コンセプトについてでございますが、よしおか温泉公園の再整備は道の駅よしおか温泉に、道の駅の南側にある天神東公園を道の駅のサポート施設として加え、よしおか温泉公園として一体的に再整備するものとして、既に概要説明とさせていただいているところでございます。

町の東の玄関口として、誰もが行ってみたくなり、滞在時間も長くなる、そんな魅力のある公園として、道の駅の集客と売上げアップに貢献することを目的に、道の駅との関係を重視して再整備を図るものでございます。

そして最後に全体事業の今後の見通しでございますが、道の駅を含めた天神東公園の再整備は、今回着手する第一期工事と、第二期工事に分かれております。第二期工事では、天神東公園の南側に拡張する計画となっており、第一期工事の進捗状況や道の駅の集客状況を見ながら、整備する施設内容を検討することになっております。

まずは、昨年９月にお示しした第一期工事、令和１３年度の供用開始を目標に、順次、整備を進めてまいりたいと思っております。議員各位のお力添えのほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

〔１３番　小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君）　私は先ほども言いましたけれども、この事業で大切なことというのは、感じるのは基本コンセプトが見えないのですよ。説明をしたのかもしれません。

でも、いわゆる基本コンセプト、これ１番大事なんですよ。この基本コンセプトというのも、これは時代に合わせてやっぱり変わっていくものなんですよ。

今計画したものというのは、やっぱりこれが３年先、５年先、１０年先を１５年先、２０年先を見据えたものでなければなりません。この基本コンセプトというのは、誰に何をどのようにというのが基本コンセプトです。ぜひこのことを再度、考え直して進めていただきたいというふうに思います。終わります。

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、１３番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されていました一般質問は全て終了しました。

明日は通告があった１０人のうち、残りの５人の通告者の一般質問を行います。

## 散　会

議　長（富岡大志君）　本日はこれをもって散会とします。

午後　４時０１分散会

# 令和８年第２回吉岡町議会定例会会議録第３号

令和８年６月４日（木曜日）

**議事日程　第３号**

令和８年６月４日（木曜日）午前９時３０分開議

日程第　１　一般質問（別紙質問表による　No.６～No.１０）

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

## 出席議員（１４人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 山崎守人君 | ２番 | 春山和久君 |
| ３番 | 藤多ゆかり君 | ４番 | 大井俊一君 |
| ５番 | 秋山光浩君 | ６番 | 宮内正晴君 |
| ７番 | 小林静弥君 | ８番 | 冨岡栄一君 |
| ９番 | 飯塚憲治君 | １０番 | 廣嶋　隆君 |
| １１番 | 坂田一広君 | １２番 | 飯島　衛君 |
| １３番 | 小池春雄君 | １４番 | 富岡大志君 |

## 欠席議員　なし

## 説明のため出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 柴崎徳一郎君 | 副町長 | 髙田栄二君 |
| 教育長 | 山口和良君 | 総務課長 | 小林康弘君 |
| 企画財政課長 | 齋藤智幸君 | 住民課長 | 中澤早人君 |
| 健康福祉課長 | 一倉哲也君 | 産業観光課長 | 渡部英之君 |
| 建設課長 | 大澤正弘君 | 税務会計課長 | 米沢弘幸君 |
| 上下水道課長 | 永井勇一郎君 | 教育委員会事務局長 | 深谷智洋君 |

## 事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 岸　一憲 | 係長 | 栗原春美 |

## 開　議

午前９時３０分開議

議　長（富岡大志君）　皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は通告のあった１０人のうち残りの５人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第３号）により会議を進めます。

## 日程第１　一般質問

議　長（富岡大志君）　日程第１、一般質問を行います。

１番山崎守人議員を指名します。

〔１　番山﨑守人君登壇〕

１　番（山﨑守人君）　議長の通告に従い一般質問をいたします。

今回お伺いするのは、大きく分けて３つのテーマについて、町の見解をお伺いします。

まず、町指定ごみ袋について伺います。最近の国際情勢で緊張が続く中で、中東情勢の悪化が私たちの生活にもじわりじわりと影響を及ぼしています。日本は原油をほぼ海外に依存しているので、国際情勢の影響を受けやすいのは承知しています。ガソリン価格の高騰だけでなく、食品のパッケージが簡素化されたり、医療、介護の現場で使う資材の供給にも不安が出ていると聞きます。ここまで生活の細部に影響が出るのは、私自身初めてではないかと思っています。

そんな中、先日、プラごみを買いに町内のお店に行ったところ、私何もちょっと分からなかったので、２つ持ってレジに並びました。会計しようとすると店員さんから、指定袋は今購入の制限がかかっていて、１人１サイズ１個までなんですと言われました。

こんな身近なものにまで中東情勢の影響が出始めていると驚きましたし、とてもびっくりしました。

そこでお伺いしますが、ごみ袋の購入制限の解消の見込みはあるのか、現状把握されている状況をお伺いします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　町指定ごみ袋については、現在、委託業者の発注により原材料メーカーが一定量を確保している在庫の中から、生産しているところですが、長期化する不安定な中東情勢の影響を受け、各方面から製造工場への注文が増加しており、

通常よりも製造に時間を要する状況となっております。

また、最近の報道等により、指定ごみ袋の購入に対する不安が大きくなり、買いだめをされる方が増えてしまったことから、需給のバランスが崩れ、一時的に品薄になっている販売店もございます。

町としましては、例年と同程度の供給体制を確保しており、製造され次第、注文があった販売店に納品していますので、現時点では過度な買いだめが発生しなければ、安定した供給が可能になり、指定ごみ袋の購入制限の解消に向かっていくものと考えているところであります。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　先ほど町長から過度な買いだめ等がなければ、１年間安定した供給ができるんではないかというような見通しをお話頂いたんですが、今お話にもあったように直接町が作っているわけではなく、業者さんにお願いして製造依頼しているというところで、ただ、発注してから納入されるまでにやっぱり時間がかかる。

一部品薄のような状態が続いているという現状で、その製造委託先っていえばいいですかね。作っていただいてるところも、今、委託先が持っている在庫量ですとか、先ほどのちょっと繰り返しにはなってしまうんですけれど今後の購入制限がかかったりする解消の見通しだったりとか、万が一、いろんなところでもっといろんなことが悪化して、最悪出荷制限と言えばいいですかね。

そういうのが発生するかどうかというのを、発注製造元とどれぐらいの頻度で打合せ等をしているのか伺います。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　町指定のごみ袋の製造委託業者とは、全国的に供給不安が報道等にされるようになってから、在庫状況や今後の納品見通しを逐一確認するようにしているほか、今後、仮に予定どおりに製造ができなくなった場合の購入制限や出荷制限などの対応についても協議をしています。

また、町指定のごみ袋は月に３回１０日ごとに町が販売店からの注文を受け付けて、委託業者に注文しておりますのでこうした際にも情報共有を図り、ごみ袋の安定供給に向け、協力をしながら取り組んでおります。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　製造委託先と逐一連絡を取り合っていただいてて、その辺りのほうはきちんとやられているということなんですけれど。１０日ごとに販売店さんのほうから町のほうに発注がきて、それを製造委託先に発注をして販売店さんのほうに納品されるというような流れということなんですが、その製造委託先さんは吉岡町の袋だけを作ってるわけではなくていろんなところの、そういうのを請け負っていら

っしゃると思うんですが、町としてその指定ごみ袋の安定供給をするために、指定製造委託先さんに最低限どれぐらいの在庫量を確保しておいてくださいねとかそういうような、在庫の基準と言えばいいですかね。困らないようなところを定めているのかというところをちょっとお伺いしたいのと。

また、もしそういうような在庫量、最低在庫量これぐらい欲しいよとかというのを定めていない場合、今回のようなこういう供給が不安定になったりする場合、今後、そういうような基準、これぐらいは必ず確保しておいてくださいねみたいなのを製造委託先に今後依頼する予定が、検討って言えばいいですかね、があるかどうか伺います。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　在庫につきましては町で管理しておりまして、ごみ袋大に関しましては常に５０箱を確保するように考えておりまして、中に、ごみ袋の中に関しましては大体２０から３０箱を確保しておくように考えております。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　在庫のほうは委託先に丸投げというわけではなく町のほうで管理されているということで、ありがとうございます。安心しました。

先ほどの質問するに当たって、私の体験というところでお話ししたんですけれど、私買物に行って普通に買えるものだと思って２つ持ってレジに行って、販売制限にかかってるんで１個しか買えませんよというので、１個だけ買ったというような、こと言われてそのときびっくりしてですけれど。

この今購入制限がかかっていたりするという状況を何か町のほうでメールとかＬＩＮＥとか、何でもいいんですけれどそういうのを周知はされているのでしょうか。お伺いします。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　町民への周知につきましては５月上旬に一部の町指定ごみ袋販売店で品薄状態となったことから、５月１１日に町ホームページに町指定ごみ袋は例年と同程度の供給体制を確保していますが、過度な買いだめが生じた場合、在庫が不足し、必要な方に行き渡らなくなる恐れがあります、安定供給のため通常必要な分ののみの購入とごみの減量化にご協力をお願いします、という依頼文を掲載いたしました。

町広報や回覧につきましては、緊急の対応であったため、間に合わず、また、町公式ＬＩＮＥやホットメールについては、その当時、ナフサやごみ袋不足が報道されるようになっていたため、かえって町民の皆様の不安をあおり、買いだめを助長する結果になることも考えられましたので、見合わせることにいたしました。

こうした経緯から、販売店に対して依頼文書を送付し、種別ごとに１家族１店限りの購入制限のご協力を要請させていただき、店頭でのご案内という形をとらさせていただきました。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　５月１１日にホームページに掲載されたということで、私も昨日それ拝見したところではあるんですが、ホームページってなかなか目的を持って見に行く人でないとそういう情報ってとりづらいのかなと思うんですよね。

先ほど、回覧であったり、広報であったり、ホットメールであったり、町の公式ＬＩＮＥであったりというのは、買いだめの、かえって助長してしまう恐れがあるため今回使用はしなかったというようなことではあるんですが、広報よしおか、毎月発行されてますし、私たちも議会広報をやってるので、校正だったりレイアウト編集だったりのスケジュールというのは、そんなに差異がないので、なかなかタイムリーな情報というのは入れづらいというのは理解できるところではあるんですが。

ちょっと繰り返しになってしまうんですけれど、ホームページで掲載はして、こういう状況ですと販売店さんにこういう状況なのでという、通知文みたいなのを送ったということではあるんですけれど。

それって、私の個人的な思いとすると、町からアナウンスがほぼほぼないのではないかというふうに捉えてしまうんですが、先ほどこういうことでそういう対応をしましたということではあったのですけれど、今回の対応方法について、改めてどういうような思いでされたかというのをお伺いしたいんですが。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　議員ご指摘のとおり、町指定ごみ袋の購入制限について、もっと広く周知をすることも考えられたと思っております。

しかしながら先ほど申し上げましたように全国的にナフサやごみ袋不足が報道されるさなかに町公式ＬＩＮＥやホットメールを送信することで、かえって町民の皆様の不安をあおり、買いだめを助長する結果になることも考えられましたので、見合せた経緯がございます。

その後の対応として、それぞれの販売店に対して購入制限に協力していただくよう要請をさせていただき、店頭でのご案内という形をとらさせていただきました。

今後、町指定ごみ袋の購入に関して状況が変化し、町民の皆様にお知らせすべき事象が生じた際には、可能な限り周知に努めてまいりたいと考えております。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　実際町民のほうから直接問合せみたいなのってあったりはしたんでしょうか。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　１家族１限定としてからは、町民からの問合せはございません。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　特に、皆さん店頭とかの情報を見た上でご納得されているということの表れなのかなと思うんですが。

私ちょっと懸念というかなのですが、最初の質問等も含めてなのですが、在庫は町で管理されているということを伺えたんですが。

ある意味これが、どのぐらい続くかとかというのは全く分からないことだと思うんですね。今後状況が変わったら、何かしらの方法で周知のほうはしていっていただけるというようなことではあったのですけれど、小さなことかもしれないですけれど、ちょっとしたこれも危機管理の一つなのかなというふうにもちょっと思うんですね。

今回のこの問題の根本的なところという、原油であったり、それに由来するナフサといったものなので当然町ではコントロールできないことですし、国としてもコントロールというのが難しいものだとは思います。

それでも、住んでいる町民生活の影響がこれだけ出るものなので、最小限、影響食い止めるためにも何かしらのアナウンス等というのは今後もしてほしいと思いますし、定例会、今回の定例会始まってからも、すぐほかの議員さんとかもごみ袋の話題をして、この議場でちょっと談笑してたということもあったと思うんですね。

なので、適切なアナウンスをするということが過度な不安をあおるということではないと思うんです。むしろ正確な情報適切なタイミングで伝えることが、町民の安心につながりと思いますので、今後の情報発信の判断基準等も、何かしらなルールというの作っていただいたりしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　周知方法につきましては、町ホームページのほか、町公式ＬＩＮＥやホットメールを活用するほか、タイミングにより編集に間に合えば町広報や回覧などもできる限り活用し、町民の皆様の混乱を招かぬよう周知徹底していきたいと考えております。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　続いてなのですけれど、仮にこの先もっと状況のほうが悪化して、全く町のほうから注文を入れたしても、もうちょっと製造全くできませんみたいな状況が仮に起こったとした場合、実際起きてもらったら困るのですけれど、もしそういうふうになった場合、在庫管理してるのでこれぐらいありますよというお話ではあったのですけれど、もし本当に製造ができなくなった場合、町としてはどのよう

に対応であったり、住民の人に周知していくようにするのか、現状の検討とかの内容で全然結構なのですけれど、検討していただいている内容をお伺いします。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　今後、仮に原油不足が長期化し、指定ごみ袋の製造自体ができなくなった場合の対応について、現時点では町指定のごみ袋以外でも出せるようにすることを検討しております。

この措置は既に他市町村などでも実施しているところでありますが、出せる袋については透明または半透明で、容量についても指定ごみ袋と同等の２０リットルから４５リットルまでとするなどのルールを設けていますので、こうした内容を参考にしていく予定です。

周知方法につきましては先ほど申しましたように、町ホームページのほか、町公式ＬＩＮＥやホットメールを活用するほか、タイミングにより編集に間に合えば、町広報や回覧などもできる限り活用したいと思っております。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　万が一、製造ができなくなった場合は、ほかの自治体さんでやってるような方法も今検討いただいているということなのですが、製造元さんとは逐一いろいろやりとりさせて、していただいてて在庫量も確保ができているということなのですけれど、逐一やりとりしていただいてる中で、今１０枚入りで幾らという値段があると思うのですけれど。

例えば、やっぱり余りに製造が難しい、もしくは作るコストが上がり過ぎてて、例えば今の値段を上げるだとか、容量半分にして今と同じ価格にするとか、具体的にそういう話って出ていたりはしますでしょうか。

〔住民課長　中澤早人君発言〕

住民課長（中澤早人君）　製造、ほかのものに変えるとか、そのようなことは今のところは出ておりません。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　今のところ現状のままということでありがとうございます。

今回のこの話題に上げさせていただいたことなのですが、どうしても国際情勢のことなのでなかなか先が見通せないことであったり、コントロールがなかなかきかないことというのも、重々承知はしていることではあるのですが、町民生活に直結することですので、いろいろと検討頂いて、町民の皆さんが困らないような対応をお願いしたいと思います。

先ほど、今後万が一作れなくなった場合の対応、おっしゃっていただきましたが、具体的な、これ、販売店さんとかにも張ってあるので周知の事実だとは思うのです

けれど、お隣の前橋さんなんかはもう作れないから、透明な袋、半透明な袋でいいですよというのが、販売棚にも張ってあったりするというような状況もありまして、それに倣って、吉岡町のほうも万が一の場合は検討しているよということではあるので、もうひとつそれは安心かなと思います。

今までのほかの議員たちが、このごみ問題、今回の袋ではないごみ問題について、いろいろ一般質問されてたりすると思います。

良い悪い別として、今指定ごみ袋って３種類ありますよね。燃えるごみ、プラ、不燃ごみということであるとは思うのですけれど、今のこの原油の供給とかというのが正常化したりしても、ひょっとしたら価格が上がったりとかということも、予想できたりするようなことでもありますし、また今後同じようなことってまた起こるかもしれないというような中で、今後、例えばなのですけれど、いろんな製造だったり入札だったりというのでコストがかかって物の価格が上がったりする中で、今度、例えば統一したごみ袋と言えばいいですかね。１種類で、そこには燃えるごみとかプラごみとか不燃ごみみたいなの印刷したもので、例えば出すものに丸をつけてとかというようなことにすればいっぱい種類をつくらなくても済みますし、１種類でシンプルにすれば、その分色を付けたりしなくて済むのでコストもひょっとしたら抑えられるんじゃないのかなというふうにもちょっと素人ながら思うわけです。

それなので、いろんなごみ問題とかある中でそれと一緒くたというか、包括的にいろいろこのごみ問題に対して、今後検討いただければと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。

新年度予算について、ちょっとお伺いさせていただきます。新年度が始まりまして２か月がたちました。政府の予算が前年度内に成立しないこともあって、町も大きな影響があったと拝察します。とはいえ、政府の予算成立とは関係のない予算審査で３月定例会でも大いに質問が飛びました自治会補助金の件で、現状町に対して、各自治会から何か相談などが届いているのか伺います。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　町と自治会との間に結ばれた事務委託契約の見直しについてのご質問をいただきました。

まず最初に確認させていただきますが、自治会事務委託料として今回減額させていただいた金額は、あくまでも広報等を配布していただいた事務費分ということでございます。

自治会の皆さんの中には、町からの補助金が減らされたと思われている方もまだまだいらっしゃるようですが、今回、自治会運営に関する補助金等は一切減額してはおりませんので誤解のないようお願いいたします。

自治会からの相談等はないかというご質問ですが、一部の自治会の中には、自治会事務委託料の見直しを単純に自治会に対する補助金が減額されるものと誤解され、お金が減らされるので事業ができなくなるのではないかと、そんな心配する声もあるとのお話も聞かれております。

町としては、自治会事務委託費の本来の目的等も含め、自治会連合会定例会などを通じて、今後も丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

〔1　番山﨑守人君発言〕

1　番（山﨑守人君）　自治会からすれば入ってくるのが減れば、当然そういう思いって言えばいいですかね、されるところも多いのかなとは思うんですけれど、先ほど町長もおっしゃってましたけれど、今回、減額になっている部分というのは自治会への事務委託のそれが減額になって、それ以外のところは前年度と同じだよというお話で、そもそもその減額に至った理由というのが自治体のほうから上がってきている広報であったり配布物をするのが大変だから、それの配布物の負担軽減というのが理由として挙げられていたと記憶してます。

ただ、実際には、回覧版など周知業務というのは、今までも変わってない。確かに、広報とかというのは、ポスティングされるようにはなりましたけれど、回覧版とかというのは以前と変わっていないという現状があると思うんですね。考えたときに、確かに広報とかを配布するという負担は軽減されて、それに伴う事務委託料のほうは減額されているというのはあるのですけれど、一部の回覧版とかそういう負担というのは今までどおりってなると、その減額分、事務委託料が減額した分というのが本当につり合っているのかというのを町はどのように考えているのか見解を伺います。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　これまで、町と自治会が交わしていた事務委託契約の内容には、区域内の全世帯に町広報紙及び行政連絡文書等の配布、回覧をする事務という記載がありましたが、今回の見直しの中で、配布に関する事務を削除し、行政連絡文書等を回覧する事務のみといたしました。

これにより、これまで自治会に広報等を全戸配布していただいた事務がなくなりましたので、その分の事務委託費を減額させていただきましたが、本来の事務、自治会活動の振興に充てられる補助金等については前年度並みとなっています。今後も、この姿勢は維持し、自治会活動に対する補助金、助成金による継続的な財政支援と、さらなる自治会負担の軽減に取り組んでいきたいと考えております。

また、自治会の負担軽減と削減額が釣り合っていると考えているかというご質問でありますが、おっしゃる通り確かに、一般の住民の方からすれば、それほど変わっ

ていないと思われるかもしれません。

しかしこれまで町から自治会に対して配布をお願いしていた業務がなくなったことに対する負担感の軽減については、特に大量の配布物をの対応をされていた自治会長さんとか地区代表さんには実感をしていただいてるのではないかと考えております。

このことについては今後ですね、次期の役員が自治会の役員等を選考する際の不安感の解消にもつながるものと考えております。

〔1　番山﨑守人君発言〕

1　番（山﨑守人君）　役員さんの負担ということで私も地区代表をやったので、各配布物って言えばいいですかねというのを配布するというのはなかなか大変は大変だというのはあったので、それがなくなるというのは確かに負担軽減になるのかなと一部思ったりはしますが。とはいえ、今ご説明頂いた内容、うんそうですねって全部鵜呑みにはちょっとできないかなというようなのが正直な思いです。

あと、この春先とかですと行政文書の回覧板だけではなくてですね、赤い羽根共同募金であったりとか、社協の募金だったりとか、いろいろな募金関係があると思うんですね。

本来寄附金というのは任意で、その自治会費とか住民の方から徴収されてると思うのですが、各自治会がそこから一律に捻出するということは、法律上、判例上も問題があるというふうにされてます。

それなので、別途徴収という形になれば、今後満額集まらないというケースも出てくるのかなというふうに考えてます。こうした状況をとある自治会さんのほうが町に相談した際に、実際言ったか言ってないかというところまで私分からないですけれど、満額が集まらないのであれば、そういう補助金というのをさらに減額するというような、受けとられかねない発言があったということも聞いております。

寄附金の多寡は住民の自由意思に基づくものですので、それを理由に補助金であったりというのを操作しようということは自治会の自主性を損ない、行政としても適切な対応ではないのかなというふうに思います。

実際そういうことがあったのかどうかそれは分からないですけれど、町としてこのような対応があったのか、もしくは、本当にその寄附額のほうが満額集まってないということを判断材料とするということが適切かどうかということ、どのようにお考えなのか見解を伺います。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　吉岡町では、自治会に対しまして、町のスポーツ協会の会費、町の環境美化推進協議会会費町交通安全会会費、日本赤十字会費、町社会福祉協議会会

費のほか、緑の募金、赤い羽根募金、地域歳末助け合い募金等の集金に関する協力依頼をしておりますが、そのお金は各種団体や関係機関等の貴重な財源として使われております。

町としては、会費等の集金に協力いただけなかった自治会が仮にあった場合、集金に協力頂いているほかの自治会との公平性が損なわれないことも懸念し、会費等の集金に協力いただけなかった場合、結果的にその団体等から自治会へ助成される金額に影響することも考えられるということをお伝えさせていただいたものでございます。

なお、町から自治会へ交付する補助金に関しましては、集金された金額によって影響を受けることはございません。

〔1　番山﨑守人君発言〕

1　番（山﨑守人君）　趣旨として、そういうようなご説明をいただいたということですけれど、その捉え方によっては、いや、おたくの自治会全部集めてくれないから減額しますよって言われてるのとほぼイコールというふうに捉えられるのではないかなと思うのですね。

それは、趣旨を説明してるというところではあると思うのですけれど、受け手の問題というところも大いにあると思うので、そちらのほう、実際私聞いたことというのが本当にそんな町がそんなこと言ったのかなってちょっと思ったところもあるのですけれど、今の課長の説明聞いてますと、実際本当に言われたんだなというふうにちょっと思ってしまいました。

今年度の、もう予算決まってることなので、どうこう申し上げるつもりはないんですが来年度の予算編成のときにはですね、そういったいろんな自治会の声もあると思います。定期的に協議会等も開かれていると思いますので、自治会の方々の声というのをよく聞いていただいて、予算編成のほうにつなげていただければと思います。

最後の質問に移ります。町内の学校関係の質問をさせていただきます。

まず、体育館のエアコンの設置について伺います。昨年から、町内の学校の体育館へエアコンの設置の質問がされていると思いますが、その後何か検討してきて、実際に設置できるような道筋ができたのか、それとも去年から大きな進展はないのか、現状の状況をお伺いします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　昨年からも、体育館へのエアコン設置についてご質問をいただいているところであります。

昨今の夏場の状況はまさに酷暑を呼ぶに値する大変厳しい環境で、学校では暑さ指

数と上昇時には、運動を中止したり軽減したりして児童生徒の健康を守っている状況もございます。本来は全ての体育館にエアコンを設置することが望ましいことですが、現在の町の財政状況に鑑み、優先順位をつけ、町内体育館の空調設備の整備の検討を進めているところでございます。

まずは、部活動等での使用もあり、最も必要性が高い吉岡中学校体育館への設置の具体的検討を進めているところであります。

現在の検討状況としては、財政面において補助金や起債の活用、またリース等による予算の平準化など、町の財政当局と相談しつつ、できる限り早急に対応できる、でき得る方法の絞り込みを進めている段階にございます。

また吉岡中学校体育館については、体育館全体を冷やすにはまだ至りませんが、近いうちに気化式の冷風機２台を導入し、スポット的な暑さ対策を講じる予定でございます。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　優先順位をつけてまずは吉中から整備のほうをまず進めることを検討されているということで、方法、財政状況もあるので、いろんなお金の面のところから検討いただいてるということでですが、あとは機械式の冷風機ですか、というのが入るということで少しでも、暑さ対策の軽減になればいいなというふうに率直に思うところではあるのですが、町内の学校の体育館というところで、明治小学校の体育館というのはちょっと性質が違うということを理解しているんですが、一緒のくくりとちょっとさせていただいて、現状町内の三つの学校、どこにも体育館内にエアコン設置されている体育館はないと思うのですね。

この中で一番新しい体育館って、駒寄小学校の体育館ですよね。新築からちょうど丸６年経過したのですかね。というのもですね私、建て替え工事中っていえばいいですかね。ちょうどＰＴＡ会長をやらせてもらってまして、入学式に体育館が間に合わなくてですね、急遽、文化センターで入学式をやったというので、ものすごくなんか印象深く覚えているんですけれど。

この体育館を完成した６年前、もう今ほどではないかもしれないですけれど当時も、夏とかで十分暑かったと思うのですよね。素朴な疑問としてなのですけれど、駒小の体育館を新築工事する段階で、そもそもエアコンの設置というのを検討していたのか、それとも全然検討してなかったのか、検討はしてたのだけれど、いろんな事情だったり予算的なものが難しかったから、設置には至らなかったのか、その辺りの経緯を伺いたいと思います。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　駒寄小学校の体育館については、議員おっしゃるとおり、

建て替え工事を進める中で、エアコン設置についても検討した経緯がございます。

しかしながら、駒小体育館の設計を行った平成３０年度当時は、全国的に教室へのエアコン設置が最優先課題であり、体育館へのエアコン設置については、国の補助金等の枠組みも現在ほど十分ではない状況があったことや、多大な設置費用と維持管理費が見込まれたことから、当時の社会情勢や財政状況を勘案し、設置を見送った経緯がございます。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　平成３０年自体で、当時は教室のほうにエアコンを設置するということが優先されていたそうですよね。暑かったと思うので、そっちが優先されるかなと思うのですが、体育館等に設置する場合の補助金等の率が低かったということなんですが、けれど私思うのが、その当時確かにいろんな事情があったと思うのですけれど、どんな物件、建物を作ったりする大きな事業で、後から何かを追加工事するとか、改造を加えるのって、全く新しいものを建てるときよりすごいお金がかかったりすると思うんですね。

確かに、その教室のほうが優先されてましたということではあるんですけれど、当時でも大分暑い日が多かったですし、小学校のプールの授業とか、夏休みのプールが気温が高過ぎて中止になるということも多々あったと思うのですね。私ちっちゃいときなんて、水温が上がらないからプール中止になりますというのもありましたけれど、暑過ぎてプール中止ですというような、初めてのことでちょっと驚いたんですけれど、そういう状況下で設置しなかった。

先ほど財政事情とかもあったということであったのですけれど、ちょっといろいろもう少し検討いただいてもよかったのではないのかなと思うんですね。

学校の設備って言えばいいですかね、建物だけでなく今後も町としていろんなものを大きなものを作っていくと思うのですが、後で付けたりするといういろいろお金かかることではあると思うので、今後いろいろ、改修工事であったりもあると思うので十分にちょっと吟味いただきたいと思います。

次に、学校校舎のエアコンについてということでお伺いしたいんですが、気象庁も今年も全国的に平年より暑い傾向が続くというような予報がされています。また、４月から、新たな用語として一般的に使ってるので新たな用語感はないんですけれど、今後４０度を超える日を酷暑日というふうに呼ぶということを気象庁４月に発表されています。

５月の県内で３０度を超えるような猛暑日に迫るような日というのは何日かありました。もう５月から３０度を超えるなんて本当に今年の夏も思いやられるなというぐらいなところなんですが、先日、娘からちょっとこんなことを言われまして、暑

い日でも中学校のエアコンが使えないから扇風機でしのいでるって言ってたんですね。

理由を聞くと、今エアコン使っても暖房しか出ないんだと。だから扇風機なんだよというのを言ってて、結構暑くてしんどいんだよみたいなことを言われたんです。子供からそういうようなことを聞けば、親としても一議員としても、今の設備で本当に大丈夫なのですかというふうにちょっと感じざるを得ないところなのですが、そこでちょっと伺いたいんですが、町立学校のエアコンの仕様というのですかね、どういうような仕組みで今動いてるのかという内容をちょっとお伺いしたいと思います。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　各校のエアコンの仕様について説明させていただきます。

明治小学校は、北校舎の特別教室を除いた部分が集中管理となっています。それ以外は個別の空調です。

駒寄小学校は全て個別の空調となってます。

吉岡中学校は、北校舎の特別教室を除いた部分が集中管理で、それ以外が個別の空調となっております。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　駒寄小学校だけは全て個別ですけれど、明治小学校と吉岡中学校は一部を除いて集中管理というお話だったのですけれど、すみません、個別管理と集中管理ってどう何が違うのかというのをちょっとご説明いただきたいんですが。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　個別管理のエアコンのほうにつきましては、各教室等に個別のエアコンを設置してありまして、そこで温度設定等、切り替えることができます。

ただ、集中管理のエアコンにつきましては、大型の大元の大きな空調機の本体がございまして、ここの温度調整設定等が必要になる。そういった違いがございます。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　個別管理というのは一般的なエアコンって言えばいいんですかね。家庭でも入ってるような各部屋で温度変えられますよというようなものというのは理解できました。

集中管理というのは大きな大元の物の温度を設定して、その温度が各教室とかに回るというようなイメージなんですかね。なので、各教室では温度の変更というのはできないというようなことでよろしいでしょうか。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　議員おっしゃるとおりです。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　各学校でその方式が違うというのは分かったのですけれど。

すみません、集中管理でちょっと吉岡中学校の話になってしまって恐縮なんですけれど、切替えをしないとその機能というのが使えないというものになるのですかね。冷房か暖房かというのを切替えないと、全体としてそういう機能が使えないというような認識でよろしいのでしょうか。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　集中管理の仕様につきましては、大元の温度設定等が必要になります。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　であるとちょっと先ほどの冒頭で私自分の子供のから言われたことを申し上げたのですけれど、これだけ暑い日が続いてると切替えればすぐ冷房とかが使えるようなものなんですか。それとも切り替えるのにも何か、時間がかかるというか、何か特殊な設定みたいなのを使わないと、ものって言えばいいですかね、仕組みになっているんでしょうか。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　冷暖房の切替えにつきましては、保守点検業者のほうで切替えを行ってます。素人等がなかなか設備のほうでやるのがちょっと難しいところもございますので、そういった冷房から暖房、暖房から冷房への切替え等は、委託してる業者のほうでやっているところでございます。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　その切替えというのは学校の先生方が何かちょっといじってできるものではない。ちゃんとした委託先の保守点検業者じゃないと切替えすらできないということはちょっと理解できたんですけれど。

冒頭でも申し上げた、最近本当に暑い日というのが多いですし、今までもなかったような５月に３０度を超えるような日というのが連日続いてたりするという中で、今までだったら、例えば夏服にかわるような６月をもって切替えしてましたよとかというような、タイミングの時期が恐らく設定されてたと思うのですけれど、その切替えのタイミングというのを例えばもっと前倒しして変更するですとか、そういうような検討の余地というのがあるのか、それともともう、なかなかそういうようなのは機器のハード的なものでもなかなか大変だから、ゆくゆくは個別の冷暖房は切替えられるような装置に切替えていきたいなというような検討はあるのか、その辺りいかがでしょうか。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　暖房から冷房への切替え時期につきましては、毎年３校とも、５月末日を目安に実施しております。

切替え時期の前倒しにつきましては可能となります。来年以降、学校、業者と適切な切替え時期について、調整協議をしていきたいと考えています。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　今年の５月で３０度を超える日というのが幾つかちょっと長かった。幾つかあったなというふうには思うのですけれど、最近にもう毎年のように５月からでも結構暑いですよね。この５月末日じゃないと切替えられないって言えばいいですかね。というのは、もうちょっと前の段階からご検討いただいてもいいのではないのかなと思うのですね。

ちょっとどうしても子供からの話をベースにしてちょっと質問させていただいているので、中学校の話題に寄ってしまっているところではあるのですが、昨年の９月だったとちょっと記憶してるのですけれど、北校舎の３階、ちょうどうちの子供たちが３階だったというのもあるのですけれど、その北校舎の改装によって教室がある位置で全然気温が違うというのを聞いたのですね。

例えば北校舎の東側って言えばいいですかね端端ですよね。北側か西側かの外に１番近いところは冷えないと。真ん中のほうになると適温というか、というようなことは言ってて、実際は両端にあるクラスの子たちは、要は教室内の気温が高くて気分が悪くなったり、鼻血を出してたような子もいたというふうに去年の９月に聞いたのですね。

これって勉強をしたりする場を提供するという意味においては、ちょっと大きな問題なのかなというふうにも思いますし、早急な改善を要望させていただきたいと思います。なかなか大きなものになると思うので、今後どのような、実際去年こういうことがあったというのも子供から聞いてたり、ほかの保護者の人からも聞いていたりするようなことですので、今後、またこれから夏を迎えて、同じようなことって今の機器の状態だとあると思うのですね。なので、今後どういうような対応をとっていただいたり、どんな対策をしていただけるのか、対処方法等どのように考えているのか見解を伺います。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　先ほど、同じ階の中で１番端と真ん中のあたりが気温が違うというような教室の気温が違うということにつきましては、以前、議長の富岡議員から、ご質問同じような状況が出たときに、教室内の温度の確認をさせていただきました。

確かに教室ごとによって違うということが分かりまして、どうしても仕組み上、廊

下の中央にあるところから、空気を吸い込んで冷やしたものを校舎の中を通して、分配をしていくというその道筋があるんですけれどもその道筋の中で、できるだけ全ての教室が同じ気温になるように、この送りながらのところのこの羽根ですかね、その辺を人の力で調整をしながらできるだけ同じ気温にしていくということを今試みているところです。

ですので大元の、先ほど事務局長からあったように、大元の気温をまずどのぐらいにするかその設定と、それから送りながらのダクトというのですかね、その羽の状況を確認しながら、できるだけ同じ環境にするというのを心がけているのが今の個別でない集中制御の分の仕様で努力しているところです。

今山崎委員から、大変心配な状況をお伺いしまして質問原稿をいただいたので、私としても健康管理上責任があるので、早速学校に問合せをさせていただきました。教室の気温が高いということで気分が悪くなったり鼻血を出す生徒もいたということがあったので心配だったので聞いたのですけれども、夏場に北校舎３階にいる２年生だけがそのような症状の生徒が多い傾向とは言えずに、個別のエアコンの１年生との状況、それほど違いはないというような回答をいただきましたので、それをひとまずお伝えさせていただきます。

ただ、そうはいってもですね、教室を文科省が望ましいとしている環境基準の２８度以下、これに保つことは極めて重要で、これは対応していかなくてはならないというふうに考えております。したがって、先ほど申し上げたダクトの調整それから大元の気温の冷やすところの調整、これをしっかりとこれからも行っていくこと。そして、これを業者や学校とも連携しながらしっかりしていきたいというふうに考えております。

一方で３校のエアコン設備の更新も、今後時間はかかるのですけれど順次行っていきたいというふうに考えております。初めに、明治小学校の集中管理のエアコンになりますが、更新工事の設計を今年度行う予定で予算化をしておりまして、工事に向けた準備を進めているところになります。明治小のエアコン工事更新完了後にはなるべく間を置かずに導入以来更新がされてない駒寄小のエアコンを、次に更新したいと考えております。駒小は個別なんですけれども、かなり設備が古いということでこの更新が必要であると考えてます。

最後に、吉中のエアコンになりますが、ご指摘いただいた点も踏まえ、駒寄小のエアコン更新後になるべく間を置かずに更新を行っていきたいと考えております。

以上のような対応で、子供たちの健康管理をしっかりと見ていきたいというふうに考えております。

〔１　番山﨑守人君発言〕

１　番（山﨑守人君）　機器の更新のほうもご検討いただいてるということですが、今例に挙げさせていただいた吉中というのは順位的には３番目ということで、家庭のエアコンとは違いますので、おいそれですぐ変えられるものではないということも承知はしている上で言っても、今ある機器で何とか子供たちの学びの場の環境というのを整えていただく必要があると思いますので。

例えば今まで学校の先生方、出勤されてわからないですけれど、７時半ぐらいからエアコンのほう回して、一旦学校内を冷やしてたりとかというのをされているのかもしれないですし、子供たちが授業が始まる８時半ぐらいから、それが動くのかちょっとそちらも分からないですけれど、今あるもので対応するとして、例えば今まで決めてた時点から冷やすのを開始するのをちょっと前倒しにするとかというだけでも、ちょっと教室内が冷えたりするという状況もつくれるのかなともちょっと思うのでそういう点も含めて、ご検討いただければと思います。

少し時間余りましたが、これにて１番山崎の一般質問を終わります。

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、１番山崎守人議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を１０時４５分とします。

午前１０時２８分休憩

午後１０時４５分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。１２番飯島衛議員を指名します。

〔１２番　飯島　衛君登壇〕

１２番（飯島　衛君）　それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

福祉関連ということで、ひとり暮らし高齢者に対する安心対策をということで一般質問をさせていただきます。

国土交通白書２０２４年、国立社会保障人口問題研究所の将来推計では、２０７０年には我が国の人口は９，０００万人を割り込むと推計されています。また、高齢化を高齢化も進行し６５歳以上の人口割合を示す高齢化率は２０２０年の２８．６％から２０７０年には３８．７％に上昇すると推計されています。また、２０５０年、６５歳でひとり暮らしをしている人の割合、割合は全体の約３割にまで増えると推計しております。男性２６．１％、女性２９．３％というデータがございました。

そこで質問を行うわけでございますが、陣場自治会では昨年と今年にひとり暮らしの高齢者が孤独死する事案が発生しました。一人の方は、訪問介護の方に浴室で亡くなっているのが発見されました。またもう一人の方は、亡くなってからかなりの日数がたって、それから発見されてしまいました。

私はこの２人をよく存じておりまして、一人の訪問介護の方に発見された方は、ア

パートに住んでいらっしゃる方で、この日の午後には出かける予定があったということでございます。そしてもう一人の方、ちょっとかなり日数がたってから発見された方でございますが、この方は常に若いときから自転車を乗っておりまして、自動車の運転免許証がなくて、そして健康保険証は１度も使ったことはないという、そういう方でございました。それで、何かずっと１人で住まわれておりまして、それで今年、亡くなってるところを、いつ亡くなったか分からないんですけれども、発見されたという事がありました。

本当にこの２人を知っている方はですね、日頃お元気に過ごしていたので、皆さん大変驚いておりました。

また、ほかの高齢の方にお聞きしますと、町内の高齢者が何日も洗濯物を干してあるのを近所の人が気づき息子さんに連絡して、駆けつけたところ亡くなっていたという話も聞きました。

孤独死の問題は以前より大きな社会問題となっております。私も異常を知らせる通報システムの導入などを提案させていただいたことがございます。いざ身近で起きてみると、改めて町でも何か新たな支援、対策を講じなければならないのではないかと思うところでございます。

そこで、改めてお伺いいたします。まず、ひとり暮らしの高齢者は吉岡町に何人いるのか。また、町内及び町外に親族がいる方が何人いるのか。また、全く身よりがなく、単身でお過ごしのひとり暮らしの方が何人いるのか。そういったことを町では把握してるのか、町長にお伺いいたします。

〔町　長　柴﨑德一郎君登壇〕

町長（柴﨑德一郎君）　町では、県の依頼で実施していた６月１日現在の６５歳以上のひとり暮らし高齢者の実態調査が令和５年度で終了したことから、民生委員の協力をいただきながら独自の調査をしており、その調査では７５歳以上の高齢者のみ世帯を対象としているところであります。

そのため６５歳以上のひとり暮らしの方を含んでいますが、ひとり暮らしの方のみの集計はしておりません。また、調査目的が違うため、参考までにですが、令和６年度には６５歳以上のひとり暮らし高齢者保養事業を実施しており、その保養事業の参加希望調査の対象は６６０人となっております。

令和６年度以降、７５歳以上の高齢者のみ世帯の調査のときに、急病のときやご自身に何か異常があったときに、町が連絡をとってよいご家族の方の連絡先とお名前、住所、続柄を調査しておりますが、そこは空欄の方もいらっしゃいます。町内外に親族がいる方、全く身寄りがない方の人数までは集計しておりませんが、調査の結果をまとめた表を民生委員にお渡ししておりますので、そういった方は民生委員が

重点的に見回りの対象に加え、加えていただいている状況でございます。

今後、７５歳以上高齢者のみ世帯の調査の分析や改良など、さらなる活用を図っていきたいと考えているところでございます。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　町では取りあえずつかんでないということでございます。その代わり民生委員さんのほうでは把握してるということで。

私はですね、地元の民生委員さんにちょっとお伺いしました。やはり個人保護の問題でですね、正確な数字は何人とはおっしゃいませんでしたけれども、私の陣場自治会では高齢者は１０人ほど、一人で住んでらっしゃる人は１０人ぐらいいるというふうに回答聞きました。

また、この民生委員さんですね、吉岡町男性の方が１人いるんですけれど、大体よく一月いっぺんぐらいは挨拶に伺ってるというふうに聞いております。そこでちょっとですね、これはちょっと関連しますけれどやはり民生委員さんが訪問するところに女性の方は当然いますよね。ですからこれ以前ですね、やはり男性の民生委員さんだけはよろしくないんではないかと。やはり女性の高齢者のところにね、お邪魔する場合は、女性の民生委員さんがいたらいいんじゃないかということで、ちょっとここはですね、やはり陣場だけ何か民生委員さんが男性の方１人のみで行ってるというふうに聞いてますので、ぜひ女性の民生委員さんも付けたりしてですね、二人体制で行っていくような方向で持っていっていただければと思います。

あとですね、この近所のやはり先ほどのお年寄りの方にちょっとお話聞いたことがあるんですが、今一人で住んでる９０ぐらいの方がいるんですけれど女性の方でね。そしていろんなことが、先ほど言ったように亡くなった方がアパートで亡くなった方とかなり懇意にしてましてですね。それで話聞いたら、こういう心配だから何かこう考えてますかって言ったら、県内に住む息子さんがいまして、その息子さんがですね、近々居間にこの見守りカメラをつけてくれる、そういう予定になってるというふうに聞きました。そして、何かあれば、群馬町にまた、兄弟の人が住んでまして、何かあったらそちらに連絡して、くるような体制を整えたいというふうに、おっしゃってましたけれどね。

今ですね、物すごくこの見守りのカメラってすごいすばらしい金額もそんなに高価じゃなくてね。遠隔でカメラが居間とかなんかにつけておいて、遠隔で３６０度カメラが回ったりしてですね、状況が把握できるとかね。ネット環境がなくても大丈夫だとかね。あとテレビに差し込むと会話ができるとかね。何かすごい時代なんですよ。

ですから、今ひとり暮らしの人をね、民生委員さんが承知してるということですけ

れども、ぜひですね民生委員さんのほうですね、ひとり暮らしの住んでる方にこういうのがあるけれど、家族が町内にいるのか、町外にいるのか、全くいないのか、３点ぐらいちょっと聞いてですね、いれば、こういうものがあるよという形でね、進めていく方向でいっていただきたいなと思うのですけれど、町長いかがですかね。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　県内他市町村において、センサー内蔵の電球や見守りセンターと連携した貸与センサーなどの民間サービスが導入されている事例は承知しております。

離れて暮らす親族の皆様へこうしたサービスの活用を働きかけることは安心な生活を守る有効な手段の一つであり、本町としても可能であると考えております。

一方で、サービスの設置費用等に対する公的支援につきましては、現在の財政状況を鑑みますと一律での補助や助成を行うことは難しい状況にあります。

今後におきましても、現行の福祉サービスを適切に提供しつつ、民間サービスの周知や情報提供に努め、地域の見守り体制の充実に尽力してまいります。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　支援のことはね、ちょっと財政的には厳しいということでありますけれども、取りあえず町外でも町内でも身内がいる方にはですね、そういう働きかけをしてですね、進めていただきたい。そんなに金額も何十万もするものでありませんのでね。それをお願いします。

それで、次大事なのはですね、やはり今町内に親族のいない方の６５歳以上の方でね。ひとり暮らしの方で、持病や障害等を常に持って常に見守りが必要な方という方に対してですね、町では緊急通報システムというのを貸しております。貸出しています。

これ令和６年度決算では２５名の方が利用しているということで、決して多くありません。ずっと過去遡っても、人数が大体２５人ぐらいということはずっと同じ方が利用をなさってるんではないかと思うのですけれども。

ここでですね、たしか昨日、何か少し小池議員さんのときでチラッと規制を、基準を引き下げるようなことをちらっと聞いたんですけれど。私ですね、これはほら、持病とか傷害のある方じゃなくて、ひとり暮らしでね、できれば、町内に親戚がいない。ひとり暮らしですよ。できればね。先ほど話が矛盾してしまうんだけれども、民生委員さんにそういう機械があるから勧めるというので、本当は一番あれはもう、身寄りがいない人とかね、そういう人が優先になろうかと思いますけれど。そういう人を民生委員さんの協力を得てですね、あぶり出していただいて、そういう人には通報システムを貸出しができないかというふうに思うんですね。

やはりこの貸出しシステムってのは何か異常があると契約してる警備会社の人が駆けつけてくるわけなんですよね。その近くに、近くでも、この連絡を受けたら駆けつけてくれる人をたしか用意するというようなそんなシステムだと思うんですよ。だから純粋に本当に身よりがない、もしお年寄りの人がいたら、このシステムは、持病とか障害がね、なくてもつけてあげていただきたいなと思うんですけれど、見解いかがですか。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　緊急通報システムにつきましては、現在特定疾病というかそういったものがある慢性疾患とか、そういったのある方とか、あとは親族の方が町内にいない方とかそういったものに限定しているという状況であります。

今回のそういった元気だった方が亡くなった件という部分もありますので、そういった面がありますので財政状況もかなり厳しいという部分もありますけれども、そういった条件の緩和、そういったものについては、見直しの緩和、見直しの検討というものをしていきたいと考えております。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　ぜひ見直しの緩和をお願いしたいと思います。あとはやはりですね、何度も言うようですけれども、身内がいるかどうか確認してですね、今本当にすばらしい便利なものがあります。

町内にいてね、洗濯物が干して、ずっと干してるよなんてね、町内にいてですよ、近所の人が息子さんに電話して駆けつけたら亡くなってたなんてね、親子なのに玄関のなんか鍵持ってなかったという話ですよ。二階から上がって、見つけたという。そういった形でほんとにね、１人で亡くなるなんて本当に悲しいことであるし、そういうのはなるべく吉岡としてはですね、無くしていただきたいと思います。

以前私もですね、この電球式のね、通報システムみたいなのも提案したことがありますよね。要するに、トイレとか何かを使うとあれですけれどそれが２４時間ぐらい、もしつかないと。異常が通報するなんてね、様々な機械がありまして、今、ありますけれども、今はこういうふうにカメラでね、居間なりに置いといて、それで遠隔で操作できるという、そういうすばらしいのがありますのでぜひ勧めていただきたいと思います。

ここにいる皆さんはですね、もうスマホとかみんな慣れてるから自分が将来皆さん一人になったときにね、こういう便利なものを使えると思うんですよ。問題は、このスマホとかね、この今のハイカラなものを使いこなせない８０歳から上ぐらいの方ですかね。そういう情報を知ることもできないし、本当に民生委員さんなんかが教えてくれなければ分からない。そういう人がやはり対象ではないかと思うんです

よね。

これ皆さん本当に将来一人になってもね、息子とかなんかでね、こういうのをつけてくれよとかね、カメラで見守ってくれよとか言えると思いますよ。今ほとんど核家族化ということで親子で住むなんてこと本当になくなってきて、それで空き家も増えてしまうんですけれどね。話脱線しましたけれど。

ぜひ、緊急通報システムの基準をですね緩和していただいて、ひとり暮らしの方、もし身寄りのないひとり暮らしはそんなにいなかったら、県外に身よりがいる人みたいな方でひとり暮らしの人をですね、装置をシステムをですね、設置をしていただきたいなと思いますけれどいかがでしょうか。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　いろいろと緩和した場合はやはり費用負担というものもかなり財政的な部分も出てきてしまいますので、そういった影響を総合的に勘案した中で基準と、緩和の基準というものはちょっとまた検討させていただきたいと考えております。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　是非よろしくお願いいたします。

それではですね、よしおか支え愛マップづくりというのが今自治会で順次始まっております。これ名前は住民支え合いマップというのが２０２０年名前が変更になりまして、吉岡支え合いの合いが愛情になりましてね、マップづくりというのは始まっております。これは被援護者ね、災害等あったときに被援護者の方たちの日常の見守りや安否確認、災害時の避難支援に生かすためのものであり、現在、小倉、上野田、上野原、寺上、寺下、漆原東、漆原西が既に実施したというふうに、広報で知っておりますが、このマップを作ってですね日常的な見守りなど、どのように実施して、今もう要するにマップをつくったところのね自治会で実施しているのか、それともこれからどういうふうにしようとしているのか、まずお伺いいたします。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　高齢者への日常の見守りについて、本町では民生委員や児童委員、近隣住民、親族のほか、各種福祉事業を通じた安否確認を実施しております。

具体的には、緊急通報システムや、ごみ出し支援事業でのごみ回収時の安否確認のほか、徘回の恐れがある方へのＧＰＳの貸出しや、顔写真等の事前登録制度、認知症保険の加入といった生活支援事業を展開しております。さらに、持病やかかりつけ医等の医療情報を保管し緊急時に活用する救急医療情報キットの配布や、社会福祉協議会による昼食の宅配事業なども行い、これらの支援を組み合わせることで、見守りに努めております。

一方、よしおか支え愛マップづくりは、自治会や近隣住民、消防団の方々が参加し、災害時に支援が必要な方の確認や避難経路のシミュレーションを行い、地域住民の方の繋がりを確認するものです。この作業を通じて、支援を要する方を地域全体で認識することで、有事の際の行動力向上だけでなく、日常的な見守りネットワークの強化にもつながっていくものと期待しております。

現在、見守りを必要とする高齢者への対応については、これらの支援を組合せて取り組んでおりますが、今後も多様化する地域課題に応えるため、見守り支援をさらに拡充する必要性を十分に認識し、取り組んでまいります。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　日常の見守りというのはごみ出しとか何とかというので確認してるということでよろしいですか。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　ごみ出し支援事業、そのときに声かけで安否確認をしたり、それから社会福祉協議会がやってる昼食の宅配事業、そのときに安否確認を行いますのでそういった部分も併せてですね、日常の見守りというものはサービスがございます。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　マップ作りの今後の自治会のですね、予定などはどうなっておりますか。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　よしおか支え愛マップづくりの活動には、昨年度までに町内９つの自治会で取り組んでいただいております。

そして８年度には、未実施だった陣場自治会、溝祭自治会、下野田自治会、駒寄自治会の４つの自治会で新たに取組を開始したいと考えておりまして、更新の取組を行う９つの自治会も含め、現在、各自治会へ協力依頼を行い、日程等の調整を開始したところでございます。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　今あの、陣場が実施してない自治会と名前を伺いました。ちょうどですね５月の３０日に陣場自治会で防犯防災役員会議というのを行いまして、ちょっとそのとき資料、ちょっと今ね、知ってて質問したような形になるんですけれど、要するに９月の２６日になんか陣場、溝祭、下野田、駒寄が行う。そして小倉とか上野田とか上野原、北下、南下というふうにありまして、これ２回目、更新２回目というふうに何か載ってるんですけれど、これは毎年見直していくものなんですか。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　このささえ愛マップづくりにつきましては、先ほどの健康福祉課長が答弁したとおり、地域住民の方が繋がりを確認するものでございまして、毎年毎年作っていただいていて、それをベースとして、また次年度、次年度ということで積み上げていくような、そんな取組となっておりますので、今回の今議員おっしゃったとおり、今のところ９月２６日とか２７日とかという形での実施案を提示、うちのほうから投げさせていただいておりまして、これについて今自治会のほうからのそれでいけるかどうか、そういったところの日程調整を進めているという形になっております。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　毎年やって何かを積み上げていくというふうに言うけれども、僕はそういう事務的なそんなことばっかりやらないでもっとこう具体的に行動ですかね、本当にこの日常の見守りや安否確認をね、そういう行動のほうをですね、やっていけるといいなと。

要するにおせっかいな声がけですかね。そういうのをこのように目にできるような体制づくりも必要ではないかと思うんですけれど、課長いかがでしょうか。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　吉岡ささえ愛マップづくりはマップを完成する、させること自体はゴールではありません。

作成の過程で、自治会や近隣消防団の方々が参加し、災害時に支援が必要な方の確認や避難経路、地域の状況を把握することにより、地域住民の繋がりの確認を行う点に、大きな意義があります。

この作業を経験することで支援を要する方を身近な地域の皆様が認識し、それが結果として、日頃の見守りや声かけにつながることを期待しております。

ということでささえ愛マップづくりというのはマップを作成させる、作成してこういう経路とかそういうのを書くというものがその成果になるという考え方ではございませんで、そこに参加する方々が、その地域にそういった支援がいる人がいる必要な人がいるよというのを認識してもらって作業を通じて認識してもらうという、このある意味少し訓練みたいなものなんですけれども、そちらを通じて気になる人がいるというのを認識していただけたらという思いを込めた、そういうような事業だと私は認識しておるんですが、そういった形でですね、そしてまた現在自治会の皆様には、マップづくりの趣旨にご賛同頂きまして、マップづくりの作業を通じて、ひとり暮らし高齢者を初めとする支援の必要な方々の実態把握に多大なる協力を頂いているところでございます。

今後もこうした取組を継続し、地域ぐるみで支え合う日常的な見守り体制の構築に

努めてまいります。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　ぜひですね自治会のほうで本当しっかりですね、要援護者の方をね、つかんで頂いて、安否確認をぜひしっかりしてやっていただきたいと思います。

次にですね、居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）についてということでございます。

生活環境を整えるための比較的小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく、実際の改修費２０万円を上限としてですね、その７割から９割まで補助を行うという制度がございます。

これは町のねその他のサービスということで環境を整えるためのサービス、高額介護サービス費の支給なんていうところで載っておるんですけれども、これ町民のですね、これをちょっと利用したところですね。私なんか昔おふくろのことで使ったことあるんですけれど、２０万もいかないようだから７、８万ぐらいだったから、もう払いましたけれども、やはりこの費用がですね、要するに改修費のですね、補助というのが改修費は一旦全額負担しなきゃならないという、要するに２０万円を超えた場合でもですね、要するに取りあえず金額は一旦業者に個人が一旦負担しなきゃならないと。

それで年金暮らしのご夫婦のほうからの相談でね。年金暮らしで、一旦お金をですね払うのはちょっと大変だよというそんなような声を聞きました。よくほら、コロナワクチンなんか、もう国がほら助成してくれるから、もし受けるときは助成されたね本当に６，０００円なら６，０００円ぐらいで、要するに受ける費用済むじゃないですか。

でもこの改修費の補助に対してはですね、一旦工事費を全額を払うというふうに何かあるんですよ。こういったことをですね、要するに工事の精算を役場と業者で済まして、そしてお宅はいくらお支払いすればよろしいですよという、そういう方式に持っていけないものなんでしょうかお伺いいたします。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　現在町における居宅介護住宅改修はご本人様に費用を一旦全額お支払いいただき、そのあと負担割合に応じた金額を町が支給する償還払いを原則としております。この方式では、年金生活の高齢者にとって一時的な全額自己負担が大きく、不安を感じられるというご指摘は重く受け止めております。

この負担を軽減する制度として、利用者が改修事業者に保険給付費分の受領権限を委任する受領委任払いがございます。本制度を導入することで、ご本人様は当初から負担割合に応じた金額のみを支払えばよく、一時的な全額自己負担をなくすこと

が可能となります。

導入に当たっては、事務処理要綱の制定や事業者への説明、登録手続、ケアマネジャーへの周知など多岐にわたる準備が必要となります。国からの明確な推奨通知はないものの、県内では既に導入済みの市町村もございます。

当町といたしましても、導入に向け、制度設計に向けた調査研究を進めてまいります。なお、同様の仕組みが適用できる福祉用具購入費につきましても、あわせて前向きに検討していきたいと考えております。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　今ものすごくいいことを課長おっしゃいましたよね。

利用委任払いね。要するにそれでやると。

こちらは負担が少なく、それいつからあれ、どっかでやってるとこあるんですか。それといつ頃からやれる目処が立つのか。お伺いします。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　県内の市町村ではですね、例えば近隣になりますけれど、全部言うとちょっと。前橋市さんと渋川市さん榛東村さんも、現在実施しております。

受領委任払いというものですけれども、当町におきましてもいろいろ準備が必要ですが、できる限り準備ができましたら、導入はしていきたいと思っております。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　是非よろしくお願いいたします。それではですね、教育関連に移ります。

（１）番、通学バスの利用拡大についてでございます。近年、春先から暑くなる異常気象です。５月に３５度近くまで気温が上昇しました。そして４０度を超えたら酷暑日と命名されました。

そんな朝でも暑い中、陣場自治会の小学校の新１年生も上級生と一緒に元気よく通学しています。皆さんにお配りしたほうの写真がそうなんですが、そこでですね、今中学生はもう自転車通学ができて、今日中学１年生が自転車で通学してる場面を見ました。

今上野原と上野田の一部で通学バスが運行されています。これは一応、どのように運行してるか、運行時間等について、まずお伺いいたします。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　現在通学バスの運行範囲につきましては上野原全域、そして上野田と小倉のそれぞれ一部の小中学生を対象に運行をしております。運行は、登校時と下校時ともそれぞれ２台のスクールバスで行っています。

登校時は毎日２台のバスが、１台がA路線、もう１台がB路線というふうに分担し

て運行しております。下校時は小学校と中学校で校時表や部活動の関係で下校時刻が異なりますので１台を小学生専用便、もう１台を中学生専用便として、それぞれ小学生便も中学生便も毎日２から３便運行しております。

また、行事や短縮事業などで学校側から下校時刻の変更について事前に情報提供された場合には運行表に反映させて柔軟に対応しているところです。

全ての児童生徒が待ち時間なく乗車できているわけではありませんが、限られた運行人員、バスを活用し、児童生徒にとって最適な運行になるよう心がけております。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　教育長これ朝、時間は何時頃からバスの運行を始めて、取りあえず朝の部門は何時頃終わるのか、そういうのは分かるんですか。

〔教育長　山口和良君発言〕

教育長（山口和良君）　手元に運行表がありますので正確な時刻ではありませんが、およそ７時２０分ぐらいにこの駐車場を出発いたしまして、今申し上げたところを回ってまいります。

８時ちょっと過ぎ頃に中学生を１番近い公園のところで下ろしてですね、川の向こうで下ろして終了するというような時間帯でございます。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　そうすると７時２０分から８時１５分頃には、８時頃には２路線のあるいは普通バスの運行が終わるということですか。それで夕方ちょっと午後３時頃から５時頃までこういうふうに幅広くあるということでよろしいですか。

それで、この通学バスの方達なんですけれど、近年高校の部活でマイクロのあれでね、レンタカーのあるいは事故起きて子供が死んだなんてあるのですけれども、この通学バスの運転手さんというのが２人いて、あと代わりの何か補助員みたいな２人いるというふうに予算書でなんか見たのですけれど、その補助員というのは運転手さんのことなのですか。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　運転手につきましては、現在３名でうち１名が補助的な役割の交代要員となっています。

実質的には２名の運転手がメインで運行を行っているところになります。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　通学バスの運転手さんというのは大型の二種とかの免許を取得されてる方なんでしょうか。３名の方ですかね。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　免許証につきましては、二種等は特に確認はしておりま

せん。

大型の免許を取得していることを、免許証で年度初めに確認をしております。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　大型の二種もってなくても、取りあえずは問題ないということでよろしいですね。

それで８年度の通学バスの経費ということで予算ベースのあれでね、資料をいただきまして、人件費が６年の頃よりも、かなり１００万ぐらい上がって増えてるのですけれど、これ３名体制ということで大体運転手の方は３名の方が８年ベースだと５万６，０００ということは何日か代わりに出たというふうに解釈していいのですかね。

要するに８年度のね、通学バスのものを経費でね、バスは１台、２台あって、両方とも１８４万、１８１万ってあって、大体運転手というのは５万６，３８８円ってあるのですけれど、これは何かの緊急の運転ということなのですか。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　こちらの配付させていただいた資料になりますとバス１、バス２というのがメインの運転手２名、代替運転手５万６，３８０円とありますものが、交代要員である運転手ということになります。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　金額ではなくてね、どういうふうにしたのかなというふうに聞いたのですけれどね。

それでですね。距離的に、先ほども言ったように、ものすごく５月でも高温になる日はもう最近異常気象であります。そして、私なんかが小さいときから比べると、通学路の交通量とまた気温と随分環境が変わっております。

そこでですね、今上野田、上野原で運行してますけれども、陣場だけに限らず、大久保の寺下ね、あとは漆原の新田、結構みんな距離があると思うんですよね。先ほど朝の運行が要するに７時２０分から８時ぐらいまで２便が１回りすると利用してる３２人を学校へ届けられるということで、要するにこれを時間調整じゃないですけれど、少し早めたりなんかして、陣場の子供を７時ちょっとすぐ頃にはもう歩いて出てますのでね。要するにだから寺下とか、新田とか陣場とか、そういったところ距離を測ってですね、何とかこの通学バスのこの区域に入れていただけないのかなというふうに思うのですけれど。

あと教育長、なんかこれ通学場所の設置及び管理に関する条例というのがあって、施行規則で教育長はね、使用対象の区域とかね、そういう時間とか決める、決めるというふうに一応書いてあるのですよ。

だから教育長権限で陣場も本当に今ですね、昔は旧高渋線をですね真っすぐ道路ずっと北上がって、南下というところがあるのですけれど、そこを斜めに入って明治小学校行ったのですよ。

保護者の方に聞いたら今はもう途中陣場の途中から、もう西のほうに大藪地区のほうへ通ってこうにいくという、ちょっと気持ち遠回りみたいなのですよ。それで保護者のお母さんに聞くと、２．３キロぐらいあるのではないかというふうに言ってるのですね。このさっきの写真じゃないですけれどね。なおこのね、お母さんに聞いたら元気に１年生行ってますかっていったら、行ってますというからよかったけれども、大きなお兄さんについてって、今一生懸命歩いているのですけれど。

これ教育長。どこかでもう状況が随分違うから、この運行の時間をちょっとですねやりくりして、その分ちょっと時間が運転手の時間が増えるとその分、あれですか賃金が増えるというふうにそういう契約ではないでしょう。月給とかそういうなにかなっているのでしょ。そういうものでできないでしょうかね。教育長。

〔教育長　山口和良君発言〕

教育長（山口和良君）　給料については恐らく、その時間で決まってるというふうに考えます。

今議員さんからもっと早い時間で運行を始めれば回れるのではないかということが今出ました。陣場であるとか、先ほどの駒寄小のほうの大久保、寺下、漆原新田、距離についても相当遠いというのは十分認識しておりまして、暑さの中での登下校も大変だということも、これも私も理解しております。

できないことを挙げると後ろ向きだというふうになってしまうので、何とかできるような方法を考える方向で検討したいというふうに思います。

そうしながら、課題を一つ一つ解決していきたいと考えます。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　ぜひ教育長、よろしく検討してください。よろしくお願いします。

それでは次の事業の見直しに関してですね。

１番、チャイルドシート購入補助金や自動車誤発進防止装置設置費補助金の継続をということで質問します。

３月の議会でね、予算委員会でかなり事業の見直しと廃止等ございました。今チャイルドシート購入の補助金に対して、町が取りあえずどういうふうに考えておりますか。

〔町　長　柴﨑德一郎君登壇〕

町長（柴﨑德一郎君）　まず、自動車誤発進防止装置設置費補助金は、高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を趣旨としたものであり、補助金の対象となる経費は、誤発進防止装置のついていない車に後付けで自動車誤発進防止装置を設置したとき

の購入及び設置に要した経費に対するものとなっております。

この補助金の実績についてでございますが、令和５年度は１件、令和６年度は４件、令和７年度は０件であったことに加え、近年はこのような自動車誤発進防止装置も最初から標準装備として販売されるようになっていることなども考え、考慮させていただいて見直しを行ったものでございます。

次にチャイルドシート購入補助金についてですが、道路交通法の改正によるチャイルドシート着用の義務化を受け平成１２年度に制度化したもので、着用が義務化されたチャイルドシートの普及啓発を図るためのものであったと考えております。

今回、チャイルドシートの着用が義務化されてから既に２５年が経過しており、チャイルドシート着用は町民にも幅広く浸透していると考えられることなどを判断材料として、令和８年６月をもって補助事業を終了する予定でございましたが、しかしながらこの間、交付状況等をもう一度見直し再検討した結果、本補助事業については今年度途中で終了とせず、当面の間、事業の継続を決定したところでございます。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　チャイルドシートの購入補助がね継続になったということで、去年が１４７名の方が利用してるということでね。ものすごい町長、英断ですよ。すばらしいです。ぜひよろしくお願いします。

あと先ほど自動車の誤発進防止措置ね、今の車はみんな新しいからついてるって言いますけれども、実際年金で生活してる高齢者がですね機能が付いてるいい車を買えるかどうか問題、結構中古の車に乗ってる方が多いような気がするんですよね。

私なんかも中古車に乗ってですね、７５ぐらいになったら付けようと思ってますよ。やはり人間って本当になんというかなあ。若いときと違って誤作動するのですね、これ、２６日の５月２６日の夕方の３時半頃ってね、渋川のスーパーで駐車場でね。女の人がですね、女の人を轢いちゃったんですよ。そうしたら、その近くにいた６５歳の男の人がね、今度は車の運転をかわってですね、だから前にどんと行って轢いちゃった。それを避けてよけようとしたらその人なんで慌てちゃったのかな。また誤発進して、走って、一回轢かれた人を２回轢いっちゃって、これ介助してる２人の人も轢いちゃってなんてね。そういうふうにこの男性の方は６５歳のアルバイトの方ということで載ってるんすけれど。

こういうふうにですね、認知機能が衰えるというですかね運動神経がちょっと鈍ってきたというか、そういうのがあるので。逆にですね、件数がなければ費用はしないのだからいいのではないかと思いますよ。この継続するのは、これで何百万もかかるってなると、財政的に厳しいから廃止しますってなるけれど、利用が少なけれ

ば別にいいではないですかこれ続けたって。だからぜひですね、あれですよ、自動車の誤発進防止装置の設置補助金はですね、ぜひ続けていただきたいと思いますけれど、町長いかがでしょうか。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　自動車誤発進防止装置設置費補助金なんですが、実際にはですね、令和７年度につきましては先ほど町長説明したとおり、０件ということでございました。

これにつきましてはこういう形で方向性が出ております。今の段階では、見直しのことについては考えてはおりません。

〔１２番　飯島　衛君発言〕

１２番（飯島　衛君）　来年度はまた考えてみてください。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、１２番、飯島衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を１３時とします。

午前１１時３７分休憩

午後　１時００分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。４番大井俊一議員を指名します。

〔４　番大井俊一君登壇〕

４　番（大井俊一君）　議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

最初に、小中学生の町外活動についてご質問をしたいと思います。昨今社会問題がたくさん騒がしていますけれども、社会問題となる事件事故については複数の発生要因が重なることで初めて発生するものであります。また、反対に、その一つでも、取り除くことができれば、事故の発生を未然に防ぐことが可能でもあります。

今回の磐越道バス事故を例として考えてみると、報道されている内容からは、書面による明確な契約がほとんどないことと、責任ある立場の関係者がその内容をほとんど確認していないということが分かります。そのため、関係者の発言にも食い違いばかりです。

今後も吉岡町の児童生徒に関わる社会問題を発生させないために、このような事件、事故の発生を受けて、この教訓をどう生かしていくかが重要となります。まず、今後もこのような社会問題が発生しない吉岡町であり続けていただきたいので、現状の確認等をいたします。

吉岡町学校行事における小中学生の町外活動移動時の安全対策に関わる今までの実施してきた改善点、現状の問題点、改善を要する点について、運転手の資格技能の確認、契約書の有無、保険契約の状況等を中心に刑事訴訟や民事訴訟に十分対応で

きるよう、できるのか、お聞かせください。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　ただいまご質問頂きました学校行事である遠足や修学旅行等における児童生徒の移動につきましては、国から事業許可を受けた運送業者の貸切りバスやタクシーを利用してきております。

今後においても、引き続き現在の対応を確実に行ってまいります。当該自動車との間で成立している貸切りバスやタクシーに関する約款は法律に基づいたルールでございますので、万が一の事故においては運送約款に基づいて法的な対応ができると捉えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　次に、吉岡町学校週末、部活動における庁外活動移動時の安全対策に関わる今までの実施してきた改善点、現状の問題点、改善を要する点について、運転手の資格技能の確認、契約書の有無、保険契約の状況等を中心に、刑事訴訟や民事訴訟に十分対応できるのかお聞かせください。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　週末部部活動における町外活動時の移動についてのご質問になりますが、町で進めている部活動の地域展開に関わる地域指導者による活動も含め、公式大会については運送業者の貸切りバスの利用、または、保護者の責任による送迎により、送迎して移動しております。

公式大会出場の選手の貸切りバス利用費用は町で補助しており、万一の事故の場合は学校行事と同様の対応です。保護者による送迎については、それぞれの保護者の責任において対応することになります。

課題としては、公式大会出場以外で貸切バスを使用した際の費用負担の面、それと、やむを得ず保護者の運転で乗り合わせで出かけ、万一交通事故が発生した場合、当該生徒の保護者間での責任の所在等の問題が考えられます。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　以前は、吉岡町のマイクロバス等を使った先生等の運転による、そういったものも見られたと思いますが、現在ではそういったことはもうないのでしょうか。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　そういった事案はございません。

今回の事故事案を、事故をですね、受けまして改めて、教員の運転で児童生徒を乗せることが絶対にないようにということを確認をして通知をしたところです。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　早速の対応ありがとうございます。これからもそういう形で、子供たちの育成に当たっていただけると幸いです。次に、吉岡町スポーツ少年団における、庁外活動移動時の安全対策については、十分配慮の上、注意喚起を行っていただきたいと思いますが、このことについて町としてはどんな注意をされているのか、お聞きしたいと思います。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　吉岡町スポーツ少年団の町外活動移動時の安全対策につきましては、スポーツ少年団等に係る国や県からの安全対策に係る通知に基づき、できるだけ早く注意喚起及び周知を図りたいと考えています。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　スポーツ少年団等につきましては、やはり、民間、もう父兄を中心としたそういう活動になります。それについて、できれば、やはり、町としても知りえた情報等々で、そういった中でやはり子供、またこういう子供の父兄等が事故等で非常に大きな問題になって、子供自体には将来に関わるようなそういった問題になっても非常に困りますので、町としてはそういった情報の収集だとか、それから、それに対するアドバイスだとか、そういったもの、国の通知の内容は父兄だとかそれから地元の指導者については十分熟知しているわけではないと思いますのでそういったところで、町として今後、そういった関係者の方に情報の提供というのはできないでしょうか。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　安全対策に関わる、県や国からの通知も分かりやすく、できるだけまとめさせていただき、まとめさせていただいて、周知の間、注意喚起等を行っていきたいと考えてます。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　法律による規制されている内容だとか、また町の担当者のそれぞれの担当業務、そういった中で業務上知り得た情報だとか、自分の担当する業務またその担当部局ではない。業務の中で知り得たそういった情報等をある場合については、担当者や担当、その知り得た内容の担当部局等に通報連絡、そんな堅苦しい言い方じゃなくても、やはり、知り得た町内の情報について、関係するところに、連絡をする、そういったことによって、町民の子供たちの安全安心を、担保を確保していく。

また、そういった行為で、安全、町民、町内の子供たちの安全、安心がより確保されていた場合について、町としてそういう行為について、担当者や、また、担当者以外のところでも、そういう行為は非常に町民のためになる行為であるから、そう

いった行為を続けている職員について、評価をしていただく。

そういったことを続けていただくことで、担当者や担当部局の各職員が自信とやる気を持っていただいて、安心で安全な吉岡町にさらに活気ある吉岡町にしていくことが可能だと思いますので、そういった意味で今回の事故のような、そういった場合についても、教育委員会の中だけということじゃなくて、吉岡町の職員全体で、そういった悲惨な事故のないような吉岡町を続けていただけるようにそういう知識の共有等をぜひ続けていただきたいと思います。

続きまして、吉岡町各施設における利用者の安全対策についてお聞きします。

吉岡町には多くのスポーツ施設や文化施設がありますが、その利用者の健康や安全を守るために町としてどのような対応をとっているのかをお聞きします。

まず、スポーツ施設の保守点検はどのような頻度で実施しているのか。またその点検記録はあるのか。利用者からの施設の状況の申し出等の有無と対応の状況はどのように記録をしているのかお聞きします。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　町内のスポーツ施設の保守点検につきましては、法令で定められた所定の点検業務を実施しているほか、職員による点検を適時実施しております。

主な法定点検では社会体育館及び八幡山グラウンドにおいて、高圧電気設備の点検を２か月に１回の頻度で実施しております。点検記録につきましては、保守点検委託業者作成のものを確認した後に、保管をしております。点検で異常が確認された場合などは、点検業者に異常箇所の確認を行い、その状況と対応を業務報告書等に記録しております。

職員による点検では主に施設利用の不具合等に関する問合せや申し出があった場合などに、現場の確認と併せて点検も実施しております。

利用者のほうからは、不定期に申し出等の連絡がありますが、その都度職員が現場を確認し、その状況と対応を業務報告書等に記録し、必要であれば修繕等の対応を行っているところです。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　直接町が管理している施設以外にも、緑地運動公園のようなところについては委託管理になってるわけですよね。そういったところについてはどうなのでしょうか。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　緑地運動公園の指定管理という形になっております。そちら利用者等からですね申し出があれば当然修繕を行いますし、日々のですね、グリーン管理、見回りしておりますのでその都度ですね、そういうものがあれば対応してる

状況でございます。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　続いて文化施設の保守点検についてはどのような頻度で実施しているのですか。点検記録はあるのか。利用者からの施設状況の申出等の有無と対応状況はどのように記録しているのかをお聞きします。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　スポーツ施設の保守点検と同様と同様な形となりますが、文化センターにおきましては、空調設備、消防設備、高圧電気設備、エレベーター等の法に適合する頻度で法定点検を実施しているほか、維持管理上必要な点検として、自動ドアの外側を４か月に１回、内側を６か月に１回の頻度で実施しております。

そのほか、ホール施設の照明や音響施設が２か月に１回の点検など、維持管理上必要な保守点検を業者への委託で実施しております。点検記録につきましては、保守点検委託業者が作成したものを確認した後に保管しております。点検で異状が確認された場合などは、保守点検業者の異常箇所の確認を行い、その状況と対応業務報告書等に記録しております。

職員による点検では、主に施設利用の不具合等に関する問合せや申出があった場合などに、現場の確認と併せて点検を行っております。利用者の方などからは、不定期に連絡がありますが、その都度、職員が現場を確認し、その状況と対応業務報告書等に記録しております。

また、文化財センター及び三津屋古墳に関する保守点検は１か月に１回から３回、この程度で職員が点検を行っています。また文化財センターにおいては利用者にアンケートを記入していただいており、実際の声も参考にしております。今までのところ申し出が多いのは、草刈りや施設周辺の雑草管理に関する意見となっています。文化財センターにおいても、対応状況等について業務報告書等で記録をしております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　昨日の台風のときのそこの雨漏りなんかもありますので、点検関係については、もう町の財政状況は厳しいという、そういうことであればあるほど、早期の発見そして早期の修繕、そういうことによって経費の節減と長期、施設の長期寿命を延ばしていく、そういうことにつながり、しいては予算の効率的な活用にもつながると思いますので、ぜひとも点検を怠らずにやっていただけたらと思っております。

次に、吉岡町の各施設における利用者の安全に関わる確認方法はどのように実施し

ているのかお聞きします。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　各施設における利用者の安全確認は、利用日誌の記述内容の確認等で行っております。また、各施設の鍵の返却時の声かけや鍵が未返却であれば適宜連絡を行っておりますので、利用者とのコミュニケーションの安全確認の機会につながっているものと考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　現在河川敷のテニスコートのところで、一部破損しているところが見られているようですけれども、やはり、怪我に、利用者の怪我のもとにもやはりなりますので、そういったことについては確認はされているのでしょうか。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　テニスコートは確かにですね、かなりもう劣化しておりまして、一応修繕の必要があるということは認めております。今ですね、現在ですね、やはり全面改修となりますと費用がかかりますので、補修の方法等についてはですね、補修の業者とですね、話を重ねながらどの程度まで可能か、どの費用をどの程度の費用でできるかというのをですね、協議しつつ今後修繕を修繕に当たっていきたいと考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　テニスコートだけにとどまらず、やはり、施設の確認等、事前に大きなけが人が出ないような施設面での必要な管理、そういったところはぜひ今後も、早めに確認をして適切な修繕なり進めていただけたらと思います。

　では次に移ります。現在急激な温暖化に係わる安全な施設利用方法のガイドラインは作成されているのでしょうか。

　また、利用者の健康チェック記録の具体的な内容とその安全性、根拠はどのように担保しているのかお聞きします。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　学校教育で社会体育施設を利用する際は、町教育委員会作成の熱中症防止に係るガイドラインや学校の危機管理マニュアルをもとに安全管理が行われていると認識しております。

　一方、社会教育関係での利用に関しましては、現在のところ、施設利用に関する危険な暑さなどの気温を考慮したガイドラインの作成には至っておりません。

　今後、社会教育関係の県や国のガイドライン策定の動向に注視しながら、学校教育で社会体育施設を利用する際の町の熱中症防止に係るガイドラインをもとに、熱中症予防に対する注意喚起の具体的方法を検討します。

利用者の健康チェック等につきましては教育委員会事務局として、施設の利用内や利用後における利用者の健康状態等をチェックすることは実施しておりません。それぞれの利用団体の責任において健康管理に努めていただいております。

事務局が利用者の健康状態等を確認するためには、スタッフの常駐などの体制を整える必要があると考えられますので、現在のところ難しい課題であると考えております。

また、健康管理における安全性の担保については、利用者の健康状態を把握した上で、専門的な知見からの判断が必要になると考えられますので、同様に難しい課題であり、現状としては、病床の利用者の方の自己管理において、安全な利用を呼びかけていきたいと考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　私も、コロナ禍の時代に、まだ内容もよくわからなかったような、そういったときには、大体５、６０人集まるようなそういう事業をやっている最中には施設、公園やそういったところからではなくて自主的にやっていたわけですけれども、私も獣医師で防疫関係は専門でもありますので、必要なチェックリスト健康の参加者の健康のチェックリストみたいな簡単なモデルをつくってそれを、体温だとかそういったものを今ではおでこでピッてしてすぐ測れたりもしますから、そういうようなものを使わないまでも、健康を状態がいいとかそういうようなチェックリストみたいのを自主的に記録をしておいていただくというようなこと。

やはり、地球環境が非常に、どんどんどんどん変わってきて温暖化が非常に進んでますので、そういったところのチェックリストで、利用者が自主的に記入して、鍵の返還と一緒に提出しておいていただく。そういうことの積み重ねで、吉岡町のどの施設、どういう状況が進む温暖化に関係する環境変化を温度気温変化そういったものがどういう影響をしているのかというのを事前に把握をすることができて、大きな事故が発生する前に、そういった状況の確認をして、対処ができるのではないでしょうかというのが一つ思います。

先ほどテニスコートを、緑地公園のテニスコートについてお話ししましたけれども、緑地公園のテニスコートちょっと修繕が遅れているのですけれども、緑地公園のテニスコートについては冷水がいつも飲めるようになってますし、パークゴルフですね、時に設置したそれがあるので冷水がすぐ飲めるようになっているのと、日陰の休憩施設が付帯をしているというようなそういう状況などもあります。

それぞれ、そういうデータが積み重ねてとっていくことができると、そういったテニスコートはほかのところには冷水とかね、何もないですけれどもそういったような、何が必要なのかというようなそういったことを確認して、事故が発生する前に

対応ができるような形を進めていくことができる。そういうことも可能だと思いますので、そういった検討もしていただけたらと思います。

では次に進みますけれども、昨年の夏も非常に暑かったですが、今年も５月から過去最高気温を更新する温暖化に地点も記録される現状があります。

町民の健康を守るための温暖化に対する町に関わる施設の施設設備改善計画は、検討されているのかお聞きします。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　町の各種施設では、昨今の地球温暖化による酷暑が影響し、屋内体育施設における暑さ対策が課題になっているものと認識しております。

社会体育施設では昨年度から夏の期間において、社会体育館の柔道場及び剣道場へスポットクーラーを設置しております。暑さ対策は十分な状況ではないものと認識しておりますが、アリーナ等へのエアコン設置については、多額の費用が想定されますので、必要とされる他の施設整備にかかる費用面等も考慮した上で、検討を進めていきたいと考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　体育館一つとってもですね。卓球を練習している上の段ですとか、また学校の教室関係についても、パッケージエアコンがついてるところなどであれば、１階、２階、３階とか、階数、また最上階、東側にある、あるいは建物との関係で風通しがどうなのかということで、パッケージエアコンでもやはりそれぞれの部屋ごとの環境に適合をしたようなそういった管理設定、そういったものが必要になってくると思われますので、やはり、記録というものが非常に大切になってくると思います。

先ほどからちょっと繰り返しになるようですけれども、その部屋、体育館なりのフロアごと、それぞれの使用１日の使用の使用者のほうで、特に、気温室温そういったものの記録をとっておくことが非常に大切かと思います。国が定めるのは２８度ということでしょうけれども、同じパッケージエアコンが入ってる部屋であっても、また、送風機やいろんなものが使って、体温上がんないような調節をするについても、やはり利用時間帯の温度の記録、そういったものが確認できる日記のような形のもので、鍵を返すときに記録を回収して、施設の改善、効率のいい、一律に全部同じにすればいいというそういうことよりも、効率のいい使い方、そういったものを施設の改善の仕方、そういったものも可能だと思います。そういう施設の利用についてのチェックリストみたいなものは、お考えはありましたでしょうか。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　暑さ対策といったもののこれからの検討課題になります

が、今考えていますのがチェックリスト、熱中症対策で利用者の方がチェック項目で熱中症にならないようなチェックができる、そういった手軽にチェックができるようなものを各施設に備付けられればと考えているところになります。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　それとあと、直接的に町の施設という施設管理というところとはちょっと離れてしまうのかもしれませんけれども、うちの前で中学生たちが先ほど通学のバスありましたけれども、何もないところでバスを待ってると結構長い時間待ってる生徒さんなんかも非常にいたりしますのですけれども、交通安全対策とあわせて熱中症になるようなそういう状況なども見受けられますので、町の施設の一環としてですね、小学校のほうまではちょっと見てないですけれども中学生のバスの待ち受けの場所についても、少しこの地球温暖化と考えて、少しあと交通安全も含めて安全にバスを待っていられるようなそういったところの検討もぜひお願いをしたいと思うのですがそれについてはいかがでしょうかね。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　暑さ対策の施設整備等を今後またエアコンの設置の計画ですとか、施設系整備計画等がございます。そういったものと総合的に勘案しまして、待合い施設等を今後の研究課題になると考えているところになります。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　是非そういったところも含めて、暑さ対策関係について、もう残念ながら、地球温暖化は後戻りはほとんどする可能性ありませんのでぜひ計画的に、そして科学的な根拠を持って子供たちと町民を守っていくためにぜひ記録を残して、コストパフォーマンスのいい改善を目指していただけたらと思います。

次に、令和８年の吉岡町の熊対策についてお聞きします。

吉岡町として、全国の令和８年の熊の発見状況と事故発生状況の特徴をどのようにとらえているのかまずはお聞きをします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　全国的に、令和８年も熊の出没は高い水準で推移しており、住宅地周辺や通学路付近など、人の生活圏に近い場所での目撃が増えていると承知しております。

また、人身事故につきましても、山菜取りや農作業中の遭遇に加え、日常生活の場面での事故が発生しており、国においても対策強化が求められている状況でございます。

本町といたしましても、こうした全国的な傾向を踏まえ、住民の安全確保を最優先に、町の対策を進めてまいりたいと考えております。

議員ご質問の詳細については、産業観光課長より答弁をさせます。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　全国の令和８年における熊の発見状況及び事故発生状況の特徴についてお答えいたします。

環境省及び各都道府県の公表資料や報道等によりますと、令和８年度の熊出没は、令和６、７年度に引き続き、全国的に高止まり傾向が続いております。東北や北陸の中山間部を中心に多数の目撃があり、都市近郊や住宅地周辺での出没が増加しております。

事故発生状況でございますが、令和７年度と同程度またはそれ以上のペースで発生している状況と認識しております。特徴といたしましては、山菜取りや農作業中の遭遇が多く、人を恐れない個体、学習した個体が増加していると考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　今朝のニュースも、必ず最近は熊のニュースが出ているようですけれども、昨年近くでは、近くで熊が発見されたのは滝之沢川の利根川への河口周辺から吉岡町緑地公園にかけての河川敷、利根川河川敷の平地林の状況をどのようにお考えでしょうかね。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　利根川河川敷の平地林化については、近年、アカシアなどの樹木の繁茂、下草の密生が進み、見通しが悪く、野生動物が潜みやすい環境となっていることを確認しております。こちらの対応につきましては河川を管理する群馬県とも問題点を共有し、今後の対応について協議を行いたいと考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　吉岡分のところもすごいのですけれど、渋川の運動公園のほうも同じようにすごくもうジャングル状態。渋川から吉岡運動公園にかけてが本当にジャングル状態になってまして、昨年はそれで利根川の東側の吉岡の対岸周辺で大変多く見られて、普通に考えると吉岡へ、渋川、吉岡の西、西側へ利根川の西側へ渡ってきたと考えるのが一般的と思われますので、その辺のところでやはり、渋川市ともぜひですね一緒に県土木、それから今県知事は熊退治非常に熱心に考えてますので、ぜひそういったところで共有化していただいてですね。また、災害の面でも昨日台風通り過ぎましたけれども、余り吉岡は大きな災害がなくて済みましたけれども、一部の地域では非常に大変な状況でもありました。

そういったことで、大水が出た場合については利根川河川敷が森林状態になっているとやはり災害にもつながりますので、ぜひそういった点を含めましてですね、渋川市並びに前橋市と一緒になってですね、県にぜひそういった対策について共同で

進言をしていただくような形で取り組んでいただけたら幸いだと思います。

また、昨年は周辺工事の影響と思われますけれども、本来船尾滝周辺から船尾公園、船尾自然公園バーベキュー場の周辺ていうのはもともとは熊があそこにいて当然のところでしたけれども、水道の工事だとかそういった関係で工事があるとやはり、野生動物、大型動物はほとんど近寄りませんので大丈夫だったと思うのですけれども船尾滝周辺、バーベキュー場の周辺等を含めて状況についてどのようにお考えなのかお答えください。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　船尾滝から船尾バーベキュー場周辺の状況についてですね、議員おっしゃるとおり、昨年度は、周辺での工事等で人の往来が多かったこともあり、熊の目撃情報は確認はされておりません。

しかしですね、目撃が多発している渋川市と接していること、榛名山の裾野で沢など、動物が移動しやすい地形であること、またバーベキューなど人の利用が季節的に集中することで潜在的なリスクは依然として存在すると考えております。町としては引き続き警戒が必要な区域と位置づけて考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　他県の山間部の大きなキャンプ場等については、ラジオ大音量で流しっぱなし、人がいないときは流しておくというようなそういったところも多々ありますので、他県のそういう観光関係でクマ情報があって、その対策を等ですね、そういったところを、ぜひ研究していただいて、吉岡で被害が出ないような形で進めていただけたら幸いだと思っております。

それから次に、吉岡町における本年度の熊発見の可能性とその実施しておくべき対策とあわせてですね、猟友会との協力をどのように考えているのかお聞かせください。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　まず本年度の熊発見の可能性でございますが、全国的に熊の出没が高い水準で推移していることに加え、群馬県内におきましても、赤城山麓や周辺市町村での目撃情報が毎年のように報告されております。

吉岡町は西部に山が広がり、利根川沿いには樹木が繁茂する区域も存在することから、生息地の縁辺部に位置し熊が移動してくる可能性が一定程度ある地域と認識しております。

吉岡町西部の農地と山林が接する区域、船尾滝周辺から船尾自然バーベキュー場にけての山林近接区域、利根川河川敷の平地林が進む区域では環境条件として、熊が接近しやすい要素があるため、本年度も町内で熊が発見される可能性は十分にある

と考えております。

次、実施しておくべき対策についてでございますが、まず一つ目として、情報把握と通報体制の強化が挙げられます。熊を見かけた際の連絡先を広報や町ホームページ、ＬＩＮＥ等で明確に周知いたします。また目撃情報が入った際の連絡フローを文書化し、庁内で共有し、迅速な住民周知を防災行政無線やメール配信、ＬＩＮＥ等を活用し必要に応じて迅速に注意喚起を行います。

二つ目として、出没を呼び込まないための環境整備でございます。熊のえさとなる柿などの放置果樹や放置農地について、所有者への注意喚起を検討しております。ごみステーションにおける生ごみの管理についても検討の余地があるのではないかと考えております。

三つ目として、子どもの安全確保でございます。教育委員会や学校と連携して情報共有を図り、熊を見かけた際の基本行動、近づかない、走らない、大人に知らせるを指導いたします。また、山沿いを歩く際は、熊鈴の携行を求めるなどの啓発も行っていきたいと考えております。

四つ目として、議員おっしゃる猟友会との協力体制でございますが、緊急時に迅速に対応できるよう、猟友会と随時手順の確認等は行っているところでございます。また現段階では、緊急猟銃対応を含めたマニュアルの素案作成を行っているところであり、今後ですね、関係機関との協議を行っていく予定です。緊急銃猟などの事態に備え、役割分担や安全確保のための手順など迅速な対応が可能な体制を整えていきたいと考えております。

町といたしましては、住民の皆さまの安全を最優先に、関係機関と連携しながら熊による被害の未然防止に努めてまいります。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　ぜひ猟友会とも現状もしっかり把握していただいてですね、現在、檻で捕まえるという、まずは檻で捕まえるという状況、それを設定、それしかできない。猟友会員でライフルでもって撃てる人は、吉岡には１人もいません。会長が、唯一とめ刺しように使えるような猟銃は持ってますけれども、会員で持ってるのは、檻をかけてとる免許しか持っていません。入っても、会長がいなければ、とめ刺しができないのですね。

そういう状況でもありますので、ぜひ協力をして一緒に熊の対策をやっていくことに協力をしてくださる方をぜひ増やしていただいて、猟銃の免許って、ライフルで打てるようになるまでには最低、５、６年から１０年ぐらいかかるのですね、最初の免許を取ってから順番でないと、免許の取得資格がないということになりますので、早めに会長いなくなったらどうしようもなくなってしまいますので、ぜひそう

いったところでも、群馬県庁は、県庁職員は、無理やりだからあるのか分かりませんけれども、何人も１番下の免許、去年とらしたような、そういう経過もありますので、ぜひ役場の職員やれとは言いませんけれども、町内で協力をいただける方にぜひお声掛けをしていただいて、免許を持ってる方がいなくならないような、そういった対応もぜひお願いしたいと思います。

次に、吉岡町における民間団体についてご質問いたします。

最近、町内民間スポーツ施設で練習を積み重ねた選手が、町民じゃないですけれど、棒高跳びで日本新記録を記録したというようなことで新聞でも報道がありました。同じく、町内の施設で練習を積み重ねた選手が馬術競技において、国体昔の国体、現在の国スポですね、３位入賞という活躍がやはり新聞をにぎわした状況がありました。

近年の町内民間スポーツ団体関係の代表的な活躍や、競技者、育成実績はどのような状況にあるのか。町の把握状況及び町としての選手を関係人口としてどのようにとらえているのかをお聞きします。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　町内民間スポーツ団体関係者の活躍等につきましては、主に吉岡町スポーツ協会からの情報提供や、県からの通知、各種報道等により把握しているところです。

近年の町内民間スポーツ団体関係者における顕著な成績として、今議員から紹介がありましたほかに、スポーツ少年団バレーボール団及び剣道団における全国大会出場、各クラブチームに所属している選手における県大会優勝及び全国大会出場等が挙げられます。

競技者育成実績につきましては、選手の活躍が指導者の育成実績であるというふうに考えております。また、競技能力のみでなく、心身の健康向上にも貢献しているものと捉えております。

関係人口につきましては、総務省のホームページにおきまして、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指しますと掲載されております。

選手を含め、スポーツ関係で活躍した方が町の関係人口の人材として、例えば、地域間のスポーツ交流や中学校の休日部活動の地域展開における指導者等で、住民との橋渡し役として重要な役割等を担っていただけるものと考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　町民が、町外のスポーツクラブに所属して好成績を収める選手や、町内の施設で練習している町外の選手の活躍の状況の把握や、関係人口として町はど

のようにとらえているのかお聞かせください。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　町外スポーツクラブに所属している吉岡町民の活躍状況につきましては、県からの通知や選手等からの申し出等により確認しております。

町内施設で練習している町外の方の活躍等については、情報収集等は行っておりませんので把握はしていない状況です。

しかしながら、町内選手も含め、町内施設で練習をして活躍をした町外選手、こういった方を関係人口の人材としてとらえた場合、先ほど教諭、教育長が申し上げたように、地域間の交流発展に活躍する人材であると考えられますので、生涯学習や社会教育といった観点から、どういった取組ができるかなどについて情報収集を行いながら、研究をしていきたいと考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　同じようなことは、町内の文化芸術団体関係の代表的な活躍や社会参加の状況をお聞かせください。

町民が町外の文化団体に所属して好成績を収める方や、町内の施設で活動している町外の方の活躍の状況の把握や、関係人口として、町はどのようにとらえているのかお聞かせください。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　町民の日頃の文化活動の成果を発表する場として、１１月に吉岡町町民文化祭を吉岡町文化センターで開催しております。町民文化祭では、吉岡町文化協会の加盟団体による各種発表会や作品の展覧会を実施し、令和７年度実績では延べ約３，０００人の来場の実績となっております。

また、関係人口の関係になりますが、町内の文化団体に所属する吉岡町民の活動、活躍状況等についてはどのような団体に所属し、どのような活動をしているのかということになると思いますが、個人情報に当たる可能性もあり、事務局側から積極的に把握することはしておりません。

町内の施設で活躍している町外の方についても把握がしておりません。

しかしながら、関係人口の観点になりますれば、なりますと、互いの地域間における文化活動の交流等につながる貴重な人材であると捉えることができ、生涯学習や社会教育といった観点から、どういった取組ができるかなどについて情報収集を行いながら、研究をしていきたいと考えております。

〔４　番大井俊一君発言〕

４　番（大井俊一君）　町民や、関係人口、そういった方のいろんな場面での活躍というのは、子供たちの可能性を最大に伸ばしたり、年長者の経験を生かすことが、やりがい、

生きがいにつながり、町の知名度を上げることにもつながってくると思います。

これは町民になりたい人、町民であり続けたい人、町から出てもまた帰ってきたい、リモートで吉岡に住みながら活躍をしたい。そういった方を増やす１番大きなもとになると思いますので、ぜひ最もそういった観点で、町の行政を進めていただけると幸いです。

以上で大井の一般質問を終わります。

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、４番大井俊一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を１４時１５分とします。

午後　２時０１分休憩

午後　２時１５分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。７番小林静弥議員を指名します。

〔７　番　小林静弥君登壇〕

７　番（小林静弥君）　議長への通告に基づき、一般質問を行います。

①地域のつながりについて。（１）令和８年度予算の手応えについて、現状認識はということで伺っていきます。令和８年度予算では限られた財源の中で、事業の見直しや重点化が図られた一方、町民生活に直結する制度変更も行われました。そこでまず、令和８年度予算、予算編成から数か月が経過した現時点において、町としてどのような手応えや反響を認識しているのか伺います。

今まで本定例会でもいろいろな様々な議員が同じような質問をされておりましたが、今回改めてまた、再度お聞きします。自治会事務委託料削減の反響はということで伺います。

自治会は、地域コミュニティーの維持、防災防犯、高齢者の見守りなど、多面的な役割を担っております。一方で、役員の担い手不足や負担感も課題となっている中、自治会事務委託料の削減については地域から様々な意見もあるものと考えます。

そこで、各自治会からどのような声が寄せられているのか、町として現在の反響をどのように受け止めているのか。今後、自治会支援についてどのように考えているのかお伺いします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　まず最初のご質問に対する答弁をさせていただきます。

自治会の皆様からは、事務委託費の削減に対して多大な意見が寄せられております。一部の自治会の中には、自治会事務委託料の見直しを単純に自治会に対する補助金が減額されるものと誤解され、お金が減らせるのであれば、事業ができなくなるのではないかと心配する声もあると話を聞かされております。

また、もともと自治会事務委託料を自治会の事業費に充てていない自治会では、大

きな反発の声は上がっていなかったようでございます。

次の質問でございますが、現在の反響としてある程度は、各方面からご心配の声があることは予想しておりましたが、町としては、自治会の負担軽減が自治会運営上の大きな課題であると認識しており、時を同じくして、町広報紙の適正配布、そして歳出予算の削減が求められる中で導き出されたものが自治会事務委託料の見直しでありました。

この一連の取組により、町広報紙等を自治会の役員の方が配らなくてもよくなり、自治会役員の負担軽減につながったこと。自治会加入者以外の方へ、町の広報紙の配布がシステム的に可能となったこと。そして、結果的にポスティング業務をシルバー人材センターに委託したことにより、町内の高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進にもつなげることができたことなどを見ても、町としてこれらの取組は有効であったと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、自治会の中には、今回の見直しに対するご心配の声を上げている方もいらっしゃいますので、町としては、自治会からの声を真摯に受け止めるとともに、町の考えを丁寧に説明していきたいと考えているところであります。

３つ目の質問でございますが、今後の自治会支援に関して、町としては、自治会の負担軽減や自治会が抱える課題の解消に向けた各種支援に引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　今、町長からの答弁をいただきました。自治会の負担削減の一部を委託料の削減という形で自治会の活動をしやすくするという考えのもと、進められているということでした。自治会活動そのものが弱体化してしまえば、さらに別の行政コストがかかってしまうという懸念もありますので、地域力維持という視点で今後、自治会を支援を改めて進めていっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして吉岡健康Ｎｏ．１ポイント廃止による町の声ということで伺います。健康づくり事業は、医療費抑制や健康寿命延伸の観点からも重要な取組であります。そのような中、吉岡健康Ｎｏ．１ポイント、通称よしポが廃止となりましたが、参加されていた町民の方ほうからは様々な受け止め方があるものと思われます。町長も私も参加しております朝のラジオ体操会でも、よしポがなくなって残念との声が聞こえています。町長のお耳にも届いているのではないでしょうか。

今回廃止されたわけですが、町民の反応から見直される可能性はあるのでしょうか。反響、経緯を含め、次の３点をお聞きします。

まず一つ目、利用者や関係団体からどのような声があったか。二つ目、廃止に至った理由を改めてどう整理しているか。三つ目、今後の健康増進施策をどのように展開していくか。

以上お伺いします。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　ご質問のよしおか健康ポイント事業の廃止に伴う、１点目、利用者等の声、２点目廃止の理由、３点目、今後の健康増進施策について、一括して答弁いたします。

本事業は、吉岡健康Ｎｏ．１プロジェクト事業の推進を目的として、令和元年度より実施してまいりました。健診の受診や対象事業への参加に応じてポイントを付与し、景品と交換することで、町民の皆様の健康づくりを後押ししてきたところでございます。

１点目の利用者や関係団体からの声についてお答えします。例年のポイント交換者は平均約２００名であり、廃止に際して利用者から、残念であるとの声が数件寄せられたものの、大きな混乱や反響はなく、関係団体からの特段の意見もございませんでした。

２点目の廃止に至った経緯と理由についてお答えいたします。基盤となる吉岡健康Ｎｏ．１プロジェクト事業は、平成２３年度から１４年間にわたり、町民の皆様が主体となって運動や食育に取り組む健康なまちづくりを目指してまいりました。この間、各自治会において町民主体の多様な活動がしっかりと根付き、町民の皆様の健康意識改善に一定の効果を上げ、初期の目的をおおむね達成できたと判断したことから、令和７年度をもって同プロジェクトとともに、ポイント事業も終了した、終了としたものでございます。

３点目の今後の健康増進施策の展開についてお答えいたします。プロジェクト終了後も、自治会における食育や健康教育の要請に対しては、栄養士や保健師等の専門職によるサポートを継続いたします。さらに、病気の早期発見、治療を促すため、令和８年度からは、新たに前立腺がんの個別検診を開始したほか、特定健診の個別検診期間を延長し、受診機会の拡大を図っております。

今後も各種健康教室の開催や、迅速な情報発信に努め、町民の皆様が生き生きと暮らせる健康ナンバーワンのまちを実現、ナンバーワンのまちの実現に向け、きめ細やかな施策を展開してまいります。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　私もポイントをためてですね、毎年毎年いろいろなノベルティ交換を楽しみにしておりまして、トートバッグですとか、救急セットですとかですね、６、

７点持ってるんですけれども、全てコンプリートしようと思って楽しみにしてたんですが終わってしまってちょっと残念だなという個人的な意見もありますので、ご参考にしていただきたいと思うんですけれども、今後ですね、また新たな形で完全な復活でなくても、何かしらそういったモチベーションのあるですね、施策を、仕組みをつくっていただけるような研究を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、よしおか生活応援プレミアム商品券の実績と今後は、ということでお伺いします。物価高騰対策として実施されたよしおか生活応援プレミアム商品券は、町民生活支援と地域経済活性化の両面で期待された事業であります。

そこでお伺いします。ほかの議員も様々な形で聞いておりますが改めてお聞きします。１、現在までの販売実績や利用状況は分析しているか。２、町民や加盟店からの反響はどうか。３、地域経済への効果はどうか、４、今後の継続や類似施策について、どのように考えているか、以上お聞きします。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　よしおか生活応援プレミアム商品券の実績と今後についてお答えします。

１、まず販売実績と利用状況についてでございます。本商品券は発行総数２万３，１００冊に対し、５月末、２９日時点で１万５，２５９冊を販売しており、販売率は約６６．１％となっております。利用状況につきましては、加盟店からの換金申請も順次進んでおり、５月２９日時点４，６５６万９，０００円。販売済商品券額面との比較では約３０．５％と、地域内での消費喚起につながっていると考えております。

本事業は、４月２１日より商品券の販売を開始し、以降約１か月の利用を終えたところであります。今後、販売実績及び利用状況それぞれの傾向を分析してまいりたいと考えております。

２、次に町民や加盟店からの反響についてでございますが、町民からは家計の助けになった、普段買物をしている店舗で使えるのが便利といった肯定的なご意見をいただいております。一方で、販売時、文化センターでの混雑、平日の引換えが難しい、高齢者や障害のある方の手続に負担があるといったご意見も寄せられております。

加盟店からは新規の来店につながっている、客単価が上がったといった声をいただいております。

３、地域経済への効果につきましては、特に本事業では、町内での消費が増えることで、町内でお金が循環する効果が生じるものでございます。先ほどの換金状況か

ら鑑みましても、一定の経済波及効果が生じているものと考えております。

４、最後に、今後の継続や類似施策でございますが、本事業は、物価高騰の影響を受ける町民の皆様の生活支援として、多くの効果があった一方、周知方法、高齢者、障害者の方への対応、換金手続の負担など、検証を図るべき点も明らかになりました。

今後の継続、充実策につきましては、事業効果、町民の声、財源の確保、総合的に勘案しながら、より公平で利用しやすい制度となるよう検討してまいります。また、プレミアム商品券に限らず、地域内消費を促進する施策についても、商工会や関係団体と連携しながら研究してまいります。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　ご説明ありがとうございました。ただ一つちょっと気になるところなんですが、まだデータが全部ですね、出きっていないというところなんですけれども、利用店舗の偏りというところをですね、是非、分析研究してもらいまして、地元小売店の規模、地元の小規模小売店の販売実績ですね、券の利用のされた、その割合ですとか、その辺は大型店舗とのですね、バランスがその辺も不公平感がないように購買方も販売方もですね、どちらに対してもバランスのとれるようなそういった方向で見ていっていただけるとより喜ばれる商品券になるかと思います。

その辺の考え方、まだデータが出る前ですけれどもいかがお考えなのか、ひとつお聞かせください。

〔産業観光課長　渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）　当然ですね、まだ換金始まったばかりですので具体的な内容は申しませんけれども、集計に当たり当然ながら全店舗のうちの大型店舗数、小規模店舗とですね、お互いをどのぐらいの金額が使われたという集計のほうは今後の課題としてですね、行っているところですので、また改めてですね、結果が出れば、皆様にお示しできるものと思います。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　データが出ましたらぜひ教えてください。お願いいたします。

続きまして、吉岡町公共施設等整備基金への財調からの繰入れ見込みはということで伺います。公共施設の老朽化対策や更新需要が見込まれる中、計画的な基金積立ての重要性はますます高まっていると考えます。そのような中、先の３月議会では、吉岡町公共設備等整備基金条例が可決され、その基金の出どころとして、町の様々な収益から充てられる予定と伺いました。

財政調整基金から公共施設等整備基金への繰入れも見込まれているとのことでしたので、令和７年度決算が確定する前でありますが、現在分かっている範囲でどの

ような見通しを持っているのかを伺います。また、今後、財政調整基金残高とのバランスをどう考えているのかについても併せて伺います。お願いいたします。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　吉岡町は、財政調整基金と公共施設等整備基金のような特定目的基金の比率で見た場合、他市町村と比べて財政調整基金が多く、特定目的基金は少ない状況となってございます。

そのため、将来的な財政需要に備えて計画的に基金を積立てていく上では、使途が限定されない財政調整基金ではなく、使途が明確化できる特定目的基金に積み立てることが必要であるとの認識から、財政調整基金から公共施設等整備基金のような特定目的基金に振り替えていくことが必要であると考えております。

ただし、財政調整基金については、１５億から２０億程度が適正規模と認識しており、令和７年度決算見込額ベースの財政調整基金残高は約１７億７，８００万円で、概ね適正規模の範囲内ではありますが、毎年取崩しが続いており、適正規模で下回ることも想定される状況となってございます。

そのため、現状としては、財政調整基金から公共施設等整備基金への振り替えるのではなく、現状の財政調整基金の残高は維持した上で、歳入確保、歳出削減に努め、計画的に公共施設等整備基金も含めた特定目的基金への積立てを行っていきたいと考えてございます。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　では、財調からの繰入れはこの７年度決算では予定されないということで、今認識しましたけれども、昨日のようなですね、不意な大雨でやはり公共施設の修繕が早急に必要だなということを我々感じておりますので、その辺の積立てはですね、順調に捗りますように、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、地域のつながりを支える仕組みについて。近年、地域コミュニティーの希薄化や高齢化、担い手不足などにより、地域活動の維持が難しくなってきているとの声を耳にします。特に夏場の除草作業などは、地域によって大きな負担となっている一方で、地域のつながりを維持する大切な機会という側面もあります。そこで、地域の支え合いやつながりを今後どのように維持、活性化していく考えか、幾つか町の認識を伺います。

一つ目として夏の除草対策案について。夏期の除草作業については、近年の猛暑に加え、高齢化や担い手不足により地域住民の大きな負担となっております。特に自治会役員や一部住民への負担が集中しているとの声も聞かれます。その一方で、地域共同作業は住民同士の交流や支え合いの機会という側面もあり、単純な外部委託だけでは整理できない課題もあると考えます。その外部委託についても、費用や作

業時間、作業時期の集中によって、必要な時期に地域の要望に応えることが困難な状況と聞いております。昔は草刈りの後にお茶飲みをしながら世間話をするというようなことも地域のつながりの一つであったと思いますが、現在は暑さも厳しく、地域活動そのものの維持が課題となりつつあります。

そこで、１、現在町として、地域の除草負担をどのように認識しているか。２、自治会組織よりも細かく、一部委託できる地域協力体制づくりなど、新たな除草対策の可能性をどう考えるか、以上お伺いします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　例年、春と秋に道路愛護運動として、自治会を通じて地域住民の皆様に路肩の除草や側溝の清掃等をお願いをしているところです。

昨今、町道などの除草に関する町民の要望や苦情が非常に多くあるため、数年前から毎年除草を実施している箇所で優先度の高い場所に関しては、明治と駒寄地区に別けて、業者による除草業務を発注してるところです。

また、それ以外の夏場の町道の除草に関しては、基本的にはシルバー人材センターからの派遣を受けて、道路作業員による対応と、障害者福祉事務所に除草業務を委託して対応をしているところです。

次に、自治会組織よりも細かく一部委託できる地域協力体制づくりで、新たな除草対策というご提案でございます。

議員のご指摘のように、地域共同作業は住民同士の交流や支え合いの機会という側面がございますが、除草維持委託方法や事故に対する保険、対象とする団体の基準などに課題が多くあることから、現段階では難しいものと考えております。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　私も地元のですね住民の方から、町道に値するような河川の周りの散歩道、遊歩道とかですね、夏草の繁茂によって使用できないというような、そのような相談を受けまして何とか地元で対応できないものか、特にですね町に依頼するとシルバー人材センターの順番待ちだとか、そういったことで散歩に適し、適している時期終わってしまうというようなそういった相談も受けたことありますので、そのようなですね、もし予算的にシルバー人材に回せる予算がそういった地元地域のですね、小規模な協力体制そういったところに使えるような、そういった可能性があるのであればひとつ研究を進めていただきたいと思っての質問です。そのような研究がされる余地はありますでしょうか、再度お尋ねします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　群馬県が実施しております花と緑のグリーン大作戦というのがございまして、そちらがそのような一部地域の団体に対して補助をしておりまして、そ

れには要件が幾つがございますけども、そちらのほうを参考にですね、研究を進めてまいりたいと思います。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　ぜひともですね、小回りのきく対策の研究をよろしくお願いいたします。

続きまして上毛かるたの活用についてお伺いします。群馬県の郷土文化である上毛かるたは、子どもたちの郷土学習だけでなく、世代を超えて共有できる地域文化であると考えます。現在も群馬県内の多くの小中学校や子ども会活会活動などで取り組まれておりますし、テレビ番組等でも、群馬県民あるあるとして取上げられています。しかし一方で、近年は子ども会活動の縮小や地域交流機会の減少により、上毛かるたに触れる機会も少なくなっているとの声があります。

そのような中、渋川市では、大人の上毛かるた大会となるものが開催され、子どもだけでなく、大人世代も地域文化として楽しみながら関わる新たな取組も始まっています。また、群馬県知事山本一太知事も、上毛かるたについて、群馬県人のアイデンティティーと表現し、その文化継承に強い意欲を示しております。上毛かるたは群馬県民なら、大人になっても札を読まれると、つい反応してしまう共通文化であると思います。登る榛名のと言われたら、キャンプ村とすぐ出てくる人はこの中でも多いんではないでしょうか。世代を超えて共有できる、地域の共通言語のような存在ではないかと思います。

そこで伺います。現在、町内の教育現場において、上毛かるたがどのように活用されているのか。二つ目として、今後、地域コミュニティーや世代間交流の観点から、上毛かるた利用の可能性は考えうるか。その二つお伺いいたします。

〔教育長　山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君）　まず、学校における上毛かるたの活用状況についてお答えいたします。

小学校では社会科の授業において、地域の産業や歴史ということについて学習します。３年生では吉岡町のことを、４年生では群馬県のことをそれぞれ他の地域と比較しながらその特徴について学びます。その中で両小学校ともに、４年生で上毛かるたについて、興味関心を持たせるための導入段階で活用をしております。また、読み札に描かれた産業や歴史、文化について自分が興味を持ったものをさらに詳しく調べる学習へと展開しています。また、日本で最初の富岡製糸として世界遺産にも登録された富岡製糸工場に毎年４年生が社会科見学に訪れますが、やはりそのきっかけとして、このかるたも利用されております。

また、駒寄小学校にはかるたクラブがありまして、年間１０回程度でありますが活動の中で上毛かるたに取り組んでいます。明治小では、５年生の図工の時間に上毛

かるたの絵柄をモチーフにした版画の作成に取り組みました。高学年ではレクリエーションとしてクラスで取り組んだり、雨の日に外遊びができないときに上毛かるたで遊ぶ子もいるとのことです。

なお、中学校では文芸部の部活動の中で、レクリエーション的に上毛かるたで楽しむということがあるそうです。

地域コミュニティや世代間交流の観点からの、上毛かるた利用の可能性につきましては、教育委員会事務局長から答弁させます。

〔教育委員会事務局長　深谷智洋君発言〕

教育委員会事務局長（深谷智洋君）　ご質問いただきました地域コミュニティや世代間交流の観点から、町内で上毛かるたに関連して行われている各種活動を洗い出してみました。

現在、子ども育成会の活動として、毎年冬季に吉岡町子ども会上毛かるた大会が開催されています。異年齢の児童間の交流を深め、郷土愛を醸成する一助となるほか、保護者、高齢者、地域住民が、指導や運営に関わることで、世代を超えた地域コミュニティーの活性化が図られています。明治地区、駒寄地区ごとに予選を行い、その代表児童が町の大会で対戦し、町代表選手が北群馬郡大会、そして県大会にもつながるものです。

また、町内７つの自治会で実施してます放課後見守り教室において、上毛かるたにより世代間交流が図られている実態がございます。

年配の方が児童に上毛かるたを教え、児童が年配の方にウノを教えるなどの交流が生まれています。かるたを一緒に楽しむ中で、親や先生以外の地域の大人と触れ合い、札の背景にある地域の歴史や昔の様子を、上の世代から直接聞く機会となっています。

放課後見守り教室で上毛かるたに触れ、楽しいと思った児童が保護者にかるたを買ってもらい、家庭内でも楽しむなどの広がりも見せており、家庭内交流の一助ともなっているケースもあると聞いております。

今のところ、上毛かるたを活用した新たなイベントを具体的に構想している段階ではありませんが、町の各種社会教育関係団体が交流を目的とした行事等を立ち上げ、立ち上げる際に上毛かるたを活用して、世代を超えて楽しめる機会の創出について、教育委員会事務局からのヒントの一つとして提案していくことも検討できるのではないかと考えております。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　現在でも育成会を中心に小学生の間でかるた大会が開かれていると聞いて少し安心しました。今ですね、上毛かるたの大会をやってないところが自治体

でも増えてきているというようなことを聞いたことがありましたので、我が吉岡町でもですね、上毛かるたの文化が火が消えかけているのじゃないかと思って少し心配したんですが、今のお話ですと以前のように続けて開かれているということで、やはりですね、上毛かるた、先ほど答弁にもありましたように、地域の文化を勉強することですとか、それから、歴史的なもの、それから観光的なもの、いろいろなものを学びまして、それで群馬県、県内外にですね、いろいろな話で群馬県のことを、伝えられるというような機会も、大人になって付き合いが県外の人とかと広がりますと、そういったことに役立つというようなこともありますので私としては個人的にぜひですね、上毛かるたの文化は進めていってもらいたいと思っておりましたので、今後ともですね、それから一つ提案といいますか、大人になってもですね、上毛かるたに触れるような機会が吉岡町の中でもあったらいいなと思いまして、親子孫３世代の１チームによる県、町内の対抗戦とかですね、そのような企画も、地域のつながり等を考えた上での、新たな企画として考えていただけるとまた、新しい可能性もあるんではないかと思いますので、ひとつ、参考にしてみていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、町内公園の在り方について伺います。公園は、子供の遊び場としてだけでなく、健康づくりや交流、防災など、多様な役割を持つ公共空間であると考えます。

近年は、ライフスタイルや、地域課題の変化に伴い、公園に求められる役割も変わってきているものと思われます。そのような公園ですが、とかく我が吉岡町では、気軽に行ける公園が少ないとの声を多く耳にします。現在では漆原地区の天神東公園と道の駅よしおか温泉が新たによしおか温泉公園として改修が進んでいるところでありますが、今後の町内公園の在り方について、町の考えを伺います。

子供だけでなく、大人や高齢者もつい立ち寄りたくなる公園とするために、現在、公園のイメージは、主に子ども連れの親子や家族の遊び場としての需要が多いものとされておる認識ですが、一方で健康づくりや交流の場として、大人や高齢者にとっても居心地のよい空間づくりが求められている所でもあるべきと考えられます。目的がなくても、ちょっと座って一息つける場所の価値は今後ますます高まるのではないでしょうか。例えば木陰やベンチ、ウォーキング動線、健康遊具、気軽に休憩できる空間、さらに言えば、大人も童心に帰って遊びたくなるような遊具や施設があるとか、世代を超えて滞在しやすい環境なども重要ではないかと考えます。

そこで、現在の町内公園を今後多世代が利用しやすい老若男女を問わず、近くを通りかかった全ての人がつい立ち寄りたくなる公園となるような、町長の言葉をお借りすれば、誰もが行ってみたくなる公園となるような、こういう整備をどのように

進めていくかお聞きします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　基幹的な公園である上野田ふれあい公園及び城山みはらし公園は、主に町民の利用を目的とした公園の位置づけで、多くの町民に利用を頂いております。既存の公園施設を有効に活用して、子どもだけでなく大人や高齢者の立ち寄りたくなる公園づくりに努めてまいります。

また、つい立ち寄りたくなる、誰もが利用したくなる身近な公園の整備計画については、現在取り組んでいる都市計画マスタープラン改定の中で公園に関するインタビュー調査の結果などを踏まえて、身近な公園の配置計画等を検討してまいりたいと考えております。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　次に様々な拠点としての在り方についてお伺いします。公園は平常時の憩いの場であると同時に、災害時の避難や地域交流、健康づくりなど、多機能な役割を担うことが期待されております。また近年では、キッチンカー、健康イベント、地域交流イベント、防災訓練、子育て支援、支援活動など、公園を地域活動の拠点として、活用する事例も見られます。

そこで町として、公園の多機能化をどのように考えているか、地域コミュニティー形成の場としてどのような活用可能性があるか、防災福祉、健康づくりなどとの連携をどう考えるかお伺いします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　公園の多機能な役割について、防災面では、城山みはらし公園は非常用トイレや防災あずま屋など防災施設を備えた公園であり、榛東村との協賛で令和５年に榛吉マルシェを開催したところです。

また、上野田ふれあい公園では、自治会活動やグランドゴルフ代に使われており、ほかにも保育活動や高齢者の健康や生きがいなどに寄与しております。

現在、改訂作業中の都市計画マスタープランにおいて、公園整備の方針を定め、公園が不足している地域の検証を行い、具体的な公園施策を示していきたいと考えております。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　ぜひですね、大人もついつい立ち寄って遊びたくなるような公園が町内にたくさんできるようよろしくお願いいたします。

続きまして住み続けたいまちのために、ということで伺います。人口減少や地域コミュニティの変化が進む中、これからのまちづくりにおいては単に住む場所としてだけでなく、住み続けたいと思える地域づくりが重要になっていると考えます。そ

のためには利便性だけでなく、地域への愛着や誇り、まちの個性を感じられることも大切ではないでしょうか。

そこで、まちの魅力や地域愛着の醸成について伺います。１、町への愛着を育てるには、近年自治体間競争が進む中、ここで言う競争とは、様々なランキングで表示されるというような意味で競争としております。そのような競争が進む中、人口減少対策だけでなく、選ばれる町、記憶に残る町としての地域ブランド形成が重要になっております。本町は交通利便性や子育て環境に恵まれ、人口増加が続く一方で、全国的な知名度という点ではまだまだ大きな伸び代を持っていると感じております。また、町民１人一人がふるさとよしおかに誇りや愛着を持てるようなシビックプライドの醸成も重要な時代になっております。

そこで、吉岡町の魅力発信と地域ブランド向上の観点から提言を含め質問いたします。私たちは幼少の頃より、榛名山麓の水沢山の山肌にある針葉樹林が見る角度によっては、巨大な怪獣や恐竜のような模様に見えるという独特な景観であると感じております。ここにいらっしゃる多くの吉岡在住の方の中には、私が何を言っているのかご理解いただける方も多いのではないでしょうか。

ここで資料の写真をご覧ください。４枚の写真を用意しました。これはですね、いずれも榛名山、水沢山を撮影した写真です。月が写っているですね、二つの写真はどちらも、お正月の時期に、ちょうど満月に近い月が榛名山に沈む時間帯ですね。ちょうどラジオ体操が終わった頃の時間帯なんですが、この月と一緒に榛名山を撮影したものです。そしてカラーが鮮やかのほうですね、上の写真は、これは船尾滝のキャンプ場の近くの貯水池の、貯水池の近くからちょうど榛名山を撮りました。その下はですね、これはよしおか温泉公園の近くから、これもラジオ体操の帰りに朝方にですね、榛名山の方面に虹がかかるというのは非常に珍しいそういった景観でしたのでたまたま撮影しました。

いずれもですね榛名山はこの水沢山を見ていただきますと、怪獣がですね、ワニのような口を持った怪獣が上を向いてですね、歩っているようなそういった模様に見えなくもないかなというように感じてもらえると思います。これはですね私がですね小学生の頃にはもうこのような模様でした。ですからもうかれこれ５０年近く、榛名山にはこのような模様があります。もっとですね古くから、もちろんあることはあると思うんですが、私の記憶では５０年ぐらい、もしかしたら１００年ぐらいこの恐竜のような怪獣のようなですね模様が水沢山に鎮座していると考えられます。

こうしたですね、自然景観に対して、何かに見えるという見立てを活用した地域づくりは、全国でも観光資源化や話題づくりにつながっている事例があります。特に近年はＳＮＳ時代において、思わず写真を撮りたくなる、誰かに話したくなる、子

供たちが親しみを持てるといった物語性のある地域資源が町の認知度向上にもつながる時代となっております。

そこで伺います。本町として、こうした地域景観を活用した遊び心あるシティープロモーションについて、どのように考えているでしょうか。また、景観の愛称化や、フォトスポット化、町民参加型のネーミング募集などを通じ、町への愛着醸成につなげる考え等はあるでしょうか、お伺いします。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　現在、町は交通利便性や子育て環境に恵まれ、人口増加が増え続けている一方で、地域への愛着や誇りを共有するための施策、施策がまだ十分とは言えません。このため、地域の魅力を引き出しながら、町民一人一人がふるさと吉岡に誇りを持つことができるような施策を検討する必要がございます。

ご提案の遊び心あるシティープロモーションや景観の見立てを活用した地域づくりに関しましては、非常に興味深い試みであります。自然景観や文化資源を活用した取組は近年のＳＮＳ時代において写真映えするスポットや、地域ならではのストーリー性を持った資源やまちの認知度向上につながることは、様々な事例からも明らかです。こうした取組は、観光資源化や地域の話題づくりに貢献する可能性があります。

一方で、施策を実現するためには、幾つかの課題が存在することも事実でございます。地域資源の発掘やプロモーションの策定、そのプロセスを円滑に進めるための体制や調整が必要です。町の資源を最大限に活用するためには、他の自治体との差別化を図り、よりインパクトのある施策を検討する必要がございます。また、地域ブランド向上には、住民が地域の構成員であると自覚し、さらにまちを良い場所にしていこうとする意思も重要であり、なかなか腰を据えて取り組まなければならない大きなテーマかと思います。

今後とも町は地域の発展に向けたご意見を賜りながら、まちの魅力を引き出し、シビックプライドの醸成に向けた取組を継続的な課題として取り組んでまいりたいと考えております。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　地元の人間にとってはですね、当たり前の榛名山の景色だと思うんですけれども、そうですね、フォトスポットづくり、話題づくりなどですね、今後考える上で、やはり遠くから来た人に、吉岡に入ったら怪獣が見えるんだよというようなこと、子供さんにも喜ぶようなですね、これは一つの案としてお聞きいただきたいんですけれども、そのような遊び心のあるプロモーションをですね是非、いろいろな課題があるとおっしゃいましたが研究を進めていただければと思いますので

よろしくお願いいたします。

続きまして、ネーミングライツの可能性はということでお聞きします。近年、公共施設へのネーミングライツ導入は財源確保だけではなく、地域企業との連携や地域ＰＲの側面も持つようになっております。今までも他の議員からの質問で、町は来年には導入できるようにガイドラインを作成中とのことでした。現在の進捗状況はいかがでしょうか。

そしてその中には、建物やグラウンドなどの公共施設のほか、橋梁や歩道橋などの交通インフラも考えられるとのことでしたが、町道もネーミングライツの対象として考えられると思いますが、吉岡町としてネーミングライツをどのように捉えているか。また、地域愛着や町の魅力発信につなげる可能性をどう考えていけるか、今後の研究可能性についてお伺いします。

〔企画財政課長　齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君）　ネーミングライツについては、３月議会でガイドライン案の作成を進めていると答弁させていただいたところでございますが、今年度は、ガイドラインに基づき、管財部署と施設管理部署で協議を進め、募集をしていきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、ネーミングライツは地域企業との連携や地域ＰＲの側面も持つものであるほか、町道については、他市町村でも導入している実績があり、町でも導入できる可能性はゼロではないと考えております。

ただし、これまで町では導入実績がなく、町内企業や地域企業の吉岡町のネーミングライツに対する需要が把握できていないことや、募集に関するノウハウがないことなどから、まずは今年度中に１施設を目的に進めているところであり、ガイドラインの中では、町道は対象に含めておりません。

まずは、公共施設へのネーミングライツの導入を着実に進め、需要を把握し、ノウハウを蓄積した中でネーミングライツによる町の魅力発信や町道への導入についても、研究していきたいと考えております。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　まだ研究段階ということでですね。いきなりいろいろなところに手を出すというのも難しいと思います。ただですね、吉岡町内では県道渋川高崎線が現在では町道小倉陣場線となっております。例えばその小倉陣場線がですね、小倉乾燥芋道路とかですね、そのようなネーミングがついたとしたら、やはり、宣伝効果ですとか、アピール度はかなり強烈にインパクトのあるものだと思います。その辺も含めて考えていただいて、研究を進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、関越自動車道駒寄ＰＡスマートＩＣ名称についてお伺いします。関越自動車道の駒寄ＰＡスマートＩＣは、吉岡町への重要な玄関口の一つであります。一方で、駒寄という名称は、地域に根づいた大切な名称でありますが、駒寄という名称だけでは、町外の方に吉岡町との結びつきが伝わりにくいとの意見もあります。

近年は全国的にも、自治体名や観光地名を活用したインターチェンジ名称変更による地域ＰＲ事例も見られます。以前にも他の議員からの質問に、町長は駒寄という名称に愛着があるとの答弁を記憶しておりますが、現実問題として名称変更にはかなり高いハードルがあることも承知しております。しかしながら転入者の多いこの吉岡町ではなぜスマートＩＣが吉岡ではなく、駒寄なのだろうと疑問の声を聞く機会が多くあります。もしも何年後かに高速道路の案内板に吉岡の文字が表示されるようになれば、町の子供たちにとっても、もちろん町民にとっても、高速道路に町の名前が出ているというのはちょっと誇らしい気持ちになるのではないでしょうか。

吉岡町の認知度向上の観点からも、郷土愛を育む観点からも、将来的な名称見直しの可能性について、研究する価値はあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか、改めてお伺いします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　駒寄パーキングの名称は、関越自動車道の開業当時、地元要望により名称が決定された経緯があり、地名ではなく、旧町村名の駒寄を採用しています。また、パーキング接続型のスマートＩＣの場合は、利用者の混乱を避けるため、原則としてパーキングの名称を用いることとされております。

駒寄スマートインターチェンジの場合、パーキングの名称変更も伴い、インターチェンジ単独の変更と比べて、名称変更に係る費用が莫大になることが想定されます。また、約４０年もの間、駒寄を使用しており、駒寄の名称で広く一般に認知されていることからも、名称変更には慎重な対応が必要と考えております。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　そうですね、地元の人から見れば４０年、駒寄地区、明治村、駒寄村の昔を知ってる人からすれば駒寄という地名が駒寄地区にあるＰＡ、スマートＩＣの名称となっていることに対して納得はできると思うのですが、先ほど申し上げましたように転入者の多いこの吉岡町、それでですね、吉岡の名前を説明するときにですね、地図上にインターチェンジ、パーキングエリアがあればそれもまた分かりやすいですし、なぜ駒寄なんだろうというのをやはり歴史的な部分から説明の必要もあるということで、今すぐに変えてほしいというわけではありません。

ただ、子供たちの郷土意識にもつながる、地域愛着という視点も持てるということでですね、何とか駒寄という名前に吉岡をつける、吉岡という町名と同じ施設の名

前に変えるというような可能性を検討する、そういった価値はないでしょうか。莫大な費用がかかると言いましたが、費用がかからなければ、変えていいということであれば、変えますか、どうでしょう。その辺の考え、もしもということなので、あまり意味のない質問かもしれませんが、もし費用がかからなければ、吉岡に変えていいということであれば、変えられると思いますか、その辺はどう考えていますか。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　先ほどの答弁のとおり、スマートＩＣの名称の認知度を鑑みると、前橋市との調整協議も必要となるため、名称変更には慎重な検討が必要と考えております。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　できない理由はね、いろいろとあると思います。もしできるものだとしたら、どのような方法があるか、先ほども言いましたようにいろいろなですねメリットも考えられると思いますので、一つの研究案としてお気にとめていただければと思いますので、またこの質問は、改めて私のほうでも研究を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、町民の安全・安心についてお聞きします。（１）防災に関するアップデートは。近年、全国各地で豪雨災害や地震災害が頻発しております。災害はいつか来るものではなく、いつ来てもおかしくないものという認識が必要な時代となりました。吉岡町においても、防災対策は年々進められておりますが、一方で、時代の変化や住民ニーズに合わせた防災のアップデートも重要であると考えます。そこで今回は防災訓練、避難所運営、そして各家庭での備えについて伺います。

１番目として防災訓練について、現在町で実施している防災訓練について参加状況や課題をどのように認識しているでしょうか。防災訓練というとどうしても毎回同じになりがちな部分もあります。場所についても非日常な場所ではなく、日常的に訪れる場所を想定することがいざというときに役立つものとなるのではないでしょうか。また近年では炊き出し体験や宿泊型避難訓練、防災キャンプ形式など、体験型の訓練を取り入れる自治体も増えております。防災を難しいものではなく、参加したくなるものにしていく工夫についての町の考えをお聞きします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　防災訓練も実働訓練、図上訓練、通信訓練と多様であります。ご質問の防災訓練の課題と現状ですが、近年の実績を申し上げますと、令和６年１１月に河川敷グラウンドにおいて総合防災訓練を実施しました。

このときの総合防災訓練では、運営の都合上、訓練参加者が限られてしまうという

課題があったとともに、見学者のアンケートでは訓練を体験してみたかったという意見もいただきました。それらを踏まえて、令和７年４月に協力機関との共催で、家族、地域で考える日常防災をテーマに防災啓発イベントである吉岡防災デイズを実施したところでございます。

今年度も総合防災訓練を予定しておりますが、来場した方が広く体験でき、防災を身近なものとして捉えていただくこととともに、参加したくなるものとなるよう、企画、運営していきたいと考えているところでございます。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　２年に１度の総合防災訓練ですけれども、今年計画されているのはどのようなものでしょうか。一方で実際の災害は想定外の連続でもあると言われています。日常的に利用する公園や商業施設周辺など、普段の生活空間を意識した訓練も重要ではないかと思いますが、どの辺で行われるか、もし予定等があればお伺いしたいと思います。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　今年のですね、総合防災訓練につきましては、今のところ１１月の１４日の土曜日に開催予定で検討をしているところでございます。内容につきましては現在検討中ということで詳細はまだ未定でおりますので、また明らかになりましたらお伝えさせていただきたいと思います。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　分かりました。ぜひ目新しいですね、皆さんで参加したくなるような防災訓練を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、避難所について伺います。近年では避難所における生活環境の改善が全国的な課題となっております。特に高齢者、乳幼児、女性、障害のある方など、多様な立場への配慮が重要視されておりますが、吉岡町の避難所環境について、現状と課題をどのように認識しているでしょうか。避難所はただ命を守る場所から一定期間生活する場所へと考え方が変わってきています。大規模災害に対応する場合、町では収容人数、収容期間をどの程度想定されておりますでしょうか。また、段ボールベッドやパーテーション、簡易トイレ、空調設備などの備蓄整備状況についてもお尋ねいたします。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　現在、吉岡町では指定一般避難所、指定福祉避難所として３９か所指定しております。

これら避難所環境の現状と課題ですが、災害発生時に被災者が一定期間生活を送るための施設である指定避難所について申し上げますと、冷暖房設備、停電時の対応

等が考えられます。これらを解消するためには非常用電源の確保や燃料の確保、事業者との協定締結などが検討課題になると考えられます。加えて議員ご指摘の要配慮者の生活環境についても考えなければならないと認識しております。

また災害、大規模災害時の対策としまして、他市町村や各種企業との災害協定を結ばせていただき、発災時の物資確保等の課題を解消するよう努めているところでございます。

大規模災害時の避難所の収容人数等でございますが、同様の質問を以前いただいたときには、新型コロナウイルス感染症に配慮した数値として、長期の避難所生活を送ることを想定した場合、指定一般避難所では町内小学校、小中学校３校の体育館と町社会体育館で２７８人、町コミセン、町文化センター、明治、駒寄の学童クラブ施設等で計２５６人、合計で５３４人を想定していると回答させていただきました。

また、指定一般避難所として単独で指定されている体育館などの施設だけでは、避難所が避難者が受入れられない場合については、指定緊急避難所、避難場所と、指定一般避難所を兼ねて指定されている各自治会の集会施設等を、さらに、それでも受入れ切れない場合については、災害時の施設利用に関して災害協定を締結している民間事業者の施設を活用させていただき、避難者を受け入れることを想定しておりますとの内容でございました。

物品等の準備状況については段ボールベッドは３２５個、パーテーションが２６０個、簡易トイレが２８台、携帯トイレが、３，９６０個となっております。

また、空調設備などの整備状況ですが、大規模災害時に長期の避難生活を送ることを想定している施設としましては、町のコミセン、文化センター、学童クラブの施設等についてはエアコンが設置されておりますが、小中学校の体育館と社会体育館にはエアコンは設置しておりません。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　時間がなくなりましたので最後の質問とさせていただきますが、先ほどの５３４人、これはコロナ禍での数と聞いておりました。現在では、これにどのくらい上乗せさせられると見込んでおりますでしょうか。それだけお聞きします。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　現段階ではですね、今後の感染症の対応等も含めまして、今のところはこの数字でいきたいと考えております。

〔７　番　小林静弥君発言〕

７　番（小林静弥君）　以上、７番小林一般質問を終了いたします。

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、７番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を１５時３０分とします。

午後　3時１６分休憩

午後　3時３０分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。９番飯塚憲治議員を指名します。

〔９　番　飯塚憲治君登壇〕

９　番（飯塚憲治君）　それでは９番飯塚、通告書に従い一般質問をいたします。

質問が三つあります。まず質問１です。吉岡町都市計画マスタープラン、これに関して質問いたします。

まず質問要旨の１番目、吉岡町幹線道路の総仕上げへの取組をお尋ねします。吉岡バイパス、県道前橋伊香保線の建設は宮東交差点から仮称杉下交差点までが、２０２９年までに着手することになりました。これからの課題は、当該工事の早期着手、及び仮称杉下交差点から左右に分かれる東西の道、東側は前橋渋川バイパスまで、西側は新高崎渋川バイパスを接続する道路の建設であります。

この道路の建設は、吉岡町として最後に残った幹線道路計画であり、本町のさらなる発展に欠かせない、欠かすことができない幹線道路の総仕上げとなる整備案件です。

ここで考えてみますと、吉岡バイパスの一部、宮東交差点から仮称杉下交差点までの建設計画が決定された理由は、関越高速道路の東側で、渋川市と本町が接続する区域、ここに工場の誘致、整備計画のためであると考えられます。

そこでお尋ねいたします。吉岡バイパス、県道宮東交差点から仮称杉下交差点までの区間の工事計画の現状、また一方、関越高速道路東側の渋川市と吉岡町との隣接地域、ここへの工事誘致計画の双方の進捗状況をお聞かせください。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　現在、吉岡バイパス延伸の事業着手に向けて、県、渋川市、吉岡町の３者で、吉岡バイパス整備に関するまちづくり勉強会を行っており、課題の整理や役割分担などについて協議しているところでございます。

また、関越自動車道東側の仮称杉下交差点の付近の地域はクリーンエネルギー関連拠点構想のエリアの候補地で、主に工業系での土地利用を想定しているところであります。

まずは、新たな産業団地として、クリーンエネルギー関連拠点構想を、現在改定中の都市計画マスタープランに位置づけることが重要でございます。

なお、県に対して、１日でも早い吉岡バイパス延伸の事業着手を強く要望しているところでございます。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　県に強く要望していただいてると、大変ありがたいことです。そうすると、県からの今までの返答は２９年頃までに着手するということですけれども、いつ頃着手するか。そういった内容についてはどうなっているでしょう。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　今のご答弁したように要望をしているところでございます。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　そうすると残念なことですけども、後４年ですよね、来年に着手するということですけれども。最大４年みますと、いつ着手できるかわからないということですね。なるべく早くやれるように、町長のご努力をよろしくお願いいたします。

次の課題となりますのが、仮称杉下交差点から新高崎渋川バイパスまでの区間の接続の道路建設です。

１０年先に始まる吉岡町の人口減少、吉岡町を取り巻く周囲の自治体は、それより早い時期と早い速度で人口は減少します。それに伴って、社会インフラのトリアージが進んでいくと思います。

そうなったときには、インフラのトリアージだけでなく、今後は社会の施設やサービスを人口に合わせた規模とレベルに調整していく社会、今までどおりに右肩上がりあるいは右肩下がりとは言いませんけれども、それに関係なくインフラをどんどん整備してきた、そういう時代ではありませんよということであります、ということは言われ始めています。必要性がない、理由がない、現状設備でも間に合うという状況下では、新しい幹線道路建設計画はスムーズに進まない状況になりつつあります。

理由がなければ物事は動きません。そこで私が心配なのは、宮東交差点から仮称杉下交差点までの区間１．３キロの工事着手が今回決定されたのは、宮東交差点までは完成し、それが供用開始されてから２０年以上の経過したその後であるということであります。なかなか動かないのが現状です。

そこでお尋ねします。県道前橋伊香保線、仮称杉下交差点から新高崎渋川バイパスなどの建設に向けての方策、どのように今回の吉岡町都市計画に組み込んでいくのでしょうかお尋ねします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　都市計画道路大久保上野田線は、仮称杉下交差点までの吉岡バイパス延伸と未整備の渋川市の都市計画道路半田南線と一体をなす道路でございます。

なお、現在は、吉岡バイパスの延伸の早期着工に注力しているところであり、都市計画道路大久保上野田線は、その目途がたった後に、群馬県と協議をしていく予定

でございます。引き続き、都市計画道路大久保上野田線は、都市計画マスタープランにおいて、二つの核と四つの軸のまちづくりの軸として位置づける予定でございます。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　私がお聞きしてるのは、そういうふうに今改定中の都市計画マスタープラン、そこには当然載っているのは分かってますけれども、それを早期に解決する建設の目途をつけると。そういった方向に持っていくためには、今回どのような方策を考えているのですかという質問です。

〔建設課長　大澤正弘発言〕

建設課長（大澤正弘君）　現在改定中のですね、都市計画マスタープランにおいては、二つの核と四つの軸のまちづくりの軸として位置づける予定でございます。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　ちょっともう少し深く考えていただきたいと思います。それはこれからまたお話しします。

質問要旨の２です。吉岡町都市計画マスタープランの目指す幹線道路沿線の、今度はその周辺の土地利用計画を質問します。

マスタープランの土地利用計画は、居住地、農地、商工業地に大別されております。その場所は現在の既存の土地利用実態に準じて策定されているように見えます。すなわち、３者が渾然一体となってしまい、利用価値の低下、利用上の相互被害、不具合が生じないように考慮されているものと考えます。

しかし、その実態を見ますと若干の修正を加えるべきと考えられる点があります。町の内外を結ぶ流通幹線道路の用地は、建設に当たっては当然、建設障害物のない山野や農地に求められるため、完成した道路の両側には山野や農地に接する場面が多々あります。

幹線道路に面する土地は流通や商売に最適であり、またその利用者にとっても好都合な利便性の高い場所です。その土地は農地である場合は、農地法との関係もありますが、幹線道路両側の一定幅の土地は、それほど広い面積でなければ、また、吉岡町全体の農業生産量に影響を与えないレベルであれば、そして、道路近傍の農業生産活動に、悪影響を及ぼさないための制約などを条件とすれば、商工業で利用できる都市として指定してよいと考えられます。

そうすることが、その土地をより有効的に活用でき、吉岡町の経済活動向上に資するものと考えます。

今回のマスタープランの改訂では、県道前橋伊香保線の既存部分とこれからの計画部分の双方に、以上述べました土地利用計画を指定してはいかがでしょうか。今回

は、町長が日頃発言しております資源が少ない、財源がないということに関係ないのです。土地利用計画の指定ですから資金は掛かりません。

しかし、それを理由づけるための汗をかかなくてはなりません。先ほど言った農地法の関係もあります。その土地を持っている農業経営者の方もあります。それらを勘案して汗をかいて理由書をつくって、町からの認定を受ける、そういう説明が必要です。そのためにはお金は必要ないんですよ。毎日の業務の中でできるわけですから、将来の道路の両側の土地の利用計画、これは非常に大切だと思います。

町長の考えをお尋ねいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　以前も答弁させていただいておりますが、吉岡バイパス沿線の商工業の利用について、大松交差点から南の前橋市境までと、大松交差点から西の駒寄スマートＩＣの間は既に都市計画法の近隣商業地域に指定されており、町として商業の集積を図る地域としております。

また、工業の集積としては、現在計画を進めている駒寄スマートＩＣ西側地区や吉岡バイパス延伸先の仮称杉下交差点付近のクリーンエネルギー関連拠点構想のエリア及び既存の小倉工業団地とする予定でございます。

町としては、以上の地域を商工業の集積を図る地域とし、これ以上の拡大は、持続可能なまちづくりに必要な自然や農地、開発との調和のとれたメリハリのあるまちづくりや、まとまりのある土地利用計画の考え方になじまないため、慎重になるべきと考えております。

現在、改訂を進めている都市計画マスタープランにおいて、吉岡バイパス沿線を一律に商工業の開発可能地域とはしない方針でございます。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　次に行きます。質問要旨３です。居住誘導地区への今後の取組を質問します。

現行の都市計画マスタープランでは、役場庁舎を中心とした、かなりの面積を有する地域が用途地域として居住誘導地区に指定されています。その最大面積は下野田地自治会地区であります。しかし、この地域は町が想定しているほどの住宅建設、居住誘導が進んでいないなとの説明を受けております。

近年１０年から２０年の期間で建設、住宅建設、つまり住民数の増加が著しいのが、溝祭、駒寄、寺上、寺下の各自治会、４地域です。下野田地区が最大住民数であるのは、現在も変わっていませんが、住民の増加率で見るとそれほど高くありません。

この結果、マスタープラン２５年間の実績を見ると、２５年間たったわけですね。行政の目標と町民の意識の間に、はっきりとした違いがあることが分かります。

結果的に人が集まったところは、県道前橋伊香保線の近傍であり、そこには、農地の構造改善、基盤整備が実施されていて、碁盤の目のように土地と道路が整備されていた場所であるということははっきりしています。

住居の近くに日々の生活に必要なものがあり、かつての農道は使いやすい生活道路へと変化したのです。

当該誘導地域をプランの目標どおりにするためには、当該地域の北側部分、ここの基盤整備が必要と考えます。居住誘導地区の、特に下野田地区の今後について、新マスタープランではどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　議員お尋ねの居住誘導区域は、立地適正化計画で人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域であり、現在、下野田と溝祭地区にまたがる用途地域がこの区域に設定されております。

議員のご指摘のとおり、吉岡町の課題として、居住誘導区域以外の地域に新規の住宅ができて、まちのまとまりと無縁に市街地が拡散してる問題がございます。

しかし、居住誘導区域の下野田地区は町の中心部であり、役場や文化センター、保健センター、公園、また銀行や郵便局などの都市施設もあり、公共交通のバス停もあり、生活利便性が高いことから、引き続き居住を誘導する区域とする予定でございます。

都市計画マスタープランでは、居住誘導区域へ住居を誘導するための施策を検討する予定です。なお、基盤整備を行う考えはございません。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　今、答弁いただきましたけれども、なぜ先ほどの４自治会の地区に人口が急激に増えたかというような明解に、町長もご理解いただけますよね。でもあれですよ。下野田地区を中心にするのは私も賛成ですよ。でもそのためには、若干の土地をいじったり、何か施策を、施策を打つという必要性がありますよ。それはこれから述べます。

私もですね、先ほど今課長のほうから答弁がありましたように、基盤整備は財政難の吉岡町としては大変厳しいと思います。しかし、私もですね、先ほど言いましたように、役場庁舎を中心とした、当該地域に人が集まることは必要であり、よいことだと考えております。なぜなら将来にわたって、当該地域は吉岡地区の中心であり続けると思います。

しかし、そのような状況にするためには、町の考えと町民の考えがマッチングしないと駄目なわけなんですよ。現在のままでは駄目ですよ。何らかの施策を打つ必要

があると考えます。それはやはり先ほどから言っております県道前橋伊香保線の活用であると思います。

幸いにこの県道の計画では当該居住誘導地区の北の部分、先ほど答弁いただきました。下野田地区の北の部分ですね。ここを貫いております。この県道できるだけ早く開通させ、その周辺を最大限に活用すること、これが重要だと思います。やはり、この県道の建設とその周辺の土地有効利用、これは、本町の維持発展の基本であって、その要だと感じております。

町長、先ほどの質問要旨２で取上げましたとおり、やはり県道前橋伊香保線の計画部分、ここの道路両側の一定区間、ここを商工業で利用できる土地に指定すべきと思いますがいかがでしょうか。そしてこの考えは、当該県道の建設理由の一つにもなります。また、居住誘導地区の来部分のそのものの発展にもつながっていくものと考えます。町長の考えを再度お尋ねいたします。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　これ以上の商工業や市街地の拡大は、持続可能なまちづくりに必要な自然や農地開発等の調和のとれたメリハリのあるまちづくりやまとまりのある土地利用計画の考え方になじまないため、慎重になるべきと考えております。

また、バイパス道路の機能である速達性が失われてしまいます。

今回、改定する都市計画マスタープランにおいて、吉岡バイパス沿線を一律に、商工業の開発区域とはしない方針でございます。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　なぜそういうふうに堅くなるのかよく分かりませんけれども、私がさっき言ったとおり、それほど広くない、広くない面積ですよ。そして、吉岡町の農業生産高、これにそんなに影響を与えますか。私にはそういうふうに考えられません。それより、現在の状況、今開通している吉岡バイパスの周辺に人が集まっちゃったでしょう。町の予定計画に反して、そういう状況を今、町が計画している。居住誘導地区に醸成というんですかね、つくり上げていかなくちゃ駄目ですよ。今のままでただ誘導、誘導したっていかないですよ。もう、１０年２０年誘導してるけど、目的が達成できそうに感じないでしょう。町長その辺はどうなんですかね。今後、あと半年ぐらいで、今の改定業務が終わるわけですよね。十分よく考えてやっていただきたいと思いますよ。

次に行きます。質問要旨４です。道州制への準備は、と題して質問します。道州制については前回も質問いたしました。これから起こる大きな人口減少に伴って実施される大規模行政区分の改革です。これは行政の効率化を求めるものです。

過去にも盛んに議論され、法案も提出されていたことは前回お話ししました。そこ

で議論を行い、法案を作成した人たちが、現在の政治の中心を担っているんですよ。それは町長も十分認識されていると思います。このことを念頭に置いて、今後、吉岡町のことも考えていかなければならないと思います。

社会の効率化を求める動きは、最近目立つようになってきてます。群馬県でも病院の廃止、小中高、学校の統廃合、これらが新聞紙面に表れています。幼稚園、保育園もまた同様な状況でしょう。

また政府も、大学校を機能ごとの役割分担による統合、再編を計画しております。ある新聞の紙面には何年までに何百の大学校を閉鎖すると、統合もありますから、全くなくなるわけじゃないですかね、というようなことも、書かれております。新聞に、これも少子化による定員割れ、これが主な理由と説明されています。したがって、将来的には日本社会の大きなうねりとして、行政区分の改革も必ず実行されるものと私は考えます。

このようなことが予測される現状において、都市計画マスタープランに何をどのように盛り込んでいくのか。１０年先、２０年先を想定した都市計画プランですから、町長のお考えをお聞かせください。

〔建設課長　大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君）　道州制に関しては、具体的な制度が不明のため、町の都市計画マスタープランに盛り込む予定はございません。

しかし、議員のおっしゃる道州制への背景を踏まえると、人口減少下でも持続可能なまちづくりの施策は、マスタープランに盛り込む予定でございます。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　答弁いただきましたとおり、道州制になりますよと提示されてませんから、それを今のマスタープランに入れることは、これはできないと私も思いますよ。しかし、それを踏まえて将来どのように、１０年後、２０年後の吉岡町をどうしようかというのは十分頭に入れて、この改訂、都市計画マスタープランの改訂を行っていただきたいというふうに思います。

三つある質問の二つ目です。増加しつつある外国籍住民への対応を質問します。質問要旨１、近年における住民の増加傾向。これについては、昨日廣嶋議員のほうから説明されてまして、質問されまして、私も十分分かりましたので、これ中止します。

質問要旨２です。現在における外国籍住民へのサポートを質問します。

これからの人口減少時代、鶴の形の群馬県、先ほど出ましたけど、首から頭にある自治体ほどではないとしても、本町の今後は外国籍の住民が増加していくのは確実だと思います。日本に不慣れな人たちは増加することに伴う、様々なトラブル、本

人たちの困り事、不自由さの解消には行政のサポートが必要です。

支援が十分でないと移住された人たちには、悪意がないにもかかわらず、地元住民、自治会とのトラブルが起こりかねません。そしてそれは講じると、どこかの国のように、外国人は排斥しよう、外国人排斥の考えが生まれてしまうものと思います。

しかしこれからは、これから述べることが大切です。これからの人口減少時代、外国からの人材はなくてはならない、日本の社会を動かしていく大きな力になります。最近の新聞紙面には、輸送力の確保は外国人だのみ、これトラックの運転士です。日本語指導必要な児童生徒は、２０年前と比べて２．３倍に増えてる。本県の令和６年度の新生児は外国籍の人が７％、８年はどうなるんでしょうね。これが１０になれば、群馬県の新生児は１割が外国籍の人になるってことですよ。

そしてさらに、移住者を単なる労働力でなく、同胞として認めてほしい。今盛んに日本の労働力で働いてる人たちがこういうふうに希望してるわけです。こういう、いろんな言葉が紙面に並ぶようになったんです。これからはこれらの人たちがやがては日本人になっていくんですよ。行政の大きな役目はここにあると思います。現状における外国籍住民のサポートはどのようになっているのかお聞かせください。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　近年、少子高齢化が進む中で、日本における外国籍住民の数は、増加傾向にあります。吉岡町においても、今後ますます多様な国籍を持つ住民が増えることが予想されており、その中で彼らが安心して暮らせる環境を整備することが重要であると考えております。

吉岡町では、外国籍住民に対して、日常生活で困難を抱えないように、幾つかの取組を行っております。

まず、外国語情報の提供ですが、町の公式ホームページや関係団体の広報紙において、外国籍住民が必要とする情報を多言語で発信しております。これによって、自身の権利や義務を理解し、円滑に生活していくための基盤を提供しております。また、特定技能外国人受入企業等からの協力確認書を受託し、外国人労働者が安心して働ける環境を整えております。

将来的には、外国籍住民に対するサポートをさらに強化していく必要があると認識しており、彼らが地域で安心して暮らせる環境を整えるとともに、地域経済や社会における一員として活躍できるよう支援を行っていきたいと考えております。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　町長、今後の取組、よく分かりました。これからもよろしくお願いいたします。町長今、いろいろ取り組んでおりました、これからも頑張ると言われましたけども、それほどまだ吉岡町の外国籍の住民は多くありません。そういうため

にはやっぱり吉岡町のサポート、外国籍住民へのサポートは、その緒についた、スタートしたばっかりだというふうに思います。

２年前の北群馬青年の主張、これを思い出しました私、榛東村の中学３年生が言葉のヤングケアラーと題して発表いたしました。本人の生活環境に、その必要性、特別な事情があったのだと思います。榛東村でどのぐらいかな、こういう方がおられるか分かりませんけども、もう既にそういうことが発生してると、吉岡町の隣です。

また一方、渋川には大きな工場もあり、働く場所もたくさんあります。もう既に吉岡町に比べて多くの外国人が働いているものと思います。この外国籍の住民に対するサポートは吉岡町本町単独ではなく、渋川広域連合でも取り組むのも一つの考えであると思います。それのほうが効率的であります、と私は考えます。これは、吉岡町はもとより、渋川広域圏を元気にしていく取組であると思います。こういった考えは町長、現在は持っておられますでしょうか。それとも、今後はどのように考えるか。現在のお考えをお尋ねいたします。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　広域でどうするかという今お尋ねですけども、現段階では広域では、このテーマはまだ出ておりませんので、当然話が出てくれば一緒に検討、研究していきたいと考えております。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　突然の話ですから、急に三者でうまくやれっていってもなかなか難しいですよね。ですから、こういった取組は単独でやるのもいいでしょうし、三者で協力してやるのもいいでしょうし、こういった問題が顕著になる前に取組を、方法をお考えになったほうがいいかというふうに思います。これは吉岡の町長としてご一考していただければ幸いと思います。

次に質問要旨３です。これは、これも、昨日の質問と同じですので中止します。

質問の３です。消防団及びそのほか諸活動の活性化を質問します。副題として、町民の意識向上策です。

まず最初に質問要旨１です。近年における住民の諸活動、町内におけるいろいろな運動や催物、これへの参加の動向、これについて質問します。

今年、年初に消防団長から、消防防災力向上に関する要望についてという書面が議会議員宛てに届きました。消防団員の増加対策の要望です。消防団への協力、参加協力者が減退、減少していることは私も前から聞いておりました。そこでなるほどなと、私は感じていることがあります。町の諸活動、例えば自治会、老人会、各種運動クラブや、サークル、これなどに関して、地域住民の参加協力の意識が低下しているように感じております。

先ほど、先ほどではなくて、昨日の町長の答弁の中に、いや、こういうクラブ、サークルが活発化してるとこもありますよとお聞きしました。そういうとこもあるでしょうが、私から見ると全体としては低下傾向です。

この原因は、近年１０年、２０年の間に、住民が急激に増加した結果による、町民意識とその生活様式の都市化によるものと考えられます。新型コロナウイルスの影響も多々あるでしょう。しかしそうだからといって、現状維持ではいけない。何とかしなくてはと思うところであります。

町では、近年の住民の諸活動への参加、協力状況をどのようにその変化と状況を捉えているのでしょうか、お尋ねします。実態に合わせて、思うところも合わせてお聞かせください。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　これまで地域の中で行われていた住民のつながりを深める活動が、住民の意識の変化によって影響を受けていることは少なからずあると考えております。

平成１１年の上毛大橋の開通などにより、次第に吉岡町に新たな住民が転入してくださるようになり、人口が増え、住みやすく活気のある町としての評価が高まってきた反面、コミュニティの規模が拡大し、住民一人一人の顔が見えにくい。そんな環境を産んでいる可能性もあり得ます。

また、令和２年春には、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発出され、いわゆる三密を回避し、不要不急の外出やイベント開催の自粛が呼びかけられました。

感染症の位置づけが５類へ移行してからも、対面での活動に対して不安を抱くようになった方や、自粛期間の長さもあって、なかなかコロナ前の生活様式に戻せない方も一定数いると思われ、そのようなことも地域活動への参加が減少してしまったことの原因の一つではないかと考えているところであります。

５類移行後、町や自治会などでは、住民の交流をコロナ前に戻そうと、様々なイベントの開催に取り組んでいるところですが、まだコロナ前の状況には戻っていないと感じている方もいらっしゃると考えております。

今、町では、第６次総合計画の後期基本計画の策定に向け、住民アンケートを準備しております。この中には、現在のコミュニティ活動、いわゆる地域活動への参加状況や今後の参加意向についての質問も準備されております。

町では、このような住民の皆様の声を踏まえながら、今の吉岡町に合った住民のつながり方について、自治会や、地域団体、そして、今日傍聴に来ていらっしゃる社会福祉協議会も含めて、皆さんで住民のつながり方について検討していきたいと考

えております。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　今答弁いただきました。様々な原因があるということですから、私が考えていたようなことと、町長よく認識されておられましてありがとうございます。

それではですね、今答弁いただきました町の認識を踏まえた上で次の質問をいたします。

質問要旨２です。消防団員が充足できない理由と今後の対策をどうするのか。これを質問します。将来の予測は、運動クラブ、サークル活動などの活動低下とは比較にならない、深刻な問題であると考えます。それは、町民の財産と命に関わる、それらを守り、被害を防止し軽減するための組織であるからです。

消防団からの要望書には、類似市町村における団員の条例定数と実際の団員数が一覧表になっております。この一覧表を見ますと、本町の実態は残念ながら飛び抜けて悪いです。ここにありますけれども、この表にあるのは、良いところと悪いところ、ここにピックアップした結果であるので、顕著にその実態が分かるものかと思いますが、ほかの市町村は充足率、要するに条例で定めた定員ですね。これに対して充足率が１番悪いところで７４％、大体９０％ですね。

しかし、吉岡町は４８％、吉岡町に似たところはほかにもいっぱいある。いっぱいあるって失礼ですけれども、幾つかあるとは思いますけれども、吉岡町の実態としては非常に残念な状況です。吉岡町というのは、他自治体に比べて何か特別な理由があるのでしょうか。周囲自治体の状況を観察して、適切に対処すべき時期に来ていると考えます。

現在では多くの共働きのサラリーマン家庭であるのは、県内の一般的に実態として変わりはないでしょう。吉岡町もそれに該当しておると思います。現状の把握、募集方法の改善、他自治体との変わっているところなど、団員増加に向けた考察と方策を考える時期は町長既に、もうとっくに過ぎています。団員増加に向けた早急な改善策が求められています。吉岡町消防団員の増加対策はどのように今後考えていくのでしょうか。お聞かせください。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　消防団員の減少は、地域の防災力を維持していく町にとって非常に重要な課題であると考えております。

消防団員の確保のため、団員が個人のお宅を訪ねることがあるのですが、仕事や生活への負担をに対する強い懸念から勧誘したいと思っている本人の意思を確認する前に、親御さんからお断りされてしまうケースも多く、そこから具体的な勧誘活動につながらないということは以前から言われているところでございます。

そのような懸念を払拭すべく、町消防団では、仕事や生活への負担が少なくなるよう、消防団行事の統合、一部廃止など、活動の効率化を図る一方、出動報酬の新設や報酬の団員個人への支給を開始するなど、団員の待遇改善のための様々な取組を進めるとともに、地域防災の要である消防団員の技術、士気向上のための実践型訓練の実施などにも取り組んでいるところでございます。

勧誘活動については、地域における消防団の重要性を啓発するため、町広報紙での団員募集記事の掲載のほか、ふるさとまつりや防災イベントでの団員募集活動、模擬火災訓練などの消防団行事での団員募集活動も行っております。

このような取組により入団していただいた例も実際にございますが、消防団員数の劇的な改善には至っておらず、このことについては町としても憂慮しているところでございます。

ここから先、消防団員を増やすための鍵は、地域の皆様の消防団に対する認識をどれだけ変えていけるかというところにあると考えております。

以前、開催されたよしおか防災デイズでは、単なるチラシ配布や広報だけで終わらず、興味を示してくれた本人や家族に消防団についての説明が十分でき、その結果、女性を含む、複数名の方の入団につなげることができたという事例がございました。

このように、少しでも興味を持っていただいた方に対して、消防団活動の状況や、入団することによるメリットをしっかり伝えていくことにより、消防団への理解を深めていただくことができると考えております。

そのためには、まずは、この消防団員が減少しているという状況に危機感を覚える方が率先して、周りの人に声をかけ、町の消防団などが関わるイベントに参加していただくことが最もシンプルで有効な方法になると考えております。

今年の２月には、議員の皆様に対しまして、身近な方の入団を検討していただけないかという消防団長からのお願い文書を送付させていただいたところでございますが、町といたしましても、普段の議員活動等の中で、少しでも消防団に興味のありそうな方がいらっしゃるようでしたら、町の防災イベント等への積極的なお声掛けをお願いしたいと考えております。

一度、イベントに参加していただければ、その場で消防団の活動やメリットに関する説明もさせていただきますし、消防団に関する相談にも乗ることができると考えておりますので、改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げるところでございます。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　いろいろご努力されてるというのは大変ありがたいです。私もそういうことに関しましては、誰かいないかとは考えているところであります。

町長あの付録になりますけど、桜並木の里親会も不足しておりますので、それも、自治会連合会あたりで話をしていただければと思います。

次に行きます。その前にですね、ここを見ますと、充足率というのがほかの自治体に比べて吉岡町は半分なんですよね。少し少ないなという程度だったら、理解できるんですけど、半分というのは何かあるはずですよ。極めて優秀な自治体の充足率だけが載ってるんじゃないと思いますよ、ここに。これはお持ちですよね。そこに何か、それを分析することは解決の目途の一つにもなるんじゃないかと思うんですが、余りにもほかのところに比べて成績がよくないですよね。その辺は何か感じてるところありますか。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　吉岡町の消防団につきましてはですね、以前から、やはりこういった減少傾向がございました。消防団には登録しているんだけれども、なかなか消防団活動に参加されないような方も、現実にいらっしゃいました。そういったところの整理を行う中で、また以前は吉岡町というこの地域的な状況でだと思いますが、消防団を退団をされるときには新しい方を見つけてくるようにという、昔の話ですけれどもそういう方が、そういう状況で新しい消防団員が増えていったということもあるんですが、やはりそういう社会情勢でなくなってきてるということがありまして、また私のほうが先ほど言ったとおり、勧誘に行ってもちょっとお話に乗っていただけなかったり、そういった方がやっぱりいらっしゃるようです。

先ほどの町長のほうからも話ありましたけれども、新しい方、転入されてくる方なんかについても、できれば消防団活動に理解を示していただいて、実際に参加していただいてる方もいらっしゃいます。ただ、できれば転入されてきた方も、また今まで吉岡町にいらっしゃる方も同様に、今後消防団活動に入団していただければと思います。

この２、３年ですかね、女性消防団員という方が現実に増えていらっしゃいます。この消防、女性消防団員は男性消防団員と同様の活動を実際にはしていただいておりますので、こういったまた興味をもたれている方につきましては、男性女性問わず、吉岡町の消防団活動に協力いただければと考えております。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　今後ともどうぞよろしくお願いします。

次に行きます。質問要旨の３です。ボランティア活動の参加者の減少がある。こういう、これに対して対策はどのようにするのか、これについて質問します。

さきに述べました自治会を初めとする運動クラブ、サークル活動などの活動の低下と同様、ボランティア活動も会員の減少はあるようであります。ここに資料があり

ますけれども、平成５年からの資料しかないのですけれど、ボランティア協会、平成５年度協会員参加者１０６人、順次最近になるにつれて減りまして、令和８年度のスタート時は６１名、極端なことを言うと半分になっちゃったんですよ。毎年１０人、１５人って減っているわけですから。これは先ほどの消防団と同じで、非常に残念な状況ですよね。ボランティア協会、私も妻も入ってますけども、自治会と同様に、行政にとって大切な欠かせない協力者だと思います。

この協会会員の減少傾向、これについても平成５年から今言いましたように、現在６１人、この減少も、どんどん減ってるというのは認識しているでしょうから増員の努力は今までされていたのでしょうけれども、その効果が出てない。

町長これもやっぱり、為す術はないのでしょうか。消防団員の増加対策、これと同様に、何らかの手を打つ必要があると思います。町長の見解と増員策はどのようなことがあるのか、お尋ねいたします。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　ボランティア協会などのボランティア団体は、地域福祉を支える大変重要なパートナーであると認識しております。しかしながら、ボランティア協会の会員数は令和４年の１１５人から令和８年５月現在で６５人に減少傾向が続いております。

ボランティア協会の会員数減少の背景には、設立当初の昭和５９年頃と比べ、専業主婦層が減少し、昼間の、平日の昼間を中心とした活動に、働く現役世代や若い方の加入が難しく、会員の高齢化が進んだことが挙げられます。

一方で、ボランティアセンターへの登録状況を見ますと、令和４年の１６団体、延べ５５５人から、令和７年には２１団体、延べ５９５人という状況で、全体のボランティア意識や活動自体は決して衰えておらず、むしろ増加傾向にあります。

今後の増員策といたしましては、各ボランティア団体の活動周知を強化するとともに、参加の動機づけとなるボランティアポイント事業の普及を図ってまいります。

また、ボランティア協会においては現在の会員による呼びかけを継続しつつ、吉岡町社会福祉協議会とも緊密に連携してまいります。社会福祉協議会からも、現在の時代に即した活動の活動内容の検討や、効果的な周知啓発により増員に力を入れたいと、そういった意向を確認しております。

今後とも、時代に合わせた活動の在り方を模索し、多様な世代が参加しやすい環境づくりとボランティアの確保に努めてまいります。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　先ほど私の妻も入ってると言ってましたけど、残念なんですよ。今年は６０、これ私の資料で６１人なのですけれど６４人ですかね、実際は。その辺は

ちょっとデータの差だと思いますけれども、妻が言ってるのですよ。今年は６１人だけれども、来年は私の知ってる人が２人やめるって言ってますよ。今年が最後だって、そういう人がですね、増えると困るんですよね。だから、言いました。やめないように言えと、これも一つの努力だと思うのですけれども、そういうことをみんなでやるということですよね。

それでは、それからもう一つ、このボランティア協会の参加者を見ますと参加者がゼロという自治会が幾つかありますよね。私が持ってる資料では４自治会がゼロです。こういうところはどういうふうな状況なのでしょうね。どんなふうに捉えてますか。

〔健康福祉課長　一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）　ボランティア協会の会員の募集というものは会員の皆様の呼びかけで行っているというふうに聞いておりますので、自治会長とかそういった方が呼びかけているものではないという現状はありますけれども、自治会、４自治会、会員が存在しないという状況につきましてはやはり何ていうのでしょうかね、寂しいと言ったらなんですけれども、そういった状況であるとは考えております。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　やはり呼びかけなのですよね。自治会が違っても、知人はあちこちに皆さんおられるようですから、やっぱりその辺で協力していかないと駄目だと思いますね。

質問要旨の４に移ります。自治会活動の改定に対して、今後は見直しも検討すべきと考えるか、この内容で質問します。

今日も昨日もこの問題については、議員から幾つか質問が出ました。前回の３月の一般質問でも私もさせていただきました。本当に心配だからしてるんですよ。令和８年度から、自治会への事務委託契約の改定に伴って、自治会活動の業務にも変更が生じているのは周知の事実であります。

また、聞くところによれば、ほかの各種団体への補助金も削減されているとのことです。このようなことを聞いたとき私は本当に心配です。今回の削減、政策によって大きな改定施策としては、ある種の危険性がこの施策の中に潜んでいると思います。

それは本日長々と話してきましたが、近年における吉岡町の町民の社会活動への意識の変容です。これは町長が実行しつつあります、第６次吉岡町総合計画の目標の一つである町民の交流、親睦、絆づくり、これに悪影響を与える要因の一つになると私は考えます。これは、私は自治会の副会長にね、会長にね、こういった自治会の体験から強く感じるところであります。今回の改定施策は、町の現状において、

もちろん町長その他スタッフが最善策であると判断して実施されたものと思います。

しかし、施策とは未来永劫に継続するものではなく、時には振り返って改善すべき点は改善すべきです。過去の例をみましても、このように行われています。今後の状況、事態の変化などを分析することも大切であると思います。したがって見直しの検討も視野に入れていくべきと思いますが、いかがでしょうか。決めたばっかりの施策ですから、しばらくやって、その内容をレビューすると言う機会をつくっていただきたいというふうに思います。町長のお考えをよくお聞かせください。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　今回行った自治会事務委託の内容の変更については、自治会の負担軽減、町広報紙等の適正配布、最終削減に対処するためのものとなっておりました。

自治会の負担軽減については、自治会の事務からの広報等の配布事務がなくなったことで、自治会役員、特に地区代表さんの負担は大きく、軽減されたものと考えておりますが、仕組みが変わってからまだ２か月しかたっておりません。

町としてこのことに対する検証等については、もう少し長い目で見る必要があると考えており、今、自治会事務委託費の見直しを行うことは考えておりませんが、改めて、議員皆さんにも、今回お話を伺いましたが、内容をお伝え頂ければ幸いに存じます。

〔９　番　飯塚憲治君発言〕

９　番（飯塚憲治君）　それでは以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、飯塚憲治議員の一般質問は終わりました。

以上で本日の会議で予定されていました一般質問は全て終了しました。

## 散　会

議　長（富岡大志君）　本日はこれをもって散会といたします。

午後　４時３１分

# 令和８年第２回吉岡町議会定例会会議録第４号

令和８年６月１１日（木曜日）

**議事日程　第４号**

令和８年６月１１日（木曜日）午前９時３０分開議

日程第　１　委員会議案審査報告

（総務産業・文教厚生・予算決算　各常任委員長報告）〔第２～第１３〕

（委員長報告に対する質疑）

日程第　２　承認第　２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（討論・表決）

日程第　３　承認第　３号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（討論・表決）

日程第　４　承認第　４号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（討論・表決）

日程第　５　承認第　５号　令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（討論・表決）

日程第　６　議案第３２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第　７　議案第３３号　吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第　８　議案第３４号　吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第　９　議案第３５号　吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第１０　議案第３６号　吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第１１　議案第３７号　吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第１２　議案第３８号　令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について

（討論・表決）

日程第１３　議案第３９号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）

（討論・表決）

日程第１４　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１５　総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１６　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１７　議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１８　予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１９　自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

**本日の会議に付した事件**

日程第　１　委員会議案審査報告

（総務産業・文教厚生・予算決算　各常任委員長報告）〔第２～第１３〕

（委員長報告に対する質疑）

日程第　２　承認第　２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（討論・表決）

日程第　３　承認第　３号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（討論・表決）

日程第　４　承認第　４号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（討論・表決）

日程第　５　承認第　５号　令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（討論・表決）

日程第　６　議案第３２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第　７　議案第３３号　吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第　８　議案第３４号　吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第　９　議案第３５号　吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第１０　議案第３６号　吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第１１　議案第３７号　吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第１２　議案第３８号　令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について

（討論・表決）

日程第１３　議案第３９号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）

（討論・表決）

追加日程第１　第１　議案第４０号　令和８年度　消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結について

（提案・質疑・付託）

追加日程第１　第２　委員会議案審査報告（総務産業常任委員長）〔第３〕

（委員長報告に対する質疑）

追加日程第１　第３　議案第４０号　令和８年度　消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結について

（討論・表決）

日程第１４　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１５　総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１６　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１７　議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１８　予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第１９　自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 出席議員（１４人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 山崎守人君 | ２番 | 春山和久君 |
| ３番 | 藤多ゆかり君 | ４番 | 大井俊一君 |
| ５番 | 秋山光浩君 | ６番 | 宮内正晴君 |
| ７番 | 小林静弥君 | ８番 | 冨岡栄一君 |
| ９番 | 飯塚憲治君 | １０番 | 廣嶋　隆君 |
| １１番 | 坂田一広君 | １２番 | 飯島　衛君 |
| １３番 | 小池春雄君 | １４番 | 富岡大志君 |

## 欠席議員　なし

## 説明のため出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 柴崎徳一郎君 | 副町長 | 髙田栄二君 |
| 教育長 | 山口和良君 | 総務課長 | 小林康弘君 |
| 企画財政課長 | 齋藤智幸君 | 住民課長 | 中澤早人君 |
| 健康福祉課長 | 一倉哲也君 | 産業観光課長 | 渡部英之君 |
| 建設課長 | 大澤正弘君 | 税務会計課長 | 米沢弘幸君 |
| 上下水道課長 | 永井勇一郎君 | 教育委員会事務局長 | 深谷智洋君 |

## 事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 岸　一憲 | 係長 | 栗原春美 |

## 開　議

午前９時３０分開議

議　長（富岡大志君）　皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は１４名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程〔第４号〕により会議を進めます。

本日は委員会に付託した議案の委員長報告を、議事日程の日程第１で行いますので、各委員長におかれましては、よろしくお願いします。

## 日程第１　委員会議案審査報告(総務産業・文教厚生・予算決算　各常任委員長報告)

議　長（富岡大志君）　日程第１委員会、議案審査報告を議題とします。

委員会に付託した議案について総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、予算決算常任委員会の各委員長から委員長報告を求めます。

それでは、総務産業常任委員会飯塚憲治委員長、委員長報告をお願いします。

〔総務産業常任委員会委員長　飯塚憲治君登壇〕

総務産業常任委員会委員長（飯塚憲治君）　それでは、総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

６月１日、本会議場にて議長より、当委員会に付託されました承認１件、議案５件について、３月９日月曜日午前９時３０分より、委員会室において委員７名、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課長、局長、室長の出席を得まして、審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

１番最初、付託事件の１、承認第２号、吉岡町税条例の一部を改正する条例に関わる専決処分の報告と承認を求めることについては、これは、地方税法の改正に従って行われました専決処分に関わる報告と承認です。

改正点は三つあります。今まで軽自動車税と住民税、固定資産税等がありましたけれど、これの改正になりました。主なものは軽自動車税で、従前の環境性能割と種別割二本立てでありましたけれども、今回軽自動車税の名称で１本立てとなってシンプル化されております。その結果、当然ですが廃止された環境性能割の分が減収となります。

しかし、令和８年度分減収分は国からの補填がされるということで決定されているそうです。またそれ以後、９年度以降の補填の見込みはまだ未定ということでありました。審査の結果原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

付託事件の２、議案第３２号吉岡町税条例の一部を改正する条例については、まず

質疑１ですが、改正の要点とその具体的な部分は何か。この質疑に対しては今回は二つの税に改正があり、まず個人住民税の改正、これはふるさと納税に関係するものでありますが、その中の主なものはふるさと納税、つまり寄附ですが、これをしたときの寄附控除、寄附金控除、これは税金の所得割の２割が上限になっていたと。したがいまして、所得の高いほど有利な税制であったということでありましてこれをその上限を１９３万円に抑制した改正です。

したがいまして、大まか収入は１億円以上あるひとは、寄附金控除の恩恵を受けられなくなるというようなということの改正であります。

二つ目、固定資産税については、これは固定資産税がかかる課税標準額が今までは土地は３０万から、家は２０万以下ということであったものを改正では土地、家とも３０万円以下となって、一部の免税措置というふうになっております。

また、償却資産においては同様に１５０万から１８０万円になったということで、以上２点が改正の主なものです。

質疑２、今回の税制改正の内容を住民に周知する手だては何を考えているのか、また町民が分かりやすく理解できるように広報その他で情報提供をできたと感じるかとの質疑におきましては、町民への周知は条例制定後においては町の掲示場への告示として貼り出すことであります。

また、より一層分かりやすい周知方法については、いただいた意見を参考にして今後取り組んでいきたいということでありました。審査の結果原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

次に付託事件３、議案第３５号、吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、まず１、建築物の制限に関する条例の一部を改正すると言っているがこの地域の現状、利用状況は現在どうなっているのかの質疑には、今回対象になる特定用途制限地域では宅地が４５％、農用地が４４％、その他２１％となっているとの答弁でした。

２、特定用途制限は現在の実態、地権者の現在と将来の予定などに影響があると思うがこれについてはどうか、農地もかなりあるようだがとの質疑に対しては、特定用途制限の見直しによって条例不適合になってしまう建物があるのか、これを確認してみたところ、現在では不適合になる建物はないと確認済みであります。

また、説明用に示されました図面におきましては令和４年度のこれは調査結果状況であり、現在では宅地化も進み、業務関係の建て替え、業務系の建物も増えており、全体的に農地は減少し開発が進んでいる状況でありますとの答弁。

また、今回の条例制定の目的は農地転用が許可になった後のそこに、そこの土地に建築をする建築建物の用途を制限するのが、制限するのが目的であるとの答弁。

一方、工業団地指定区域の周辺には住宅が点在しております。この地域に団地内にある工場、親会社の子会社などがその周辺に建てられてしまい、工業団地周辺に住む人たちの住環境を悪化させないようにすることが大きな目的であるとの答弁でありました。以上、審査の結果原案を適正と認め、全会一致で可決しました。

次に付託事件４、議案第３６号、吉岡町地区計画、地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、まず１、まず、用途地域指定の説明答弁がありました。今回、駒寄インターチェンジ西周辺地区に都市計画法に基づいて、用途地域として工業の操業に特化した専用地域を指定します。建設する工場については、周辺の住居既存地区への影響を低減するための配慮として、工業専門地域を三つの区域に区分して、その区分ごとに立地条件等を勘案して、工場建物の高さ制限、居住区域境界からの壁の離れ、つまり建物壁面の道路等からの後退量などを３区域ごとに制限を強弱をつけている。その中で、関越高速道路近く、比較的住居既存地区から離れているＣ地区は工業専門用に特化した形で利用できるように、弱めの制限規定としているとのことでした。

次、２、工場からの危険性や臭気、騒音、高温の放熱、夜間の照明など、人間、植物、周辺への悪影響に対する配慮はどうなっているのかとの質疑には、本条例は石油やガスなどの危険性のあるものとその数量、著しく環境悪化の工場の建設は三つの地区ごとに規定されております。また、家畜舎、汚物処理場、ごみ称焼却場などの建築制限をかけており、騒音振動などへの制限は騒音規制法、振動規制法を適用して制限しており、人間や植物などへの悪影響を防止し、低減する方策としているとの答弁。

なお、緑地、緑地帯、公園、これなどの環境、施設帯を計画しておりまして、それらの都市計画の中で周囲の住民皆様へのご迷惑、ご迷惑防止を考えてとの答弁も追加でありました。

３、次です。工場建設に伴う景観についての懸念があります。現在の吉岡町の美しい景観を見ていただくということを考えて、工場建設にも配慮していただくことはできないのかの質疑には、景観に関しては高さ制限の問題、かき、さく、フェンスなどの統括性を考慮したもの、中が見通せるような形でやっていただくことを都市計画の中で定めている。また、土地利用の方針として緑豊かな企業にとの思いから、緑地化率を１０％としているとの答弁でした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

次です。付託事件５、議案第３７号吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例については、１、はじめに建築協定の説明答弁がありました。建築協定は、建築基準法に定められている制度で、この協定は建築基準法の基準にさらに上乗せし

て土地所有の関係者の合意のもとで、その一定区域の建築物の環境整備、商店街の利便性確保、地域に合った細かな建築のルールを自ら、民間の方々が定めることができる、私的な協定制度です。協定の安定性、持続性を保障する目的のため、町長の認可が必要になっております。

改正前の本庁条例では第２種住居専用地域、住居地域、隣接商業地域などの用途があるところのほか、町長が定めた範囲で範囲の中でのみ建築協定ができるとなっています。しかし、今回の改正をもって、どのような用途地域であっても町内全域において建築協定、その許可申請が出せることになります。

質疑ですが、この改正によって今後どのようなことが想定されるのかとの質疑には、間もなく工業専用地域と第１種地域と、第１種住居専用地域を新たに定めるため、今までの条例では第１種住居専用地域の中で、家並み町並みをきれいなものにしたい、みんなでそれをつくりたいとして協定申請しても受け付けられませんでした。規定にないから受け付けられないという事態が発生する恐れがあったため、この現地協定についても見直す必要があるものとなっておりましたとの答弁です。審査の結果原案適正と認め、全会一致で可決しました。

次、付託事件６。議案第３８号、令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について。

まず１です。今回の改定内容は当初の設計段階においては内容がなかった。フェンスとアスベストの撤去だが今回出てきた理由はなぜか。なぜなのかの質疑においてはフェンスは当初の設計見込みや既存のものを再利用する計画でありましたが、電源キュービクルを新設することになり、管理と安全面から新設することに変更しました。アスベスト撤去については今回の工事における建物の解体物、３階の軒下部分の板にアスベストを含む板が存在することが判明したため、追加したとの答弁です。

次の質疑、２、結果的に増加工事費はどれほどなのかの質疑には、フェイス冷温水器の基礎、今冷温水器がそこにあるということです。アスベスト三つそれぞれの撤去費用合計で３２４万円ほどとの答弁でした。

次、キュービクルの設置、それを囲むフェンスはどうなるのか。現場状況は十分想像できる、事前に想定できる内容であり設計段階で想定できなかったのはなぜかの質疑には、この工事は空調変更工事と電気設備更新工事に分かれており、別々の二つの会社が施工する体制である。その工事を調整するための町と２会社、二つの会社の合計３社が一同に介しての協議に不足があった。取りまとめ役に、取りまとめ役の町に落ち度があったことは否めないと感じているとの答弁でした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

ここで、総務産業常任委員会の委員全員からの意見を皆様にお伝えいたします。先ほど言いました更新工事、議案第３８号の工事変更請負契約に関しましては、変更追加金額は全体工事に比べるとささいなもの、非常に少額でありました。

しかし、全体金額が他の一般工事金額に比べてみたとき決して少額ではないものです。また、変更請負契約に至った経緯も安易に看過していけない内容であると考えます。その理由は、本工事に関しては、受注会社への指示指導、工事内容の事前説明、設計時の現場調査、複数の受注、複数の受注会社がある場合のその会社間の協議、工事発注のタイミング、工事監督の履行体制などに若干ではありますが、不十分な面が見て取れるからです。

ここでは、理由をそれぞれの内容について細かく指摘はいたしませんが、今回の事象は工事金額の大小にかかわらず、全ての工事に対してそのやり方に、執行体制の教訓にできるものです。大切な工事資金、すなわち税金を使うわけです。この税金を取り扱うよう、行政としてはその大切さとコスト意識を今まで以上に認識し、業務知識を高めつつ日々の業務に取り組んでいただきたいと思います。

片や一方、地方自治の両輪の片方であります。我々議会議員も、行政執行からの報告議案の提示等を受けて、それを適切にチェック、承認する立場にあります。議案文章は十分に読み込み、不明な点は自分で調べるなどの姿勢が当然のこととして重要です。委員会を活発な議論、議論の場とするために今後も気を引締めていきましょう。

以上をもって、付託議案６件の審査報告といたします。

議　長（富岡大志君）　委員長報告は終わりましたが、お待ちください。はい、委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め質疑を終結します。

飯塚委員長自席へお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会藤田ゆかり委員長委員長報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長　藤多ゆかり君登壇〕

文教厚生常任委員会委員長（藤多ゆかり君）　それでは、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

６月１日、本議会にて、議長より当委員会に付託されました承認１件、議案２件について、６月８日月曜日午前９時半より、委員会室におきまして委員全員、議長、執行側からは、町長、副町長、教育長、関係課長室長の出席のもと、文教厚生常任委員会を開催し審査を行いました。その結果について報告いたします。

承認第３号、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報

告と承認を求めることについてです。国保税の納付者数及び基礎課税額を１万円引上げた場合の税収見込みについて質疑がありました。これに対して、保険者数は４月１日時点で３，４６８名、また、１万円の引上げにより、令和７年度時点で医療分の限度額を賦課している５２世帯については、５２世帯かける１万円、約５２万円の増収が見込まれるとの答弁がありました。審査の結果、原案は適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第３３号、吉岡町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。町内に小規模保育事業者が存在するかとの質疑に対し、現在は該当施設はないものの、来年度に１事業者が小規模保育事業を創設する予定であるとの答弁がありました。審査の結果、原案は適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第３４号、吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。理学療法士等を保育士とみなす規定に関連し、町内の保育園、子供園に該当する専門職が在職しているかとの質疑がありました。これに対し、現在、町内の保育園、こども園には理学療法士等の専門職は勤務していないとの答弁がありました。

ただし、６園のうち、障害児を受入れている園はあり、現状は保育士が対応していること、また、保育の多様性や質の向上の観点から、今回の制度改正が行われたと説明がありました。さらに、来年度開業予定の小規模保育事業者においても、この条例を活用することが可能であるとの答弁がありました。審査の結果、原案は適正と認め、賛成多数で可決しました。

以上をもって委員長報告とさせていただきます。

議　長（富岡大志君）　委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め質疑を終結します。藤多委員長自席へお戻りください。

次に、予算決算常任委員会、小池春雄委員長、委員長報告をお願いします。

〔予算決算常任委員会委員長　小池春雄君登壇〕

予算決算常任委員会委員長（小池春雄君）　報告します。本会議におきまして当委員会に付託されました議案に対し、去る６月９日、９時半より、委員１２人と議長の出席欠員１名、執行側から町長、副町長、教育長、関係課長室長の出席のもと、予算決算常任委員会を開催しましたので報告します。

承認第４号令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、審査の結果、賛成多数で可決、承認可決されました。

承認第５号、令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、審査の結果、賛成多数で承認可決されました。

議案第３９号令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）、審査の結果、賛成多数で可決されました。

以上報告とします。

議　長（富岡大志君）　委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め質疑を終結します。

小池委員長自席へお戻りください。すみませんありがとうございました。

## 日程第２　承認第２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第２、承認第２号、吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

承認第２号吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって承認第２号は委員長の報告のとおり承認されました。

## 日程第３　承認第３号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第３承認第３号、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

承認第３号吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって承認第３号は委員長の報告のとおり承認されました。

## 日程第４　承認第４号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議　長（富岡大志君）　日程第４承認第４号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

承認第４号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって承認第４号は委員長の報告のとおり承認されました。

## 日程第５　承認第５号　令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議　長（富岡大志君）　日程第５承認第５号、令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

承認第５号令和８年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第１号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって承認第５号は委員長の報告のとおり承認されました。

## 日程第６　議案第３２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第６、議案第３２号、吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３２号吉岡町税条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって議案第３２号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第７　議案第３３号　吉岡町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第７、議案第３３号、吉岡町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３３号、吉岡町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって議案第３３号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第８　議案第３４号　吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第８、議案第３４号、吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３４号、吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって議案第３４号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第９　議案第３５号　吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第９、議案第３５号、吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３５号吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって、議案第３５号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第１０　議案第３６号　吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第１０、議案第３６号、吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３６号、吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって議案第３６号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第１１　議案第３７号　吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例

議　長（富岡大志君）　日程第１１、議案第３７号、吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３７号吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって、議案第３７号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第１２　議案第３８号　令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について

議　長（富岡大志君）　日程第１２、議案第３８号、令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３８号、令和６年度吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結についてを、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって議案第３８号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第１３　議案第３９号　令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）

議　長（富岡大志君）　日程第１３、議案第３９号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３９号、令和８年度吉岡町一般会計補正予算（第２号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

よって、議案第３９号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで議事日程を追加します。

議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

事務局に追加議事日程を配付させますので、その間、暫時休憩とします。

午前１０時０１分休憩

午前１０時０４分再開

## 追加日程第１　第１　議案第４０号　令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結について

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。

ただいま配付しました議事日程〔第４号の追加１〕により会議を進めます。

追加日程１の第１、議案第４０号、令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　議案第４０号、令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結について、提案理由を申し上げます。

令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、消防ポンプ自動車の購入に当たり、契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

その他契約の方法、金額、契約の相手方についての詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔総務課長　小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　契約の内容につきまして、１、契約の目的は令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）購入事業、台数は１台となります。

２、契約の方法は条件付一般競争入札による契約。

３、契約金額は３，２７８万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額は２９８万円です。

４、契約の相手方は東京都港区芝５丁目３６番７号、株式会社モリタ東京支店支店長岡本直彦でございます。

１枚はぐっていただきまして、こちらは物品売買仮契約書でございます。契約内容

は議案書の説明と重複しますので省略をさせていただきます。納入場所は吉岡町下田地内役場敷地内を考えております。納入期間につきましては、議会議決の日から令和９年２月２６日までを予定しております。

続きまして契約、契約の経過について説明いたします。次のページをご覧ください。

本件の入札は去る５月２２日に条件付一般競争入札により予定価格３，００７万９，０００円を税抜きで、入札参加者は１者で入札が執行されました。

その後、落札業者を決定し、５月２９日に落札業者である株式会社モリタ東京支店と落札金額２，９８０万円に消費税の２９８万円を加えた３，２７８万円にて、物品売買契約を締結いたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長（富岡大志君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第４０号は、総務産業常任委員会に付託します。

ここで総務産業常任委員会に付託されました議案の審査のため直ちに委員会を開いていただきます。総務産業常任委員会の委員の皆さんは委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩とします。

午前１０時０８分休憩

午前１０時５５分再開

議　長（富岡大志君）　会議を再開します。

## 追加日程第１　第２　委員会議案審査報告（総務産業常任委員長）〔第３〕

議　長（富岡大志君）　追加日程１の第２委員会、議案審査報告を議題とします。

委員会に付託した議案について、総務産業常任委員会の委員長から委員長報告を求めます。

それでは総務産業常任委員会、飯塚憲治委員長、委員長報告をお願いします。

〔総務産業常任委員会委員長　飯塚憲治君登壇〕

総務産業常任委員会委員長（飯塚憲治君）　それでは先ほど開かれました総務産業常任委員会の議案、これの審査報告を行います。

先ほどですが、本日６月１日、本会議場にて議長より当委員会に付託されました議案１件について、先ほど、午前１０時１５分より委員会室におきまして、審査を行いました。

出席者は委員７名、定足数に達しておりました。そのほか、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課長、局長、担当室長の出席のもと、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

付託議案は議案第４０号、消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結について、これにつきましていろいろな質疑は出ました。

それを大まかにまとめてみますと、ポンプ車の配置場所は下野田地区の第５分団、現車は経年２４年で走行が１万８，０００キロとのことでした。契約した新規購入車の代金は税込みで約３，２００万ちょっと。納入時期は、来年９年２月２６日までの契約ということであります。

そのほかの質問の中で、この資金についてですが補助金はあるのかという質疑ですが３分の２が補助される、これは税を含めた割合であるということです。

この現車を新しくする車両について、ＣＤ１型とあるがこの形式は、規定された既製品、これを購入するのかという質問につきましては、吉岡町指定の特注車形式を指定して購入契約をするということでした。

それから１番大切な入札ですけれども、９９．１％の入札額ということで、競争入札はあったのかと。そういう話が、質疑が出ましたけれども、入札期間は十分な期間を経て、広くインターネット等で公募したということですが、結果的に応札者が１者であったという結果でありました。

その中で群馬県では、登録されているこの当該自動車を製作納入する能力がある会社は何社ぐらいかという質問がありましたが、２６社あった。しかし、応募したのは１社と、これにつきましては、応募の競争原理を働かすせるための応募者数、応募者、会社ですね者数を増やす努力はという、質疑はありましたけれども、これは広く一般的にインターネット等で公募しているもので、別に恣意的なものはないと、一般的なものであるということでありました。

そのあとですね、今後の計画というような質問も出ましたが、かなり経年で、経年している消防車もあるので、今後順次計画していくと。

最後に、現車の廃棄となる車両の処分がどうかという質問がありましたが、これについては未定と、一つ考えられるのは公共的なオークションも考えていると。それを考えているだけでありまして、未定ということですので、はっきりとした処分方は決まっておらないということであります。

いろいろ質疑がありまして審査しましたが、結果的には原案を適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

以上、付託議案１件の審査報告といたします。

議　長（富岡大志君）　委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　質疑なしと認め質疑を終結します。

飯塚委員長自席へお戻りください。

## 追加日程第１　第３　議案第４０号　令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結について

議　長（富岡大志君）　追加日程１の第３、議案第４０号、令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４０号令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）売買契約の締結についてを、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　長（富岡大志君）　起立多数です。

よって、議案第４０号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第１４　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第１５　総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第１６　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第１７　議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第１８　予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第１９　自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議　長（富岡大志君）　日程第１４から第１９までの各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを、吉岡町議会会議規則第３５条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

よって一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会の委員長から、吉岡町議会会議規則第７１条の規定により、お手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これからこの申出６件を分離して採決します。

最初に議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

次に、総務産業常任委員会の委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

よって委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

次に、議会広報常任委員会委員長の申出についてお諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

次に、予算決算常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、自治体間交流推進特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議　長（富岡大志君）　異議なしと認めます。

よって委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## 町長挨拶

議　長（富岡大志君）　これで本日の日程が全て終了しました。

閉会の前に町長の発言の申し入れを許可します。

〔町長　柴﨑德一郎君登壇〕

町　長（柴﨑德一郎君）　定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

６月の中旬に入り、いよいよ梅雨のシーズンが訪れました。町内の田んぼでは植えられた稲の苗は爽やかに風にゆられております。気象庁発表した向こう３か月予報によりますと、過去３０年間の平均値と比べて今年も高い気温になる可能性が非常に高いとのことでございます。今年の夏も水分摂取等、自らの体調管理に心がけつつ、熱中症警戒アラートに気を配りながら過ごすことになりそうです。

さて、第２回定例議会で提出させていただいた議案のいずれにつきましても、可決いただきまして大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。また本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては今後町政の執行の中で留意してまいりたいと思っております。

結びに、議員皆様におかれましては、ますます健康に十分留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会にあたっての挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

## 閉会

議　長（富岡大志君）　以上をもちまして、令和８年第２回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前１０時５５分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長　　富　岡　大　志

吉岡町議会議員　　坂　田　一　広

吉岡町議会議員　　飯　島　　衛